

# 児童福祉に携わるひとのための 「警察が分かる」ハンドブック



## はしがき

このハンドブックは、児童虐待をめぐる問題にかかわっている方々、取り分け児童相談所の職員の方々が、警察のことと刑事手続に関することを理解できるようになることを目的としています。警察がどういうところで、児童虐待をどのようにとらえていて、どんな行動をとるのか、警察が「事件にする」というのはどういうことで、どういう判断によるのか、警察が加害者を捕まえた後はどうなるのか、警察の人が普通に使っている言葉はどんな意味なのか、といったことが分からないままでは、「連携をする」といっても実際には大変でしょう。お互いが理解し合える関係にあることが、連携には必要だと思います。

このハンドブックは、全体で4部構成になっています。

第1は、警察の組織と刑事手続に関する基礎知識です。警察の組織（警察のミッション・組織・働く人）、警察の仕事の内容、犯罪捜査とその後の刑事手続の流れ、警察の捜査の特徴、事件化の判断、警察捜査の考え方について、解説しています。この12頁を読めば、警察という組織と刑事手続に関することの大体が分かると思います。前半（1から3）は制度の説明です。個々の内容は知っている方も多いでしょうが、ひとまとめのセットになっているところに意味があると思っています。後半（4から6）は私たちの調査研究を基に書いたものです。読んでもらった警察の方からは、「自分たちがやってきたことは、こうだったと初めて分かった」という感想が寄せられています。

第2は、Q&Aです。児童相談所に長年勤務された方に作ってもらった30の問を基に、若干の追加等を行って、問と答を1頁で書いています。問の一覧を含めて40頁です。疑問に思っていたこと、興味があることを、選んでお読みください。疑問点のかなりが解消されると思っています。立場の違い・考え方の違いがあっても納得できないものもあるかもしれませんが、それをはっきりさせることも相互理解の上で必要なことだと思います。

「答」は、警察組織自体の回答ではありませんが、概ね実態に即している内容になっていると自負しています。ただし、警察は都道府県ごとの組織であり、組織の構成や子どもを守るための他機関との連携への取組みなどは、それぞれの都道府県で相当異なっていますので、違いがあることはご承知おきください。

第3は、被害者学からの知見です。被害者学の研究者が、事件化されることの被害者にとっての意義（事件化されないことによるデメリット）を4頁にまとめたものです。児童相談所の方は初めて聞くことかもしれません。警察の方は何となく感じておられることでしょうか、明確な形の文書になったのは初めてです。児童虐待の被害者を支援する立場の方に是非知ってもらいたいことなので、短いですが、一つの独立項目にしています。

第4は、用語集です。「警察の組織と行動が分かる110語」という副題を付けています。警察の人が当然のように使っている言葉の意味を確かめたいとき、分からない言葉が出てきたときに、お読みください。警察と福祉とのインターフェース役を担っている現場の方の「他機関連携用のお互いの言語を通訳するお役立ち用語辞典でもあったらいいな」というリクエストにお応えしました。（警察向けの児童福祉用語解説集をどなたかがお作りになることを期待しています。）

このハンドブックは、「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」という研究開発プロジェクトの研究成果です。第1、第2及び第4はプロジェクト代表者の田村が執筆し、第3はプロジェクト参加者で被害者学の研究者である本学の新恵里准教授が執筆しています。基になった調査研究には、研究所のメンバーとともに、実務家の協力を得ています。特に、ともに横浜市の児童相談所長経験者である岡聰志氏及び清水孝教氏には、本ハンドブックの作成に大きく寄与していただいています。

警察と福祉とが、不知と誤解に基づく不信ではなく、お互いに理解し、リスペクトし合いながら、子どものための連携が進められるようになる上で、本書が少しでも貢献できることを願っています。

平成30（2018）年12月

プロジェクト代表者（京都産業大学社会安全・警察学研究所所長）

田村正博

（補足1）国立研究開発法人科学技術振興機構の社会技術研究開発センター（RISTEX）の研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」のプロジェクト「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」は、平成27年11月から31年3月までを研究開発期間とし、京都産業大学社会安全・警察学研究所のメンバーのほか、研究所外参加者（研究者及び（元）実務家）で構成しています。警察大学校警察政策研究センターをはじめ、多くの関係組織のご協力をいただきました。

（補足2）調査研究の結果は、研究開発実施終了報告書が、上記の研究開発領域のウェブサイトに掲載される予定です。関連の論文の多くは、社会安全・警察学研究所発行の『社会安全・警察学』第4号と第5号（近刊）に掲載されています。

（補足3）プロジェクト代表者の田村は、警察庁、都道府県警察、警察大学校等で36年近く勤務し、平成25年1月に警察大学校長を最後に退官しました。同年4月から京都産業大学法学部教授、平成26年4月から研究所の所長をしています。

# 目次

## 第1 警察と刑事手続の基礎知識

1 警察組織	4
<コラム：警察の地域性と全国一体性>	5
2 警察の活動	5
<コラム：地域警察>	6
3 犯罪捜査とその後の刑事手続の流れ	6
4 警察の捜査の特徴	9
<コラム：検挙率と未解決事件>	11
5 事件化の判断	11
6 警察捜査の考え方	14

## 第2 Q&A

質問一覧	16
【連携・協同面接・司法面接】	20
【情報共有】	28
【事件化】	30
【捜査の遂行と刑事法の適用】	36
【報道発表と秘密保持】	39
【通告】	42
【警察署・警察の体制】	46
【児童相談所への評価・期待】	53

## 第3 刑事手続が、被害児童に与える「プラスの影響」について

1 従来の問題点	56
2 刑事手続を経ることでのプラスの影響	56
3 被害児童にとって「プラス」となるように留意すべきこと	58

## 第4 用語集（警察の組織と行動が分かる110語）

## 1 警察組織

### (1) 警察のミッション

警察は、「個人の生命・身体・財産の保護」と「公共安全・秩序の維持」という任務を遂行するために設けられた組織です（警察法 2 条 1 項に、「警察の責務」として規定されています。）。犯罪の捜査、犯罪の予防、交通安全（交通事故防止）、危険な事態からの個人の保護といったことが主な仕事になります。

警察は、都道府県ごとの組織ですが、警察法という法律で組織の基本が定められており、どの都道府県の警察も同じ仕事をしています。都道府県が警察の責務の範囲外の仕事を警察に行わせたり、他の行政組織の一部と合体させたりすることはできません。

### (2) 都道府県警察

警察は、都道府県の組織です（「警視庁」も東京都の組織です。）。市の警察はありません（「市警察部」は、道府県警察の中で政令指定都市と警察との連絡を担当する部署です。）。知事の指揮監督を受けず、人事の上でも、知事部局から完全に独立しています。

警察の仕事をしているのは、警察署です。警察署の名称や管轄区域は、条例で定められています。警察署の数は、2018 年 4 月現在で 1159 です（10 年前は 1206 でした。小規模警察署の統合を中心とした警察署の再編により、減少しています。）。

警察本部には、警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部が置かれています（大規模な警察本部では、総務部と地域部が、それぞれ警務部と生活安全部から分離されて置かれています。）。警察本部は、組織の管理及び警察署の指導を担当するほか、特別の専門的な知識を要する事件などを自ら捜査します。

### (3) 都道府県警察で働く人

都道府県警察には、警察官と警察官以外の職員（一般職員）がいます。警察官は、武器の使用を含めた警察の権限を行使します。階級があり、原則として試験によって昇任します。警察官の定数は、国が都道府県ごとに基準を定めています。警察官以外の職員は、行政職（事務）と各種の専門職（科学捜査研究職員など）ですが、国の定数の基準はなく、都道府県ごとに大きな違いがあります。

47 の都道府県警察を合わせると、2018 年 4 月現在で、28 万 8800 人が勤務していて、そのうち警察官が 26 万 0374 人、一般職員が 2 万 8426 人となっています。10 年前と比べると警察官は 6990 人増えていますが、一般職員は 333 人減っています（20 年前と比べると、警察官は 3 万 3973 人増、一般職員は 995 人減です。）。

地方公務員法や労働基準法の適用を受けることは一般の公務員と同じですが、労働組合（職員団体）の結成は法律（地方公務員法）で禁じられています。

## コラム：警察の地域性と全国一体性

警察は、都道府県という地方自治体の組織であり、警察官を含めた職員は都道府県ごとに採用されます。都道府県単位での地元意識（他の都道府県警察との競争意識）をもっていますし、それぞれが独自に作ったマスコットを活用するなど、地域との関係づくりにも努めています（警察マスコット図鑑が警察庁のウェブサイトにあります。）。

一方で、警察の活動の基準は国が定めていますし、警察官の制服や主要装備は全国共通です。階級が上がる度に国の警察教育施設に入校し、他の都道府県警察の警察官と寝食をともにして学びます。大規模な災害や国家的な行事があると、多数の警察官が応援派遣されます。全員が他の公務員とは違う警察共済組合の組合員になっています。

警察が地域的であると同時に全国一体的でもあることは、日本の警察制度の大きな特徴といえますし、様々な場面で警察が任務を遂行するのを支えています。

## 2 警察の活動

### (1) 警察の活動の主要データ

警察の活動をイメージしてもらう上で、まず、以下の数値（2017年）をご覧ください。

- ・ 刑法犯（窃盗、殺人など刑法の定める罪）認知 91 万件、同検挙 32 万件・21 万人
- ・ 110 番通報 901 万件
- ・ 人身交通事故 47 万件、道路交通法違反取締り 648 万件

このほか、相談取扱い 208 万件、不良行為少年補導 47 万件、死体取扱い 16 万體、精神錯乱者・泥酔者保護 10 万人、被留置者年間延べ 312 万人などなどです。

### (2) 犯罪への対処

警察の仕事のうち、最も基本的なものは、犯罪（刑法犯だけでなく、薬物などの特別法犯を含みます。）を捜査して犯人を検挙する（犯罪者を特定し、それを証明できる証拠を集めて、検察庁に送る）ことです。捜査については、後で解説します。

犯罪に関しては、発生を防ぐこと（犯罪予防）が重要であることは当然です。ただ、犯罪の捜査とは異なり、予防のための法的な制度・権限は極めて限られた対象や場面についてしか認められていません。このため事実上の措置（指導等）のほか、市民への情報提供、他機関・団体との犯罪防止に向けた協力関係づくりなどが行われています。

### (3) 危険な事態における被害防止

危険な事態におかれている人を救い出す（保護する）ことは、警察の仕事の典型です。原因は人為的なもの場合もそうでない場合も含まれます。自救能力を欠いた高齢者、子どもなどを保護する場面では、警察の組織力が発揮されます。精神錯乱者や泥酔者の保護の場面では、直接強制する権限も認められています（被害防止のためでも、直接強制には、厳しい要件が警察官職務執行法で定められています。）。

#### (4) 交通の安全を確保するための活動

道路交通に関して、警察は、道路交通法違反の取締りや人身事故が起きた場合の捜査を行うだけでなく、交通規制（信号機の設置、道路使用許可を含む。）、運転免許など、幅広い権限を有しています。

#### (5) 特定の類型の人・組織等を対象とした活動

ここから先は、やや強引なまとめになりますが、対象が特定のジャンルだということに着目して、残りの警察活動を紹介します。

少年については、非行防止に向けた少年の補導と被害防止に向けた諸対策（前兆とみられる声掛け事案等の行為者の特定・警告、児童虐待事案・いじめ事案への対応、福祉犯の取締り、有害環境の除去を含む。）が行われています。

暴力団に対しては、取締り（犯罪としての検挙）、暴力団対策法の運用、自治体や企業等と連携した暴力団排除が行われています。

国際テロを企てる者など様々な者・集団に対して、様々な対策がとられています（詳細は省略します。）。このほか、災害を含めた危機管理も、警察が他の機関とともに対応する仕事です。

#### (6) 犯罪被害者の支援

犯罪被害者及びその遺族・家族に対する支援（二次被害防止を含む。）として、被害者の手引の配付、捜査状況等の連絡、カウンセリング、再被害の防止（緊急通報装置の貸与等）、公費による負担（緊急避妊費用、診断書料、遺体修復費用等を対象）、犯罪被害者給付金の支給などを行っています。被害者支援団体の支援も警察が行っています。また、性犯罪被害者、交通事故被害者、配偶者からの暴力事案の被害者、ストーカー事案の被害者、被害少年、暴力団犯罪被害者には、その特性に応じた施策が講じられています。

なお、国では、国家公安委員会（警察庁）が、政府における被害者支援全体の推進役を担当しています。

#### コラム：地域警察

警察の中で最も多数の警察官が配置されているのは「地域」という部門です。地域警察官は、交番や駐在所、パトカーで、制服を着て、拳銃を着装して勤務しています。交番とパトカーは交代制、駐在所は単独配置でそこに居住して勤務します。交番では、110番などの事件・事案への対応のほか、パトロールをし、不審者への職務質問、交通違反取締りも行います。交番の前や駅などに一定時間居て警戒をすることもあります。受け持ちの地域の家庭を周ること（巡回連絡）も行うことになっています。

普段（事件・事案がないとき）も、行うべきことが多く、事件・事案があると、その後の書類作成に要する時間もかなりかかるということは知っておいてください。

### 3 犯罪捜査とその後の刑事手続の流れ

#### (1) 警察の犯罪捜査（被疑者の特定まで）

多くの事件では、警察は、被害者からの届出（被害届）を受けて捜査を開始します。届出等によって犯罪の発生を警察が知ること、「認知」と呼びます。

被害者から事情を聞いて参考人供述調書をはじめとする書類を作成し、証拠品の押収（任意に提出された物や現場に残された物については、領置という手続をとります。必要な証拠が提出されない、あるいは提出を求めると破棄されてしまうおそれがあるようなときは、裁判官の許可状を得て、捜索・差押えを行います。）、実況見分などを行い、犯人の特定に直接間接に役立つ様々な資料や証拠を収集していきます。防犯カメラ画像は今日広く収集すべき対象とされています。警察組織内外の専門家に鑑定をしてもらうことも多く行われます。

多くの証拠、資料を収集して分析検討を加え、さらに証拠、資料を集める中で、誰が犯罪行為をしたのか、その者が犯罪行為をしたことが十分な根拠を基に証明が可能なのか、といったことについて、組織的な判断が行われます。

## (2) 被疑者の逮捕又は任意処理

特定した被疑者の犯行であることを十分立証できるという見込みがあり、かつ捜査を遂行する上で被疑者を拘束（逮捕）する必要があると判断されたときは、警部以上の警察官が裁判官に逮捕状を請求し、裁判官から逮捕状が発付されたのを受けて、被疑者を逮捕します。

逮捕すると、警察は、被疑者の弁解を聞いた上で、留置の可否を判断します。留置した場合には、48時間以内に、検察官に身柄を送致するか、釈放しなければなりません（今日の実務ではより速やかに送致が行われています。）。身柄送致を受けた検察官は、引き続き拘束が必要であると判断したときは、24時間以内に裁判官に勾留を請求します。裁判官が認めると、被疑者は10日間勾留されます。延長が必要なときは、裁判官は、検察官の請求を受けて、10日以内で延長を認めます（勾留の期間は最長で20日間になります。）。勾留期間中には、被疑者の取調べと供述調書の作成をはじめとする警察の捜査活動が引き続き行われるのに加え、検察官による同様の捜査活動も行われます。

警察が被疑者を拘束する必要はないと判断すると、逮捕しないで事件が処理されます。任意出頭を求め、被疑者を取り調べて供述調書を作成し、他の証拠と総合的な検討を加え、十分に立証できると判断された段階で、捜査を終結し、書類を検察官に送致します。逮捕しないで処理されるものは、刑法犯で3分の2の多数に上っています。書類送致を受けた検察官は、被疑者の取調べをはじめとする必要な捜査を行います。

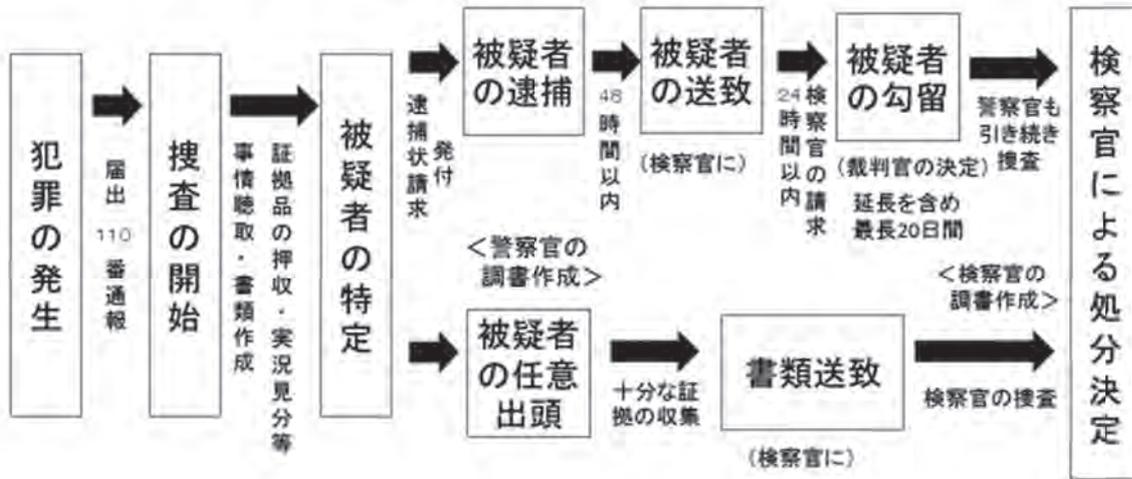
警察では、被疑者を逮捕することと、逮捕しないで書類送致をすることを合わせて、「検挙」と呼びます。検挙件数、検挙人員は、逮捕と書類送致（任意送致）の両者を含んでいます。

検察官は、捜査の結果を基に処分を決定します。身柄の拘束を継続したい場合には、勾留期間内に起訴しなければなりません。これに対し、身柄の拘束をしない（継続しない）のであれば、処分時期に決まりはありません。勾留期間が満了する時点で、いったん釈放し、その後の捜査結果を踏まえて処分を決める場合もあります。

捜査段階（検察官の処分までの段階）における刑事手続の流れは、図1のとおりです。

図1

## 刑事手続の流れ1（捜査段階）



### (3) 検察官の処分

検察官は、被疑者を起訴するかどうかを決定します（起訴後は「被告人」になります。）。

不起訴の多くは、有罪を得るだけの証拠はあるが、被疑者が反省していることなど様々な事情を考慮して起訴しないとする「起訴猶予」です。一方、有罪判決を得るだけの証拠がないという理由で不起訴にされるものは、「嫌疑不十分」と呼ばれます。刑事責任の追及を主たる目的として捜査した場合は、嫌疑不十分は目的を達成できなかったこととなります。起訴猶予は、実態を基にそう判断されたのであれば特に問題はないといえますが、本当の悪質性を明らかにできなかったためそうなった場合は、捜査の不十分さの結果といえます。

起訴する場合のうち、簡易裁判所の対象事件で、罰金 100 万円以下の刑の場合、被告人の承諾があれば、検察官は略式命令を申し立てることができます。裁判所が相当と認めれば略式命令が出され、被告人が不服を申し立てなければ、略式命令による有罪判決が確定します。証拠調べをしないですぐに裁判が終わるので、多くの事件で用いられています。

正式な刑事裁判を申し立てる起訴（求公判）があると、地方裁判所又は簡易裁判所で公判手続が開始されます。

### (4) 公判と裁判

公判では、裁判官、検察官と被告人（及び被告人の利益を守る立場の弁護人）が出席し、証拠調べが行われます。捜査段階で話したことが書面とされたものは、被告人側が同意しなければ、裁判で証拠になる資格（証拠能力）がないのが原則です。不同意になると、公開の法廷で行われる証人尋問で証言をしてもらわなければならないとなります。一方、被告人の捜査段階における本人に不利益な供述の書面（自白した内容が記載された供述調書）は、同意がなくとも、任意性に疑いがなければ、証拠とすることが認められます。

証拠調べが終結し、検察官、被告人（弁護人）の双方が意見を述べた後に、裁判所は、判決によって、有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑に処するかを判断を示します。

有罪となるのは、被告人が起訴された罪を行ったことが、合理的な疑いを超える証明がなされた（誰がどう考えてもそうだろうと判断できた）場合に限られます。捜査をした警察、起訴して公判を維持してきた検察にとって、勝利だと言えます。

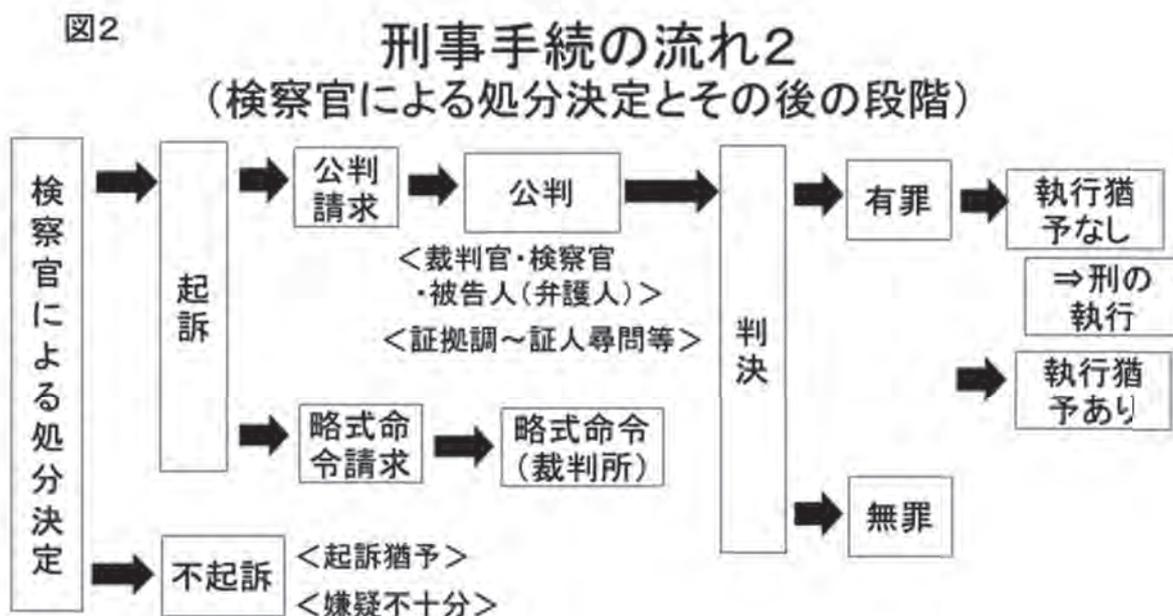
これに対し、被告人が行ったことの証明がなかった（合理的な疑いを超えるまでの証明がなされなかった）ときは、無罪になります。日本では、検察官が起訴の時点で間違いなく有罪が立証できると思わないと起訴をしないという運用がなされているので、無罪となる例は極めて少数です。警察と検察にとって敗北であることは言うまでもありません。

#### (5) 判決の確定と有罪判決の執行

判決に対して不服のある当事者（被告人又は検察官）は、2週間以内に控訴をすることができます。控訴審は高等裁判所です。控訴審の判決に対しては、最高裁判所に上告する制度がありますが、控訴とは異なり、上告が認められる対象は限られています。

執行猶予の付いていない有罪判決に上訴がなく、あるいは上訴審で控訴・上告が認容されないことが確定した場合には、刑が執行されます。罰金刑の場合には金銭の支払いですが、懲役刑の場合には、刑務所に収容されることとなります。

検察官の処分決定以後の流れは、図2のとおりです。



## 4 警察の捜査の特徴

### (1) 警察における犯罪捜査の位置付け

警察では、犯罪捜査は自らの最も重要な仕事だと位置づけられています。刑事部門（本部の刑事部とそれに対応する警察署の課（通常は刑事課）を合わせて、刑事部門と言います。）はもちろんですが、ほかの部門（例えば生活安全部門）でも、犯罪捜査が重視され、捜査をし、犯人を捕まえてこそ警察だ、という意識がもたれています。

市民から、警察といえば、「制服を着たお巡りさんが110番で現場に行く」と並んで、「刑事さんが犯人を捕まえる」ところだと思われています。警察官の自己意識もこれと符合していますが、前者は警察官が誰でも経験する仕事、後者は希望して認められた人だけができる専門的な仕事、という位置付けの違いがあります。

## (2) 捜査の独自性・強権性

犯罪捜査は、捜査機関である警察だけが行う仕事です（犯罪の予防が、警察だけでなく、多くの人々、機関・団体によって行われるのとは異なります。）。他の機関と連携して取り組むものではありません。犯罪捜査においては、強制権限が行使され、あるいは強制権限行使を背景にした「要請」によって、相手方を従わせています。警察にとって、検察以外の存在は、捜査の対象者（捜査に必要な情報や資料を提供させる相手）です。行政機関を含めて、対等な関係にある他者は存在しません。

また、捜査は、伝統的に、一般の行政上の利益や判断に優先するものとされています（警察が勝手にこう思っているのではなく、捜査関係事項照会に対して行政機関が回答義務を負うことや、捜索・差押えに対して「国の重大な利益を害する」場合を除いて拒むことができないという刑事訴訟法の制度がそのようになっているのです。）。この結果、他の機関に、警察の捜査は自己中心的だという印象を与えることもあ

## (3) 捜査の流動性・秘匿性

捜査を始めた段階では、事件の全貌は分かっておらず、事実関係が徐々に明らかになっていくことになりますが、途中の段階ではどうなっていくのか分かりません。ある見通しをもてたとしても、変わってしまうこともあります。さらに、捕まえる予定の被疑者に逃げられてしまうと、その身柄の確保が大変なことになります。このため、見通し等を明らかにできない、秘密にしておかなければならないことが強く意識されています（流動性ととも、犯罪者側の対抗措置を防ぐ必要があることが、秘匿性の強調につながります。）。

## (4) 捜査の困難性（その1 「合理的な疑いを超える立証」の難しさ）

犯罪捜査の最大の特徴は、大変難しく、しかも手間のかかる仕事だということです。

難しさの最大の理由は、刑事裁判で求められる立証の程度が非常に高いことです。その者がその犯罪を行ったことについて、「合理的な疑いを超える立証」ができるだけの証拠を集めなければなりません。公判で被告人側からどのような主張がなされても、誰がどう考えてもそうだろうと判断できるだけの立証ができるように、捜査段階で十分な証拠が収集されてないといけません。「まずこれで間違いない」では足りず、「どんなことがあろうと絶対間違いない」といえなければなりません。本人が自認していても、それだけで認定することはできず、公判で否認に転じることを想定しなければなりません。行政手続における事実認定とはまったく違うレベルの立証が求められるのが、刑事手続なのです。

## (5) 捜査の困難性（その2 証拠の散逸）

難しさの2つ目の理由は、証拠になり得る資料が消えていくことです。すぐになくなったり、変質したりして、証拠として使えなくなってしまう可能性が高いのです。人の記憶も、時が経つと、あいまいになっ

たり、不正確になったりしますし、裏付けができなくなってしまう。ですから、犯罪捜査では、迅速に証拠を収集することの必要性が常に強調されています。関係者に早急な協力を求めることになります。

また、捜査を始める段階では事件の全体像は分からず、最終的に何が証拠として必要になるかは、分かっていません。ですから、「あらゆる可能性を考えて」、証拠（となり得る資料）をすべて収集しておくことが求められます。このことは、書くのは簡単ですが、実行するのは極めて大変です。

#### (6) 捜査の困難性（その3 通常の行政事務よりはるかに多い書類等の作成）

捜査に大変な手間がかかることも、(4) 及び (5) と共通する理由からです。検察は、公判でどんな主張が被告人側からあっても有罪の立証が揺るがない、という判断ができないと起訴しませんから、捜査の段階では、実際にはほとんど争われない事件でも、争われる可能性が小さいと思われる事柄一つ一つについてまで、証拠を収集し、その過程を書類上で明らかにしておくが必要になってきます。一つの事件の立証に向けて集められた証拠、警察官が作成した書類は、大量で、それだけ膨大な手間がかけられています。

#### コラム：検挙率と未解決事件

警察が犯罪の発生を知った事件（認知件数）のうち、被疑者を特定し、逮捕又は任意送致することができた事件（検挙件数）の割合を「検挙率」といいます。凶悪犯（殺人、強盗、放火、強制性交等）で86.6%、窃盗犯で31.2%です（2017年中の数値）。

凶悪犯の場合、検挙できていない事件（未解決事件）には、犯人と思われる人間が浮上していない場合もありますが、犯人はこの人間だろうと分かっているながら、十分な証拠を収集することができなかった場合も少なからず含まれています。また、児童虐待の疑いのある死亡事件などでは、実質的に捜査をしても、犯罪があったとする十分な証拠の収集に至らず、犯罪の発生を知ったと公式にはいえない（認知に計上できていない）ケースがあります。そういった統計に表れない実質的な未解決事件も存在しているのです。

## 5 事件化の判断

### (1) 事件化の意味（事件化が問題になる事案）

事件化とは、ある行為を「犯罪」として、3で述べた正規の刑事手続（注）に載せる（警察が証拠となり得る資料を収集し、被疑者を逮捕又は書類送致する）ことです。人が殺された場合、価値のある物が盗まれた場合、振り込め詐欺の被害にあった場合などは、犯罪として扱うのが当然です。

これに対して、犯罪となるかどうかははっきりしない事案や、犯罪として扱うことが当然だと社会的に認識されていない事案の場合には、警察がそれを事件として正規に扱うかどうか（事件化するかどうか）が問題となります。

（注）14歳未満の少年の行為は、触法事案として、少年法に基づく調査、保護手続の対象となります。広い意味の事件化の対象ですが、以下の説明からは除外します。

## (2) 事件化の判断枠組み

個人的法益を害する罪（生命・身体、自由、秘密・名誉・信用・業務及び財産に対する罪）では、被害者の意思、証拠状況、事件捜査価値の3つの側面が判断枠組みとして存在しています（事件捜査価値については、次の項以下で説明します。）。

被害者がいて、十分な能力がある場合には、被害者の意思が捜査の開始の一般的な要因となります（子どもの場合には保護者から被害届が提出されます。）。もっとも、確定的な被害届出意思がない相談事案も多く、警察側がどう対応するか（被害届を出すように説得する、出すことを促す、特に意見を言わない、予想されるマイナス面や障害となるものを伝えてよく考えるように促す）によって被害届が実際に提出されるかどうかは異なってきます。被害届が取り下げられると、捜査も打ち切られるのが通例です。

図3

### 警察捜査の判断枠組み

#### 被害者の意思

被害者の意思（被害届の提出）は捜査を開始する一般的な要因  
\* 被害届があれば捜査を開始し、なければ開始しないのが通例  
\* 確定的な被害届出意思がない相談事案も多い  
＝警察側の対応（提出説得・促し・熟考奨励等）で異なる結果  
（警察としての事件捜査価値判断がその背景）

#### 証拠状況

証拠が十分にそろうことが検察官への送致の前提  
\* 「犯罪ありと思料」できる証拠がないと捜査開始自体できない  
\* 重篤な児童虐待事案では証拠収集の困難性が重大な問題

#### 事件捜査価値

① 刑事事件としての当罰性  
② 警察目的達成上の必要性（個人の保護、公共安全秩序の維持）  
③ 捜査の制約要因  
警察の資源分配上の問題(A)と被害者の受ける不利益(B)

被害者の意思を反映させるのには、刑罰で保護しようとする法益の主体が望まないなら捜査権限を行使する必要がない、という考えが背景にあります。もっとも、児童虐待の場合には、被虐待児や保護者の被害届がないからといって、捜査をしなくていいことにはなりません（犯罪し放題になってしまいますし、犯罪の責めを免れないことを定めた児童虐待防止法14条2項を没却することにもなります。）。子ども本人又は虐待をしていない保護者からの被害届があれば捜査すべきことは当然ですが、被害届がなくとも、警察の事件捜査価値の判断に基づいて、捜査を行うことになります。

証拠状況については、これまで繰り返し述べてきたように、立証できるだけの証拠が収集されなければ事件を送致することはできません。犯罪の行為者が分からない場合には、捜査をして未解決となりますが、行為者（関与者）は分かっているにもかかわらず犯罪といえるかどうかは明確でない場合には、警察として犯罪による被害の可能性が高いと判断しても、そのような判断をして捜査をしているということを対外的に言えないことも多くあります。虐待死の可能性のある事案がその典型です。

### (3) 事件捜査価値判断の影響

3番目の側面は、事件捜査価値の判断です。被害届の提出が予定されない事件の場合には、警察の事件捜査価値の判断が捜査を開始するかどうか直結します。被害者がいる場合には、事件捜査価値が乏しいことを理由に捜査をしないということはありませんが、価値が高い事件の捜査が優先されますし、被害者の意思が確定していない段階（被害届の提出をしたいとする者の意思を確認する段階を含みます。）の対応を通じて、被害届の提出に影響を与え、実質的に事件化に大きな影響を与えていることができます。

事件捜査価値の判断は、図4のとおりです。

図4

## 事件捜査価値(警察の判断)

### ① 刑事事件としての当罰性

犯罪に対する刑事法運用・国家刑罰権行使(刑事責任追及)の評価  
罰条の重さ、結果の重大性(法益侵害)と行為の悪質性が基本  
伝統的にはこれが最も重要と認識されてきた(起訴・刑事罰に価値)

### ② 警察目的達成上の必要性

警察目的(個人の生命・身体・財産の保護、公共の安全秩序の維持)の実現  
i 被害者の被害の回復・軽減(尊厳の回復・精神的被害の軽減を含む)、  
ii 同一人の再被害(重大被害化)防止、  
\* 人身安全関連事犯では重大被害化防止が最優先  
iii 他者に対する危害の防止、iv 秩序の回復(学校、家庭等)、  
v 犯罪の抑止その他の警察目的達成

### ③ 捜査の制約要因

A 警察の資源上の問題(限られた捜査力の合理的な分配)  
\* 国民の関心が高く対応が強く望まれる事件は優先度が高い  
B 被害者の受ける不利益: i 捜査・公判過程における二次被害、  
ii 社会的な関係性の中での不利益、iii 私生活上の不利益 等

### (4) 当罰性

当罰性というのは、処罰すべき程度が高いことです。刑罰法規の定める刑の重さと結果の重大性の程度、行為の態様の悪質性の程度が評価の基本になります。当罰性が非常に低い場合は、構成要件に該当していても、「事件にすべき事案ではない」とされます。

親密圏内の事案については、かつては刑罰権の行使は抑制すべきだ(法は家庭に入らず)という考えがありました。しかし、今日では、親密圏内の事案でも、個人の被害を放置することは許されず、刑罰権行使の上で、他の場合と区別しないという考え方がとられるようになってきました。児童虐待防止法14条2項で「児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行うものであること理由として、その責めを免れることはない。」と定めているのは、そのことを法的に明らかにしたものです。

### (5) 警察目的達成上の価値

警察という行政機関としての目的(個人の保護と公共の安全秩序の維持)に向けて、どの程度の効果が見込まれるのかということです。複数の要素があります。

- i 被害者の被害の回復・軽減。被害状態から救い出す、奪われた物を取り戻すといったことのほか、

被害者にとっての正義の実現による尊厳の回復・精神的な被害の軽減も含まれます。

ii 同一人の再被害防止・被害拡大防止。近年、著しく重視されるようになってきた要素です。特に、児童虐待事案や恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案などの「人身安全関連事案」では、このことが強く意識され、近時の検挙の急増につながっています。

iii 他者に対する危害の防止。比較的軽微な罪の段階で摘発し、次の犯行を思いとどまらせることです。性犯罪の前兆行動のつきまといなどでの検挙がこれに当たります。

iv 学校内秩序や家庭内秩序の回復。学校内事案の場合には、人身安全関連事案には含まれておらず、この要素が中心となります。

v その他の警察目的の達成。犯罪の抑止のほか、地域における社会不安の解消、暴力団対策、暴走族対策といったものがあります。

## (6) 制約要因の考慮

一つは、警察の資源上の問題です。限られた捜査員しかいないのですから、警察が実質的に捜査できるものは限られますので、どう合理的に資源を配分するかが警察組織管理者の課題になります。人身安全関連事案については、近年、資源上の優先配分の対象になったため、この面からの制約を考慮する必要性は大幅に減少しています。

もう一つは、捜査による被害者の不利益です。i 捜査・公判過程における二次被害、ii 社会的な関係性の中での不利益（職場内事件を申告した場合における職場での立場の悪化など）、iii 個人としての不利益（加害者と経済的基盤を共通する場合における収入の喪失、家庭内の対立の激化など）、といったものがあります。

## 6 警察捜査の考え方

### (1) 国家刑罰権行使につながるものとしての捜査

警察の犯罪捜査は、刑事裁判を経て刑の執行に至る刑事手続（刑事司法手続）の一環です。捜査の次に検察官による公訴の提起（起訴）が行われるのですから、捜査は、「公訴の提起、遂行の準備としての犯人及び証拠を発見・収集する手続」といえまし、全体を通じて国家刑罰権の実現につながるものと位置づけることができます。刑事訴訟法で捜査が定められている以上、これらのことは当然のことといえます。

国家刑罰権行使につながるという面だけで捜査をとらえる考え方を、「司法警察型捜査観」と呼ぶことができます。事案の真相を証拠で明らかにすることを第一にするという考えは、捜査の指導理念になっています（捜査の難しさを痛感する事態を経験すると、このことがよく分かります。）。この考え方では、捜査と行政のつながりはありません。

### (2) 目的達成の手段としての捜査

犯罪捜査は、人の身体拘束を含む非常に強力な権限です。ですから、警察では、権限行使において、「不偏不党且つ公平中正」でなければならないことが強調されています（警察法2条2項でそのことを定めています。）。手段として捜査権限を行使するという考え方には、あまり良い評価がなかった時代が長かったといえるでしょう。

しかし、近年では、警察の捜査権限は、人々の生活を守る（個人を被害から守る、生活環境を守るなど）ために、積極的に行使する必要がある、という考え方が広まってきています。捜査を国家刑罰権の行使につながるものとしか見ていないと、被害届が撤回される可能性のあるような事件は後回しにされてしまいますが、それでは、次の被害を防ぐという警察の任務が達成できないではないか、という問題提起だといえます。

個人の保護や環境の保全という目的達成の手段として捜査をとらえると、他の行政機関と共通する目的を実現する、連携をとっていく、という発想が生まれます。

### (3) 人身安全関連事案への対処としての捜査

平成 25 年 12 月に、警察庁から、生活安全局長・刑事局長の通達「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」が示されました。恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案を含めた人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（人身安全関連事案）について、体制の確立を求めるとともに、「人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に依りて第一義的に検挙措置等による加害の防止を図ること。」として、被害予防のために捜査権限を行使することを正面から求めています。

個人を保護することを実質的な目的として行われる捜査（他の目的が併存している場合を含む。）の場合、刑事訴追につながらなくとも、個人保護の目的が達成されれば、警察として役割を果たせたことになる、というのが近時の警察官の意識になっています。

(趣旨とお断り)

このQ&Aは、警察に関して、児童相談所の方々が抱く疑問や質問について、プロジェクトの調査研究成果を基に、1頁以内の「回答」という形式で説明をしたものです。

質問は、プロジェクトに参加した児童相談所関係者(元児童相談所長)のお2人に、現職の方の意見も聞いて、30問にまとめてもらったものをほぼそのまま使っていますが、若干の設問を追加しています(枝番と問番号のないものを含めれば36問になっています。)。2018年7月の時点でまとめてもらいましたので、その当時の問題関心が強く反映しています。

児童相談所の実態も、警察の実態も、それぞれ地域で違いがあり、疑問に思うことも異なっていますから、「こんな問は切実なものでない」とか、「うちの実態とは違ったことが書いてある」といったこともあろうと思いますが、それなりに一般性のある質問について、全国的にだいたいこんなところだろう、といった回答になっていますので、そのつもりでご覧ください。

回答の内容は、あくまでプロジェクトの見解であり、警察の見解ではありません。しかし、プロジェクトの調査研究を通じて得られたものを基に、できるだけ誠実に回答するように努めたものです。そうはいつでも、プロジェクト代表者の思い込みなどが原因で、一部筆が滑ったところがあるかもしれませんが、ご容赦ください。

文書化されたものを前にすることで、例えば警察からの派遣・出向者に尋ねるとしても、より良いコミュニケーションがとれると思います。

このQ & Aが相互理解の大きなステップになることを願っています。

### 質問一覧

#### 【連携・協同面接・司法面接】

Q1……3 機関協同面接は、大切な課題でありながら唐突な印象で通知が発出されました。機関連携のルールや法改正を前提としない通知について、警察はどう思われましたか。

Q2……3 機関協同面接に係る実践が重ねられていますが、検察が、警察に指示し調査面接が進んでいくことが多々あります。児童相談所も意見を言わないことも問題ですが、本来3機関協同面接は対等の立場から行われるものだと思います。検察、警察の捜査機関主導で調査面接が進んでいくことについては、もう一度あり方を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

Q3……協同面接をした後に事件化する際、供述調書の読み聞かせをし、署名、押印する場合と警察から検察への報告書で済む場合がありますが、その違いは何ですか。

Q3-2 検察官が聴取するメリットは何ですか。逆に、検察官の聴取した供述調書しか裁判で証拠にならないのなら、検察官以外が代表者となって聴取をしたり、報告書で済ませたりして意味があるのでしょうか。

- Q4 …… 協同面接をした後に事件化する、しないの判断基準はどこにありますか（日時、場所、加害者、行為、が特定されているということが必須でしょうか。）。
- Q5 …… 警察が作る調書は「私は…」という一人称でまとめられています。子どもは決してそんな表現をしないと思いますが、どうして一人称なのでしょう。いかにも、誰かがまとめた示唆的な文章に思えてしまいます。
- Q6 …… 警察から見たときの3機関協同面接の課題は何だと思えますか。
- Q7 …… 子どもへの被害確認の手法（司法面接）はこれまでの警察の捜査の手法とは大きく異なると思われそうですが、警察内部ではどのくらい浸透しているのでしょうか。

#### 【情報共有】

- Q8 …… 目黒の事件をきっかけに児童相談所が受け付けた虐待事案の全件共有についての議論が活発化し、いくつかの自治体では実際に始まっています。しかし、子どもの安全についての行動原則が共有されていない中では、情報を共有するだけでは警察と児童相談所による子どもの安全を守るための連携は進んでいかないとありますが、いかがでしょうか。
- Q9 …… 児童相談所の把握した虐待事案の全件共有となれば、児童相談所に自らの意思で相談しようとする保護者、子どもの相談を躊躇させてしまう場合があると思えます。「全件共有＝事件化」ではないことをどう説明できるのでしょうか。

#### 【事件化】

- Q10 …… 警察が事件化する基準はあるのでしょうか。軽微な身体虐待で親が逮捕されたり、重篤な事案でも事件化されなかったり対応がまちまちな印象があります。
- Q10 - 2 証拠の問題を除くと、事件化をするかどうかの判断においてどのようなことが考慮されているのでしょうか。
- Q10 - 3 危険性・切迫性の警察での評価は実際にはどのようなものなのでしょうか。どういう要素で判断されるのでしょうか。
- Q11 …… 逮捕するかどうかの判断基準はどのようなものなのでしょうか。
- Q12 …… 様々な理由から、児童相談所としては刑事事件化が進むことが望ましくないという意見を持つ場合もあります。事件化の判断をする際に、家族保全を理由とした児童相談所の意見はどの程度考慮していただけるのでしょうか。
- Q13 …… 虐待を受けている子どもは、自分が虐待されている、被害を受けているという認識が乏しいことが多いかと思えます。児童相談所は、子どものその時々気持ちを汲み取り事件化に消極的になる場合もあります。率直に、児童相談所の判断についてどう考えますか。

#### 【捜査の遂行と刑事法の適用】

- Q14 …… 警察と、検察の関係について教えてください。検察からの指示により、警察官が捜査をすることがあるようですが、検察は捜査指揮の権限があるのですか。
- Q15 …… 事件の処理（対応）の進み方のスピードがケースによってまちまちで、子どもとの初回の面接から数か月後に調書の確認をするケースもありました。事件の進み方、時間の経過は子ども、

被害家族にとっては分かりにくいものになっています。警察では、子ども、家族に事件後の対応についてどのように説明しているのでしょうか。

Q16 ……家庭訪問中に保護者から児童福祉司が暴言、暴力的威嚇(身体接触)を受け110通報しました。予想外にたくさんの警察官が来てくれ、その時「公務執行妨害」は重大な案件と言われました。児童相談所の職員は自分たちにも適用されるとの認識はほとんどありません。私たちの業務と「公務執行妨害」の関係について教えてください。

#### 【報道発表と秘密保持】

Q17 ……警察では児童虐待事案で記者発表する事案と発表しない事案がありますが、警察の判断基準はありますか。どのようなものが基準となるのですか(性的虐待などは記者発表されない場合や、一部の内容のみ発表されることがあります。)

Q18 ……警察は、捜査中だという理由で、ほとんどのことを教えてくれなくなるのはなぜですか。警察が言わないだけでなく、児童相談所が聞く相手にも、「捜査中だから言わないように」と口止めをしているのは不当だと感じますが、どうですか。

Q18 - 2 警察の捜査に協力したのに、警察からは何の知らせもないまま被疑者が逮捕されたという報道発表がされ、対応に追われたことがあります。途中で言えないのは仕方ないとしても、発表の前には関係機関に伝えることが当然ではないでしょうか。

#### 【通告】

Q19 ……189などの通告については、子どもの安全確保において24時間365日機動性を有する警察官が、まずは介入し、そのうえで相談機関が関与することが合理的だという意見も根強くありますが、どう考えますか。

Q20 ……警察からのDVによる心理的虐待の通告が児童相談所に多数寄せられていますが、かなりの期間が経過しての通告も多く、当事者との対応に苦慮することもあります。通告する際の基準や警察が考える留意点について教えてください(通告を受け児童相談所は状況確認のため家庭訪問を実施するが、「いつの話か」と門前払いされる場合があったり、「警察が来て解決済」などの対応を相手方からされる場合があります。)

Q20 - 2 警察は通告をすべて児童相談所にしていますが、法的には市町村も対象となっているのだから、面前DVのように緊急を要しないものは市町村に通告するように改めることはできないのでしょうか。

Q21 ……触法通告の際に児童相談所に通告する、または、しない場合の基準はあるのでしょうか。

#### 【警察署・警察の体制】

Q22 ……警察署によって対応に差があるような気がします。特に生活安全課の係長の個性による差を感じます。対応の統一を望むより、その特徴を認知しながら対処したほうがいいのでしょうか。

Q23 ……日中と夜間の警察の体制はどの様になっているのでしょうか。警察に連携要請をする場合、要請する時間帯はいつが良いですか(緊急事案で児童の一時保護が必要な事案であっても、児童の受け入れ準備や実行体制が早急に整わず、日中に虐待が発生したが対応が夕方から夜

半になることがあります。警察からは日中と夜間の体制が異なるので連絡は早めにと言われています。)

Q24 …… 児童虐待事案で生活安全課が担当する事案と刑事課が担当する事案があります。また、途中で担当課が変わる事案もあるようですが、どの様に担当は決まるのですか。

Q25 …… 生活安全課との連携は凶れるようになってきていますが、刑事課との連携は難しく感じます。連携のポイントを教えてください（生活安全課から刑事課になると、途端に情報共有が難しくなり情報遮断状態となる場合があります。）。

<コーヒーブレイク> …… 児童相談所が主に関わる警察官は生活安全課の職員ですが、穏やかな方、子どもに理解のある方が多いかと思います。生活安全課に配属される職員はどんな特性を持った職員でしょうか。

Q26 …… 警察官の方は、子ども虐待あるいは児童福祉について学ぶ機会はあるのでしょうか。

Q27 …… 児童虐待や DV 事案への対応は警察の業務全体のどのくらいの割合になるのでしょうか。

#### 【児童相談所への評価・期待】

Q28 …… 率直に、警察は、児童相談所に対してどんな思いを持っているのでしょうか（対応の甘さも含めて）。

Q29 …… 児童相談所の脆弱な組織・人員体制についてどの程度理解されているのでしょうか。大きすぎる期待値を感じる事が多々あります（警察署は全国で約 1150 か所、児童相談所は 200 か所強、警察官は約 26 万人、児童福祉司約 3 千人）。

Q30 …… 警察が児童相談所に求めるものは何ですか。

Q1

3 機関協同面接は、大切な課題でありながら唐突な印象で通知が発出されました。機関連携のルールや法改正を前提としない通知について、警察はどう思われましたか。

A

平成 27 年 10 月 28 日付で、警察庁から都道府県警察宛に「児童を被害者等とする事案への対応における検察や児童相談所との更なる連携強化について」が示され、同日付で、最高検察庁から地方検察庁等に「警察及び児童相談所との更なる連携強化について（通知）」、厚生労働省から都道府県等に対して「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」が示されました。「警察がどう思ったか」を答えるのは無理ですので、プロジェクトとして推測を含めた見解を述べます。

通達の文言の上からは 3 省庁の違いがありますが、警察庁も、法務省及び厚生労働省と、協同聴取の協議などの連携を強化するという合意をしたものだと思います。もっとも、文言や内容も統一した上での通知・通達が出されているわけではないので、その時点で細部に至るまでの合意があったかどうかは分かりません。推測になりますが、繰り返しの聴取による児童の負担を軽減すべきだという政治的な強い声を受けて、警察庁も、厚生労働省、法務省と共通する方針をとることに応じたものだと思います。

当初、都道府県警察では、対応に大きなばらつきがありましたが、検察庁において、代表者による聴取で録音録画（注）しつつ供述調書を作成し、それによって起訴不起訴を判断する、ということが主流になってきたため、児童相談所の参加があるかどうかに関わらず、警察では、早期に検察に連絡し、代表者による聴取が行われる、という実務が広がってきています。

児童相談所は、都道府県や政令指定都市等の組織で、厚生労働省の通知も、地方自治法の「技術上の助言」ですから、国の機関が一方的に方針を示すことを問題だと感ずるのは、ある意味当然だといえるでしょう。これに対し、検察は、国家機関ですから、全国統一の対応がなされることが当然です（実際には、実務上の様々なことに関して、東京と大阪をはじめ、地域によってかなり違いがあるのですが、法的にはすべて検事総長の指揮監督の対象です。）。警察の場合には、都道府県ごとの組織であるといっても、警察本部長をはじめとする上級幹部（警視正以上）は国家公務員ですし、警察法上、警察庁長官の指揮監督権限が認められています。このため、他の機関との関係について、国の機関同士で調整をした結果を「通達」されることは当然にあり得ることだと認識されています。

（注）検察庁では、平成 26 年 10 月から、「公判請求が見込まれる事件であって、被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの事案」では、被害者・参考人の録音録画を実施することとしており、近年では年間 3 千人を超える被害者・参考人について実施しています。

**Q2**

3 機関協同面接に係る実践が重ねられていますが、検察が、警察に指示し調査面接が進んでいくことが多々あります。児童相談所も意見を言わないことも問題ですが、本来 3 機関協同面接は対等の立場から行われるものだと思います。検察、警察の捜査機関主導で調査面接が進んでいくことについては、もう一度あり方を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**A**

検察が実質的にリードして進めていることについて、きちんと話し合い、合意形成をした上で進めるべきだという指摘は、そのとおりだと思います。

ただ、警察の立場からすると、検察が行うという方針を示した場合、それに応じないというのは難しい面があります。というのは、代表者による聴取（3 機関協同面接）における聴取の目的は、児童相談所は子どもの保護・支援のためですが、警察と検察は、加害者への刑事処分のための証拠収集という目的で共通しています（警察の捜査は、全体としては刑事責任の追及だけでなく、被害者の安全の確保等も目的としています。事情聴取そのものは証拠収集の手段です。）。刑事責任追及の必要性が高い事件（重篤な結果を招いた児童虐待のように悪質性の高い事件）であればあるほど、警察は、検察官の要望に対応して証拠を収集することになります（警察と検察の関係については **Q14** 参照）。検察の実務として、代表聴取の結果作成した調書を基に訴追を判断するという方針が組織として明確なものとなってしまうと、警察は、それに従うことにならざるを得ません。

現時点では、代表者による聴取（協同面接）にどこまで前向きで取り組むかは、聴取者をどうするか（検察官に限るか、他の者に委ねることもあるか）を含めて、検察庁によって方針の違いが大きいようです。検察が積極的な場合には、警察はそれに従い、児相の意見はあまり反映されないところが多いかもしれません。しかし、児相の意見を聞き、それを反映させる必要性もある（特に聴取後の子どもへのフォローも行っていかなければならない。）のですから、3 機関で協議を重ねていくべきだと言えるでしょう。

なお、検察又は警察が代表として聴取した結果が「捜査に関する書類」であるとして児童相談所が使えるようになっていない（一部の庁ではある程度可能なところもあるようですが）というのは、代表者による聴取の趣旨を考えると、是正されるべきだとプロジェクトとして考えますが、それは児童相談所が主張し、厚生労働省が法務省と協議して解決すべきことだと思います（警察に発言を期待されても無理でしょう。）。

最後に、元警察庁刑事局勤務員として一言。捜査の初期に検察官が代表として聴取することは、警察の伝統的な理念（警察は第一次捜査権を持ち、自らが主体的に捜査を遂げる責任を負っているという考え方）からすれば、警察が捜査を始めた段階で検察官に連絡し、検察の主導で被害者の供述の聴取が行われるということ自体大問題だといえますが、もうそんなことを言うような時代ではなくなったのだ、ということを感じています。

**Q3**

協同面接をした後に事件化する際、供述調書の読み聞かせをし、署名、押印する場合と、警察から検察への報告書で済む場合がありますが、その違いは何ですか。

**A**

子どもからの聴取結果については、供述調書を作成する場合と、録音録画した子どもとのやり取りを一言一句文字で起こした報告書を作成する場合があります。

児童とのやり取りを録音録画してその内容の全てを報告書にすることは、実際に児童がそう言ったということをはっきりさせて、内容についてもそのとおりでと思ってもらえる（「信用性が担保される」という表現が捜査機関では使われます。）という意味では、供述調書よりも優れているという評価ができるでしょう。ただし、この方式の場合には、作成する時間もかかりますし、事実を認定する側にとっても、内容を読んで理解する（事件の立証上必要となる事項について、供述者は結局どう言っているのか、ということ認識する）のには相当な時間を要することとなります。

これに対し、供述調書は、事件の立証に必要な事項について、供述者がどう言っているのかが明確に表現された文章になっているので、事実認定をする者が必要な内容を早くかつ正確に理解できます。また、検察官が聴取して録取したものは、被告人側が拒否しても、要件を満たせば裁判所に証拠として提出することが認められます（「特に信用すべき状況」があることが要件になりますが、録音録画していることでその状況を明らかにすることができます。）。このため、児童の年齢が比較的高く、供述調書の信用性が争われにくい場合には、供述調書とすることが行われています。

### Q3-2

検察官が聴取するメリットは何ですか。逆に、検察官の聴取した供述調書しか裁判で証拠にならないのなら、検察官以外が代表聴取をしたり、報告書で済ませたりして意味があるのでしょうか。

### A

検察官の面前で供述された内容を検察官が録取した書面（検察官面前調書と呼ばれます。検面調書、2号書面といった言い方がされることもあります。）は、刑事訴訟法321条1項2号により、その者が公判でこれと異なる証言をしたときに、特に信用すべき状況があれば、証拠とすることができると規定されています。一方、警察官や児童相談所の職員が作成した書面は、被告人側が同意しなければ証拠となりません。

公判で被告人が争った場合に、被害児童が公判で証言をしなければならなくなることは同じですが、被害児童の公判の証言が捜査段階とは異なる内容となったとしても、元の捜査段階の供述（起訴する段階で判断の基にした検察官面前調書に記載されている供述）が裁判で証拠とすることが認められることは、刑事裁判で立証する検察にとって大きな利点だといえます（警察や児童裁判所の職員が録取した書面しかなければ、それと異なる供述を公判でされた場合に、起訴する段階で判断の基にした供述調書は使えず、公判供述を基に立証しなければならなくなる、ということになってしまいますから、それを検察が避けようとするのは合理的だといえます。）。

多くの検察庁で、検察官が聴取者になることを主張し、実行しているのは、このような考え方によるものといえます。

これに対し、検察官が代表聴取をするのにこだわる必要はない（検察官面前調書でなくてもいい）という考え方もあります。

まず、被告人が同意すれば、検察官以外が作成した供述調書でも、あるいは録音録画した内容を文字に置きなおした報告書でも、裁判の証拠とすることができます（この点では検面調書と変わりません。）。一方、不同意となった場合には、公判で被害者を証人として尋問することになりますが、被告人としても、裁判所の心証を害する（裁判所に「被害者に負担を負わせている」、「被告人は反省していない」と思われてしまうことで刑が重くなる）というリスクを負うことになります。ですから、実際に不同意になるケースは限られます。不同意となった場合でも、公判で適切な証言を得られれば、検面調書を使うことにはなりません。公判で異なった供述がされてしまった場合に、法的には検面調書を使うことができたとしても、近年の刑事裁判における、「公判」での証人尋問での供述こそが大事で調書になるべく頼るべきではないという流れの中で、検面調書の記述を基に主張、立証することが実際にどこまで有効なのか、という疑問もあるといえます。

検察幹部で児童虐待の問題に詳しい人の中に、検察官かどうかより、実態としてきちんとした内容の聴取ができるかどうかの方が大事だ、という発言をする方がけっこういるのには、上記のような背景と実務への評価があるように思います。

**Q4**

協同面接をした後に事件化する、しないの判断基準はどこにありますか（日時、場所、加害者、行為、が特定されているということが必須でしょうか。）。

**A**

代表者による聴取（協同面接）は、児童相談所の調査だけでなく、警察も検察も捜査のために事情を聴取する必要がある事件だから行われます。ですから、刑事事件として扱われることがあり得る事案が対象です（厚生労働省の通知では、「刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など」が対象であることが明記されています。）。一般に警察としての事件化は、被害者の意思、証拠状況、事件の捜査価値判断の三つの側面から検討されます（**Q10**参照）が、代表者による聴取の対象となる事案は、証拠さえ十分であれば、被害者が事件化しないことを強く望んだ場合を除けば、事件化をする（刑事事件として捜査を遂げて、検察官に送致をする）のが当然だといえます。

問題となるのは証拠状況です。事件として加害者を訴追するのは検察官の判断ですが、起訴状に記載された犯罪事実（これを「訴因（そいん）」といいます。）を検察は公判で立証しなければなりません。公判で被告人・弁護人からどんな弁解や主張が出されても、合理的な疑いを超える（誰がどう考えてもそうだと思うようになる）立証をしなければならないのです。立証できるだけの十分な証拠が得られなかった場合には、起訴されませんし、それだけの証拠が得られる見込みがなければ、事件化をしないという判断に至ることもあります。代表者による聴取の結果得られた供述では、公判での万全な立証ができないと検察が判断することもあるでしょう。

立証の対象となる事実は訴因です。刑事訴訟法は、訴因について、「出来る限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定」しなければならないと定めています（256条3項）。訴因の特定は、裁判所における審判の対象を限定するとともに、被告人に対して防御する対象を明らかにすることに意味があります。被告人側が、事実はなかったという主張（例えばアリバイの主張）をする場面を考えてみると、日時・場所や方法が特定されていることが必要であることが分かるはずですが、犯罪の種類や性質から特定できない特殊事情がある場合（例えば薬物使用事件）や被害者が死亡した事件では、ある程度の幅をもったものとするのが認められますが、できる限り特定したといえるかどうか厳しく審査されます。

証言可能な被害者のいる通常の事件では、日時・場所や方法を特定することが当然視されます。性的虐待などで日常的に自宅内で繰り返し行われた犯罪の場合、直近の時点のものを事件化することになるのが通常ですが、発覚が遅いと、日時の特定ができず、起訴されないという結果になってしまう場合が、残念ながらかなりあります。

加害者を特定しなければ起訴自体ができません。両親の双方又はいずれかの犯行であり、第三者によることはあり得ないとしても、それでは不十分です。

**Q5**

警察が作る調書は「私は…」という一人称でまとめられています。子どもは決してそんな表現をしないと思いますが、どうして一人称なのでしょう。いかにも、誰かがまとめた示唆的な文章に思えてしまいます。

**A**

供述調書は、捜査員が人（被疑者又は参考人）を取り調べて、供述を録取した書面ですが、発言をそのまま記載するものではありません。読む側（犯罪事実を認定する人）にとって、必要な内容を正確にかつ早く認識することができるようにするために、「供述の内容を基にして録取者がまとめて書いた文書」です。犯罪を立証するのに必要のない供述は記載されません。直接見聞きしたことがはっきり分かるように、内心の事実ならどのような経緯をして、なぜそう思ったかということまで分かるように、明確に記載されます（取調べでは、そういったことを一つ一つ確認していかなければなりません。）。

調書に記載される内容を語っているのは、供述者なので、一人称で表記するのが当然です（一人称は「私」に限りません。男子の場合には、「ぼく」と表記することもあります）。供述者の真意に合致するものであることは、文書を確認してもらい（読んで聞かせ、閲読をしてもらい、増減変更が申し立てられた場合は、それに従って修正をした上で）、署名押印をしてもらうことで明らかにしています。

供述調書は、事実を認定する立場の者に読んで理解してもらえるものでなければなりません。他の者に分からない言葉が話されたときは、その意味を確認し、他の者に理解できる文言で記載しますが、「供述者が略語、方言、隠語等を用いた場合において、供述の真実性を確保するために必要があるときは、これをそのまま記載し、適当な注を付しておく等の方法を講ずる」こととされています（犯罪捜査規範 179 条 1 項 4 号）。

一般の成人の場合には、供述者が知らないような法律用語や警察関係者の間でだけ通用するような文言を用いないようにすることに注意すれば、特に問題はありません。これに対し、子どもの場合には、子どもが実際に話すものと、大人が通常用いる表現との違いが大きいため、作成者が普通にまとめて書くと、「本当にそんなことを言っているのか」とか「子どもが理解できないままに署名押印されているのではないか」と疑われてしまいます。読んで分かりやすいという面以上に、発言内容や子どもの理解している内容との合致が優先されなければならないことになるはずで、例えば、漢字をできるだけ使わないで、ひらがなを使い、あるいはふりがなを付けることも行われています。

私見ですが、事実認定者にとっての読みやすさや理解しやすさ、事実認定上の役割の実現を強調してきた過去の指導にとらわれすぎて、「供述者の供述に即したもの」という供述調書の本質を体現させることがやや疎かになる傾向が生ずる可能性があるのではないか、という危惧をもっています。

**Q6**

警察から見たときの3機関協同面接の課題は何だと思えますか。

**A**

実情は地域によってかなり異なっており、課題として認識される内容も異なると思います。ある県警察では、どの機関も必要性を十分認識しているといえない、情報共有が不十分で適切な面接計画を立てにくい、面接の技法を十分に習得している者が少ない、場所や環境が整っていない、といったことを指摘していました。

警察の見解を代弁できるわけではありませんが、これまでの調査結果を踏まえたプロジェクト研究代表者としての私見を以下に記載します。

3機関かどうかということ以上に、司法面接と呼ばれる方法で、処罰すべき行為の存在を立証できるだけの供述を得ることができるか、ということが警察にとって最大の課題だと思えます。司法面接は、虚偽の内容が含まれることを防ぎ、供述者の負担を軽減する上で重要だと思えますが、日本の刑事裁判では、有罪を得るために求められる証拠の程度が高く、多くの事柄について被害者に確認をしなければなりません。また、一度開示した被害をなかったと言い出したり、供述すること自体を拒否する子どもも稀ではありません。十分に話すことができないために、刑事上の処分を加えられなかったら、正義に反するだけでなく、被害者本人の立ち直りの支障になることもあるでしょう（このような刑事上の処分の持つ被害者にとってのプラスの意義を児童相談所がきちんと認識していないということを感じています。プラスの面については本ハンドブックの第3をご覧ください。）。

この観点から、「できるだけ早く、1回で」という原則を過度に強調することなく、被害者を支援することで被害者が安心して供述できるような状況を作り、被害者の不安やブロックになっているものを解消・軽減していくための仕組みを構築していくことが大事だというのが現時点での考えです。

このほか、聴取する代表者が子どもとの信頼関係構築の面で十分な能力をもっていないといけなことを指摘しておきます。子どもと平素の接触の少ない検察官には、子どもとの関係作りをもっと学んでもらう必要があるし、児童相談所の職員や警察の少年係の捜査員を含めて、子どもとの関係作りの専門家に聴取してもらう方がいいケースも多いのではないかと思います（児童相談所職員の場合は、証拠として何が大事かをしっかりと分かっておいてもらうことが前提です。）。警察官等が代表者として聴取した後に、ごく短い確認的内容の調書を検察官が作成することもあっていいと考えます。

司法面接・協同面接は子どものための手法なので、形式的画一的な適用によって子どもの利益を損なうことがないようにすべきだというのが、私が今一番思っていることです。

**Q7**

子どもへの被害確認の手法（司法面接）はこれまでの警察の捜査の手法とは大きく異なると思われませんが、警察内部ではどのくらい浸透しているのでしょうか。

**A**

全体を通じてみると、数日かけてしっかり学び、実務でもその手法を用いた面接に当たっている少数の人がいて、1日ないし半日の研修を受けた人がある程度いる、といった状態です。

日本で司法面接の研修を行っている中で最も主要なのは、仲真紀子立命館大学教授（元北海道大学教授）のグループですが、その研修を受けた警察関係者（警察官・警察職員）の数は平成29年度までの延べ数で2485人となっています。なお、児関係者は2595人、検察関係者は1123人です。

また、警察大学校には、取調べ技術総合研究・研修センターがあり、司法面接のトレーナー研修を受講した者もそこで教えています。

**Q8** 目黒の事件をきっかけに児童相談所が受け付けた虐待事案の全件共有についての議論が活発化し、いくつかの自治体では実際に始まっています。しかし、子どもの安全についての行動原則が共有されていない中では、情報を共有するだけでは警察と児童相談所による子どもの安全を守るための連携は進んでいかないとと思いますが、いかがでしょうか。

**A** 子どもの安全についての行動原則の共有は容易でない（できない）としても、意味のある情報の共有と相互理解が進めば、それぞれの機関がより有効適切な措置を講ずることができるようになり、子どもの安全の確保に有益な結果が得られると考えます。

より多くの情報が児童相談所から提供されれば、自らの判断をより適切に行うことができるので、それ自体は良いことだ、と思っている警察関係者もかなりいると思います。

しかし、本当に大事なものの共有ができることが重要であって、提供された情報の処理に追われるようでは、警察にとっても全件情報提供がいいとはいえないはずです。ある警察署長が、「対象を限っていると、実際にはその一部しか提供されなくなるおそれがある（児童相談所長が代わると提供されなくなることも起き得る）ので、全件共有が望ましいと思っていたが、先日児童相談所長と話をして、明らかに警察に提供する必要のない事案も多く、全件共有しても警察として意味は乏しい、ボーダーラインとかわれてしまいかねないものの情報を確実に伝えてもらうことが大事で、児童相談所との間で相互理解を図ること（警察も常に事件化を考えているわけではないこと等を分かってもらうことなど）で解決可能だと思った。」と発言していたのは、いい例です。

政府が決めた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日）で、①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報、②48時間以内に安全確認ができない事案に関する情報、③①の児童虐待に起因した一時保護等を解除し、家庭復帰するものに関する情報を、児童相談所と警察との間で共有することを明確化するとされています。共有すべき情報の中核となるものを明示していて、妥当なものだと思います。

行政機関は、ある場面に限って協同した行動をとることは可能でしょうが、共通の行動原則を設けることは困難でしょう。プロジェクトとしては、行政機関がそれぞれ固有の目的と行動規範があることを前提として、それを変えるのではなく、お互いに相手方を理解する（相手の機関がなぜそういう行動をとるのか、なぜあることはできないのか、何に困っているのか、を理解する）ことこそが、連携のために求められるのであって、単に情報を共有することだけでなく、相互理解を進展させることが大事だと考えています。

**Q9**

児童相談所の把握した虐待事案の全件共有となれば、児童相談所に自らの意思で相談しようとする保護者、子どもの相談を躊躇させてしまう場合があると思います。「全件共有＝事件化」ではないことをどう説明できるでしょうか。

**A**

多くの場合、提供された虐待事案の情報は、110番通報等があった場合の適切な対応や、その後の状況確認などに用いられています。県警察によっては、少年補導職員による被害児童への継続指導を含めた支援に当たることもあります。児童相談所の対応にお任せし、警察としては次に何かあったときに備えるだけということもあるでしょう。事件化を行うのは、子どもの安全の確保（再被害防止）や立ち直りを図る上で放置できない事案と、刑事上の責任が重い事案が中心です。そのほかでは、放置できないと判断される場合や関係者の積極的な処罰意思がある場合に捜査をしますが、いずれにも当たらなければ捜査（事件化）はしないでしょう。

事案があれば全部捜査して検挙するわけではないことは、児童相談所への通告と検挙の数を比較すれば分かります（平成29年中の身体的虐待の通告は1万2343人、検挙は904件（被害児童数もほぼ同数）です。）。県警察で調べたところでも、様々な経路で警察が分かった事案のうち、検挙されるのは数%にとどまっていました。

ただし、児童相談所が提供した情報の使用をコントロールすることはできませんし、情報の提供を受けた警察側では、「情報があつたのに対応しなかった」という批判を避けるために、事件化すべきだと思われる事案（特に次の危害防止が必要だと思われる事案）の捜査をすることになります。これまで、全件ではなくとも、他より多くの情報提供を受けていた県警察の中には、著しく検挙件数が多いところも、一部ですが実際に存在しています。全件共有が「児童相談所に自らの意思で相談しようとする保護者、子どもの相談を躊躇させてしまう場合がある」ことはあり得るでしょうし、その問題の重要性を警察側が常に認識しているとも思えません。

ですから、児童相談所の側は、情報を共有すべき事案を限定する（全件共有しない）ものとするか、かりに全件共有するとしても、提供する情報の範囲を狭いものに設定することはあっていいし、そうすることが当然だというのが、プロジェクトとしての見解です。また、児童相談所と警察の幹部との協議の場を設け、相互理解を進めて弊害を避ける努力をしていくことが必要だと思います。

## 【事件化】

---

**Q10** 警察が事件化する基準はあるのでしょうか。軽微な身体虐待で親が逮捕されたり、重篤な事案でも事件化されなかったり、対応がまちまちな印象があります。

**A** 児童虐待事件を含む個人被害犯罪の事件化に当たっては、被害者の意思、証拠状況、事件捜査価値に関する警察の判断という三つの側面で判断がされます。

証拠状況とは、その加害者によって犯罪が行われたことを、「合理的な疑いを超える」ところまで立証する（どんな弁解や主張が被告人・弁護人からあっても、「誰がどう見てもそうだろう」と思えるところまで証明できるまでの証拠を集めきる）ことができるかどうかということです。

事件捜査価値については、①刑事事件としての当罰性、②警察目的達成上の必要性、③捜査の制約要因（警察の資源分配上の問題と被害者の受ける不利益）の考慮、という3つの判断軸が存在すると考えられます。①は、刑罰上の評価が重いことで、適用される刑罰規定に定められている刑の重さと刑罰上の評価としての悪質性（結果の重大性、行為態様の悪質性）を意味します。②は、警察の設置目的である個人の生命・身体・財産の保護と公共の安全秩序の維持の実現にどの程度の必要性があるか、という価値判断で、i 被害者の被害の回復・軽減、ii 同一人の再被害防止・被害拡大防止、iii 他者に対する危害防止、iv 学校内秩序や家庭内秩序の回復、v 犯罪の抑止などです。近年、児童虐待などは、人身安全関連事案として位置付けられ、「同一人の再被害防止・被害拡大防止」が極めて重視されるようになってきています。③の制約要因のうち、資源上の限界に関しては、人身安全関連事案の場合は優先度が高く、あまり問題になりません。捜査による被害者の不利益には、i 捜査・公判過程における二次被害、ii 社会的な関係性の中での不利益、iii 個人としての不利益があります。ただ、③はあくまで制約要因としての考慮要素であって、①と②が基本です。事件捜査価値が低ければ、被害者からの積極的な申出がなければ事件化せず、事件捜査価値が高い場合には、警察として被害者に届出をするよう働きかけをすることを含め、積極的に事件化を図ることになります。

警察の対応が分からないというのは、証拠状況の違いによるものが主だと思います。比較的軽い傷害で、行為からそれほど時間が経っていない時点で発見され、被害者がきちんと状況を話せる場合には、証拠上の問題は少ないのですが、被害者が死亡しあるいは乳幼児で供述できない場合には、立証は困難になります（虐待は目撃者もなく、指紋などの客観証拠での立証もできません。）。このため、軽い事件の場合は立証しやすいので事件化される一方で、重篤な事件の場合で証拠の収集が十分見込めないときは事件化されないということが起きています（捜査をしていても、結局十分な証拠がなければ公表できません。）。今の警察にとって、児童虐待に関して最も重大な問題は、重篤な児童虐待事案において、実際に検挙できていないものが相当あるということです。

## Q10-2

証拠の問題を除くと、事件化をどうかの判断においてどのようなことが考慮されているのでしょうか。

**A**

まず、犯罪行為としての評価です。被害の程度（結果が重いか軽い）と、加害行為の悪質性・危険性の程度（行為がどのような態様のものか、特に凶器を使用しているかどうか、被害部位はどこかどこを狙っていたか、執拗に繰り返したのかそうでないかなど）、原因動機は何か、といったことで判断されます。全体を「事件の悪質性」と呼ぶことがあります。適用される刑罰規定（罪名）と並んで刑事上の評価（当罰性）の基本になるものですから、児童虐待に限らず、どの事件でも、警察では捜査によってこれらの事実を解明し、判断につなげています。

次に加害者の状況です。過去の加害行為の有無とそのときの状況（どのようなことがあった際に加害行為がなされたのか）、犯行後の状況・態度のほか、本人の一般的な遵法態度（虐待以外の前科・前歴を含む。）や自己コントロール能力が評価対象となります。刑罰上の評価と重なる要素もあります（常習性や前科など）が、児童虐待では、危険性・切迫性につながるものが重視され、刑事裁判で証拠にならないものを含めて、警察としての対応の必要性が判断されます。例えば、過去の加害行為に関しては、身体に残った痕跡（あざ）、被害者の供述、加害者の供述だけでなく、過去の通報のような情報のレベルのものも考慮されます。また、加害者が精神的な疾患を抱えている場合には、刑事上の責任評価としては軽減要素になり得るでしょうが、将来の危険という意味では危険度を上げる要素になり得ます。

三番目は周囲の状況です。通常の事件とは異なり、児童虐待の場合には、危険性の判断要素としても、また被害者の将来の利益保護の観点からも、考慮要素になります。特に、家庭環境が改善されて、次の被害が防止できるかどうか重要なものとなります。事件化が被害者及び被害関係者に与える影響についても、考慮の対象となりますが、当罰性の評価と危険度（危険性・切迫性）がまず検討された後の評価になります。

なお、被害者の意思に関してですが、成人の被害で被害者が意思を明らかにできるのであれば、被害届を提出するかどうか、多くの場合決定的な意味をもちます。子どもが被害者の事件では、保護者が代わって被害届を提出することも多く行われています。これに対し、児童虐待の場合には、被害者の意思に委ねればよいというわけにはいきませんし、非加害親であっても保護者に委ねるのがいいわけではありません。「被害届があったから捜査をする」のではなく、捜査をすべき事案だから警察は本人のために捜査をする、その際、本人を支援して、被害を供述できるようにする状況を作ることが重視されることとなります。

**Q10-3**

危険性・切迫性の警察での評価は実際にはどのようなものでしょうか。どういう要素で判断されるのでしょうか。

**A**

危険度は、加害行為の事実（けがの程度・部位など児童の身体的状況に係るもの及び行為内容）とリスク要因（過去の虐待、被害児童の特性、加害者の再発示唆言動、加害者の衝動性・攻撃性、疾患（依存症を含む。）、育児に当たっての愛情のなさ、親族等との交流のなさ、養育環境の悪さなど）を踏まえて、高度、中度、軽度に区分されます。高度である場合は、緊急な対応をしなければならず、児童を保護し、身柄付通告が行われます。中度の場合は、早急な対応が求められるものとして、保護の要否が検討され、身柄付又は書面での通告が行われます。高度な場合には事件化に向けた捜査が行われ、中度の場合は事件化の検討が行われることが、基本的に想定されています。軽度の場合は、事件化の対象には通常はならず、保護者を指導し、経過を確認するとともに、児童相談所に書面通告が行われます。

身体的虐待を例にすると、児童の身体に、頭部・胸部・腹部の外傷がある（診察を要するレベルもの）、熱湯やタバコの押しつけ等による火傷がある、歩行不可能な乳児が骨折しているといった状況があれば、緊急性が高いと判断されます。身体に外傷・火傷がなくとも、生命に危険を伴う暴力、身体拘束・監禁、異物・薬物を飲ませる、水につける・熱湯をかける・布団蒸しにする、乳幼児を投げる・踏みつけるなどの行為があった場合も同じです。心中自殺をする言動があるときも緊急な対応が求められます。

緊急な対応を要する場合には、迅速に事件化に向けた捜査が行われるのが原則ですが、その時点で犯罪を構成するとはいえなかったり、犯罪である疑いが強くとも証拠を集めることができなければ、逮捕という手段をとることはできません。警察としては保護者への警告等をするほかはないので、児童相談所での一時保護が緊急に必要になります。

身体に複数のあざがある、不自然な部位に傷があるといった場合や、通常の暴行、傷害、道具を使った体罰、姿勢の強要といった行為がなされた場合には、リスク要因を踏まえて、緊急性の判断がなされます。リスク要因は、前記のとおりですが、子どもが低年齢（3歳未満）の場合には、親の行動が直ちに生命の危険につながることもあり得るので、他の場合以上に、危険度が高いものとしてみななければならないこととされています。

これに対し、娘の帰宅が遅いことを注意したのに口答えされたので思わず叩いてしまったといった事案のようなものは、日ごろの親子関係が良好であれば、警察官が指導をするのとどめ、通告することはあっても、刑事的な措置はとられないのが通例だろうと思います。親が「言うことを聞けない子は一緒に死ぬか」と言ってハサミを示したような事案では、その背景事情や親子の関係の実際、過去にも刃物を用いているか、といった状況をきちんと調べた上で、危険性の程度が高くなければ同様になると思います。

## Q11 逮捕するかどうかの判断基準はどのようなものでしょうか。

**A** 被疑者を逮捕して検察官に送致するか、逮捕しないで検察官に送致する（書類送致ないし書類送検）といえます。「任意」又は「在宅」と呼ぶこともあります。）かは、その者によって犯罪が行われたことを証拠に基づいて認定して検察官に処理を委ねるという意味では同じですが、被疑者にとっては極めて大きな差があります。

逮捕は、現行犯人を警察が発見した場合に行われる現行犯逮捕、裁判官の令状（逮捕状）を得て行われる通常逮捕、重大な犯罪で令状を得る暇（待つ時間）がないときに行われる緊急逮捕の3種類があります。緊急逮捕は例外的なものですから、現行犯以外で逮捕をする場合には、裁判官に事前に令状を請求することになります。

逮捕権の行使については、慎重な判断が行われており、多くの事件で被疑者を逮捕しないまま処理しています（刑法上の犯罪では、警察で逮捕されているのは被疑者の約3分の1です。）。逮捕状の請求に当たっては、その人が犯罪をしたといえるだけの資料がある（これを逮捕の「理由」といいます。）ことを要するほか、逮捕の必要性も求められます。逮捕は、被疑者の逃走を防止し、証拠を保全する（証拠を破棄させたり、共犯者や関係者にウソをつくように頼んだりすることを防止する（これを「罪証隠滅の防止」といいます。））ためですから、被疑者に逃走のおそれがあるか、罪証隠滅のおそれがあることが「逮捕の必要性」に当たります。そのほかにも、社会通念に照らして、逮捕の必要性がないと思われる場合もあります（それほど重い犯罪でない場合であって、被疑者の健康状態が悪い、家族を介護しているといった特別な事情があるときなどです。）。逮捕の必要性は、「被疑者の年齢、境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情」に照らして判断されます（刑事訴訟規則143条の3）。

法的要件を満たしていることを前提に、警察で逮捕の要否が判断されます。重篤な結果を生じた事案や性的虐待のように結果が重大あるいは態様が悪質であれば、当然逮捕します。また、事件自体は重大悪質とはいえなくとも、次の危害を防ぐ必要性が高い場合には、逮捕して実質的な被害防止を図っています。児童虐待は、多くの場合、上記のいずれかに該当するときに事件化をするので、逮捕される事案が多くを占める（逮捕構成率の高い県警察では9割、低いところでも3分の2）という特徴があります。

重大又は悪質ではなく、次の被害防止の必要性もそれほど高いとはいえないものは、事件化自体をしないことも多くありますが、放置していいとはいえない程度であったり、警察として事件化の必要性が高いとは思っていなくても被害者本人又は加害親以外の保護者が事件化を望む場合には、事件として書類送致をするということもあります。そのほか、家族の保全という観点からの児童相談所の見解を踏まえて、逮捕しないで書類送致としたというケースも一部であります。

**Q12** 様々な理由から、児童相談所としては刑事事件化が進むことが望ましくないという意見を持つ場合もあります。事件化の判断をする際に、家族保全を理由とした児童相談所の意見はどの程度考慮していただけるのでしょうか。

**A** 当罰性の高い（刑罰を科す必要性の高い）事案、危険性・切迫性のある事案については、警察として事件化しなければならない対象ですから、それと異なる見解を考慮することはありません。重篤な結果に至った事案や性的虐待事案はもちろんですが、事件自体はそれほど重いものではなくても、行為の態様や過去の加害行為の存在、原因動機といったものを踏まえて、再度の虐待（特により重い加害行為）が起きる可能性が相当程度ある場合は、次の被害防止の観点から、事件化をすることになります。その判断の基には、事件化が犯罪に該当する再度の虐待を防ぐのに有効であるという警察側の認識があります（刑事訴追され、あるいは反省を述べて起訴猶予になることで、再発は少なくなるというのが警察の認識です。前歴がある者が再度犯罪となる虐待を行った場合、警察では当然事件化をしますから、そういった事案が少ないことは警察に分かっている客観的な事実といえます。）。

重篤な結果ではなく、再度の可能性も高いとはいえない場合には、被害の程度、行為の悪質性といったことに加えて、総合的な判断が行われており、その後の家族関係への影響も考慮要素になっています（「親密圏内特有の事情といえる事件化が被害者及び被害関係者に与える影響、親密圏内における自浄可能性を考慮して、総合的に判断する。」、「立件することの可否の判断として、家庭内自治の観点から、継続的な家庭環境の把握と指導等により、家庭環境が改善される見込みが高く、児童への再被害防止が図られる場合など、事件化することにより保護者との関係を引き裂いて家庭の再統合を妨害するようなことがないよう慎重に判断する。」、といった回答が県警察から得られています。）。ですから、「警察は何が何でも事件化しようとしている」わけではない（**Q09**参照）ことを踏まえ、見相としての意見を伝えていくことは当然あっていいと思います。

もっとも、児童相談所の考えについては、多くのところでは一つの判断資料という程度ではないかと思われます。警察署幹部との日頃の関係づくり、あるいは警察本部の担当課との間での意見交換といったことが、児童相談所の考えを警察が「考慮する」ということにつながっていくように思えます。児童相談所側の見解を重視すべきとする下記の捜査関係者の見解も含めて、警察に伝えていくことが必要になるでしょう。

「児童の健全な育成や保護という観点からすれば、その再発の防止や関係の修復は、家庭自体の保護機能の回復によってなされるのが理想であるともいえ、そのような見通しができる事案であるにもかかわらず、あえて刑事事件として立件して（中略）対応することは、適切とはいいがたい。刑事事件の立件の可否の判断には、こうした家庭の再統合の見通しも踏まえた相応の慎重さが求められる面もあり、捜査機関に加え、児童の保護育成を専門分野とする自治体の所管課や児童相談所などの関係機関の所見も踏まえた上で立件の是非を検討すべき場合も少なくない。」（高橋孝一「児童虐待事案における捜査上の留意事項」警察学論集 69 巻 11 号 52 頁、著者は検察官）

**Q13** 虐待を受けている子どもは、自分が虐待されている、被害を受けているという認識が乏しいことが多いかと思います。児童相談所は、子どものその時々気持ちを汲み取り事件化に消極的になる場合もあります。率直に、児童相談所の判断についてどう考えますか。

**A** 虐待の被害を受けている子どもが、虐待を受けている、被害を受けているという認識を持ちにくいというのはよくあることです。加害親から「お前が悪いから」という刷り込みをされ、被害者として声も上げられなくさせられています。処罰をして欲しいと思う子どもの方が例外でしょう。

児童相談所には、「自分が悪いのではなく、親（加害者）が悪いのだ」ということを、一時的にその子が苦しむとしても、その子に認識してもらおうべく努めるべきだ（そのための勇気づけをして欲しい）、というのが警察関係者の通常の見解だと思います。もし、「時間が経って回復した後で事件にしたいと思えたならその時にすればいい」という認識を児童相談所側がもっているとしたら、改めてもらわなければなりません。早期に証拠収集に入らなければ、加害者の犯罪は立証できなくなることを前提にしてください。

刑事手続を進めることは、単に加害者に不利益を与えるだけではありません。被害者にとって、自分が悪いのではないということを明確にし、精神的な立ち直りに資する効果があります（本ハンドブックの第3をみてください）。被害を受けた子どものサポートをする者は、子どもから、「話すことができずスッキリした」という声をよく聞いています。警察の側からすると、児童相談所の見解は、捜査による児童の不利益の面を過大に評価し、長期的なその子の人生にわたる利益の面を正當に評価していない、と思えるでしょう。

事案自体がそれほど重くなく、次の被害防止も児童相談所の働きかけや措置に委ねていいのであれば、児童相談所の見解を踏まえて、事件化をしないでいいと警察も判断していいこともあるでしょうが、悪質な事案や次の被害防止の必要性があるのに、被害児のその時の気持ちを理由に事件化をしなくていいとはいえない（そういった児童相談所の見解は重視しない。）というのが警察の見解だと思います。少年補導職員の中に、「被害申告の意思は、子どもが最初に発した言葉がすべてではなく、「育てていくものだ」として、子どもをエンパワーし動機付けをしている例がありますが、児童相談所もそうして欲しいというのが警察の思いでしょう。

「虐待を受けた子どもは、容易に事件化を望まない」という認識のもとに、関係機関は、虐待の専門家として、子どもが被害者として声を上げることの障害になっているものが何かをよく見極め、十分に子どもに接しないといけないという共通認識をもつことが重要だ、というのが被害者学研究者の見解であり、当プロジェクトの見解でもあります。

**Q14** 警察と、検察の関係について教えてください。検察からの指示により、警察官が捜査をすることがあるようですが、検察は捜査指揮の権限があるのですか。

**A** 警察は、検察の指揮下で捜査をするわけではありません（注）。一方、被疑者を起訴するかどうかを決める権限や、被疑者の勾留を裁判官に請求する権限は、検察官だけがもっています。検察は、裁判所での審理の過程でどんな弁解や主張が被告人・弁護人から出されても、有罪判決が得られるようにする責任を負っています。被告人の犯行であることを、証拠によって、「合理的な疑い」がさしはさまれる余地のないところまで（誰がどう考えてもそうだろうと思えるまで）立証できるようにしておかなければならないのです。

事件を担当する検察官は、公判での立証を念頭に、警察の捜査で得られた証拠を吟味し、起訴・不起訴の判断を行います（最終的な判断は、検察組織での厳しい事件決裁を経て行われます。）。検察官は捜査を自らする権限を有していますし、被疑者の取調べはどの事件でも実際に行っていますが、人数が少ない（検事と副検事の合計で2800人弱）ため、証拠が不足していると判断した場合（上司から不十分と言われる可能性があると思う場合を含みます。）には、警察に追加的な捜査を求めることで対応するのが通常です。

警察も検察も、悪いことをした者に正当な処罰が下されることを目指して活動するという立場を共有していますが、多くの事件では、警察がまず捜査をし、それを検察がチェックをするという関係にあります。警察では、検察官から、追加的な捜査を求められた場合、応じないと起訴されなくなる可能性が高まるので、求められた捜査をするのが通常です。警察として、必ず起訴されないといけないと思う事件（悪質な事件、社会的注目を浴びる重要な事件）の場合は、逮捕する前に、法的な判断、証拠の状況などを含めて検察官に相談し、ゴーサインをもらってから、逮捕等を行うということも多く行われています。被害児の死亡した児童虐待事案は、これに当たります。

まとめると、検察に捜査指揮の権限はないが、警察が、事件を起訴してもらうために、検察側に求められたことを実施している、という関係だといえます。これに対し、警察が起訴してもらわなくても構わない、と考えているのであれば、検察側の求めに応ずるかどうかは個別に判断されることになります。軽微な事件で起訴猶予にしかならないもののほか、専ら次の事案を防ぐために捜査権限を行使する場合はそうなりません。

（注）刑事訴訟法193条の検察官の司法警察職員に対する指示・指揮の規定については、捜査書類の書式の定めのような一般的な指示、複数の捜査機関が捜査する場合の調整、検察官が独自捜査を行う場合の補助に限られると、警察では解されています。

**Q15**

事件の処理（対応）の進み方のスピードがケースによってまちまちで、子どもとの初回の面接から数か月後に調書の確認をするケースもありました。事件の進み方、時間の経過は子ども、被害家族にとっては分かりにくいものになっています。警察では、子ども、家族に事件後の対応についてどのように説明しているのでしょうか。

**A**

事件によって、捜査に要する時間がかかなり異なることは事実です。事件化をする際には、早期に行うことが通例ですが、乳児の被害の事件のように被害者の供述が得られないもの場合には、立証が難しく、鑑定が不可欠になるなど、長期の捜査をよぎなくされる場合もあります（一部の県警察では、乳児の頭部損傷などは再鑑定をすることが通例になっていて、半年以上かかる場所もあると聞いています。）。なお、初回の面接から数か月後に調書の確認をするのは、通常では想定し難く、何らかの特殊な事情があったのではないかとしか言えません。

捜査に長期を要する事案でも、事案発生から早期に基礎となる証拠（現場の証拠や早い時点の供述）を収集確保しておくことが必要になりますので、警察が早期の連絡を児童相談所に求めることは何ら変わらないことをご理解ください。

捜査に長期を要する場合には、被害者本人だけでなく、関係機関にもある程度の説明をしておくことが本来からすれば望ましいとはいえるでしょうが、個別の理由は被害者本人にも説明できないことからであり、児童相談所に説明するのは無理なケースが多いだろうと思います（捜査の秘密に関して **Q18**参照）。

背景事情や一般の捜査の特徴等について、児童相談所側の理解を得るための警察による平素からの説明が大事だと思っていますし、そういったことを含めての児童相談所と警察との連絡体制の整備が必要になってくると考えます。警察官が児童相談所に出向（派遣）（注）されることは、双方の理解を深める上で、重要な手段であり、拡大することが期待されます。

（注）「出向」も「派遣」も公務員が他の行政機関の職員となることですが、そのうち、「出向」はその期間中は元の身分を失って出向先の職員となること、「派遣」は元の身分をもったまま派遣先の身分をあわせもつこと（併任）を意味します（行政機関以外への「出向」「派遣」は別の意味のようですが、警察と児童相談所の間ではこの意味になります。）。警察官が出向すると警察官ではなくなりますが、派遣の場合は警察官の身分をもっていて給与も県警察から支払われます。

**Q16**

家庭訪問中に保護者から児童福祉司が暴言、暴力的威嚇（身体接触）を受け 110 通報しました。予想外にたくさんの警察官が来てくれ、その時「公務執行妨害」は重大な案件と言われました。児童相談所の職員は自分たちにも適用されるとの認識はほとんどありません。私たちの業務と「公務執行妨害」の関係について教えてください。

**A**

公務執行妨害罪は、公務員の職務の執行に対して暴行または脅迫を加える罪で、刑罰は 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金とされています（刑法 95 条 1 項）。単なる暴行脅迫とは異なり、緊急逮捕が可能な罪に当たります。平成 18 年の刑法改正で罰金刑が追加されています（懲役刑を科すに至らない事案が起訴猶予となっていたのを、罰金刑を科することで対応するためです。）。間接暴行も含まれると解されますが、実際の適用は公務員に対する直接的な暴行又は脅迫に限られています。

「職務の執行」とは、公務員が仕事をしていることを意味します（勤務時間中全てというわけではなく、何らかの個別具体的な仕事をしていることです。）。権力的な作用だけでなく、非権力的な作用も含まれます（注）。

公務執行妨害罪は公務（適法な公務）による公益を害する罪と位置づけられます。ですから、被害を申告するのは攻撃を受けた職員ではなく、公務所を代表する者です。公務員個人に対する暴行罪（けがをしていれば傷害罪）又は脅迫罪も同時に成立しますが、重い方の刑で罰することになります（暴行罪や脅迫罪より公務執行妨害罪が重い刑です。傷害罪が成立すれば傷害罪の刑になります。）。

適用は、警察官の場合が多いですが、刑務所の刑務官や消防署の消防吏員の場合もあります（ある市の消防局では、公務中に職員が暴行を受けた場合には、消防業務の適正な執行を図る必要があることから、消防局長又は消防署長が公務執行妨害罪で告発することになることを、公表しています。）。また、区役所の窓口職員に対する暴言や、市役所の職員に対する暴行でも、この罪で逮捕しています。一方、学校では、対教師暴力を公務執行妨害ではなく、専ら個人被害の事件として処理しているようです。

児童相談所の職員が人と接する仕事をしている際に、その対象者から暴行脅迫を加えられた場合には、警察に通報し、組織としての被害申告等を行うことがあって当然だといえます。例えば、子どもが搬送された病院で、事情を聴取していた児童相談所職員の胸ぐらをつかんだ者について、公務執行妨害罪を適用して逮捕した事例があります。

（注）権力的な公務に限るという学説もありますが、公務の円滑な実施という本罪の保護法益からすれば、権力的な公務に限定する必要はなく、実際に権力的業務以外にも適用しています。なお、強制力を行使する権力的公務以外の公務については、威力業務妨害罪にも該当します。

**Q17** 警察では児童虐待事案で記者発表する事案と発表しない事案がありますが、警察の判断基準はありますか。どのようなものが基準となるのですか（性的虐待などは記者発表されない場合や、一部の内容のみ発表されることがあります。）。

**A** 被疑者を逮捕した事案はその時点で発表し、それ以外の事案は発表をしないのが原則です。発表時には、加害者の氏名は実名を明らかにしますが、少年の場合のみは匿名です（加害少年を匿名にするのは、少年法61条が審判に付された少年又は少年時の犯行で起訴された少年について本人を推知することができる記事を掲載してはならないと定めていることに対応したものです。）。

虐待事案の場合、加害者を実名で明らかにすると、実質的に被害者が特定されてしまうことが多くあります。被害者が死亡している事件では、被害者の保護を考える必要がないので、一般原則に従って公表していますが、生存している場合には被害者への悪影響をどう防ぐのかが問題となります。

この点に関して、明確な全国の方針は定められていませんし、実際の取扱いも、各県警察で異なります（報道機関側は「すべて公表すべきであり、記事にするかどうかの判断と責任は報道機関側にある。」というのが建前なので、非公表とすることの合意があるわけではありません。）。

これまで調査したところでは、「公表することで被害者に悪影響を及ぼす場合には逮捕した事実自体を非公表とする」というところが多いように思われます。事案を公表しつつ、加害者の氏名を非公表としていたところもありますが少数です（少年の場合以外の加害者の匿名発表は、報道機関側の反発があるので、避けるところが大半です。）。

そのほか、虐待事案も通常と同じく公表しているが、実際には異例なものを除き報道されないというところも一部でありました。性的な事案を除きすべて情報提供をしていて、しかも実際に報道されている県がごく一部でありましたが、被虐待児の利益保護をまったく考慮していない誤った方針であり、強く批判すべきだと思っています。

上記の方針は、報道機関に情報がもれていないことが前提です。報道機関は、警察が公表していなくても、報道する価値があると自ら認識した事実を知れば、それを報道することを使命であると考えています。このため、報道機関に情報がもれていて、非公表でも報道されてしまうおそれがあることを踏まえて、通常なら非公表としている事案を公表するというケースもあります。報道機関に情報がもれるとこのように大きな問題になりますから、警察では、事件捜査に関する秘密の保持が特に重視されます。これが、児童相談所側から見た警察（特に刑事課）からの情報提供が得られなくなることの原因にもなっています（**Q18**参照）。

**Q18** 警察は、捜査中だという理由で、ほとんどのことを教えてくれなくなるのはなぜですか。警察が言わないだけでなく、児童相談所が聞く相手にも、「捜査中だから言わないように」と口止めをしているのは不当だと感じますが、どうですか。

**A** 警察が捜査をする際に、最も大事なこととして、「秘密の保持」に努めなければならないとされています（犯罪捜査規範 9 条参照）。その理由は、次の 5 つです。これらの理由のほとんどは、警察から秘密がもれてはならないというだけでなく、警察から事情を聞かれた人からもれることも避けなければならない、ということにつながります。

1 つ目は、他の人に知られてはならない個人の情報を扱っているためです。この点は、児童相談所も同じですから、詳しく述べる必要はないでしょう。

2 つ目は、捜査の遂行に支障が及ぶことを避けるためです。捕まる可能性があることが被疑者に分かって逃亡されると、捜査は事実上ストップしてしまいます。捜査対象者に話さなくとも、誰かに言えば、本人に何らかの形で伝わってしまう可能性があります。また、捜査への支障は、その事件についてだけではなく、将来の捜査への影響も含まれます。

3 つ目は、報道機関への対応をきちんと行うためです。**Q17**にあるように、報道機関に情報がもれていると、発表しないでおくべきものを発表せざるを得なくなることが生じ、関係者や関係先に不利益が及ぶことにつながります。警察の組織内部でも、その事件捜査に直接当たっていない者には、情報を伝えないという方針がとられています。

4 つ目は、その事件の捜査がどのようなようになっていくのかということが、警察自身にも分からないためです。見込みをもっていても、変わってしまうことは捜査ではよくあることです。捜査のことがよく分かっていない人に何らかの情報を伝えると、それが確定的なものであるような誤解を招くことがあるので、一層伝えるわけにはいかなくなります。

5 つ目は、他者に情報を伝えても、通常の捜査の場合、捜査機関としてのメリットがないことです。

児童虐待事件で生存している被害者の安全の確保や立ち直りを主な目的としている捜査の場合には、目的の達成に児童相談所等との連携が必要になるので、5 番目の理由は成り立ちません。可能な範囲で情報を共有することが大事だということになります。共通目的達成の重要性を、捜査主管部署にも分かってもらう努力が大切です。警察の聴取に応じた人が外に話さないようにという対象から、児童相談所を除くこともあるでしょう。

同時に、児童虐待事件の捜査でも、5 以外の秘密保持理由は存在します。警察の内部でも情報共有を認めないのは、3 で記載したとおりです。他の機関になると、4 で述べた誤解も生まれます。「なぜ秘密を保持しなければならないのか」が分かっていないと、他者に対する秘密の保持が不十分になってしまうおそれが生ずる、ということも実際によくあることです。児童相談所も、組織内に警察関係者を配置するなど、秘密保持能力に関して警察側からの信頼を得る努力も必要だと思います。

## Q18-2

警察の捜査に協力したのに、警察からは何の知らせもないまま被疑者が逮捕されたという報道発表がされ、対応に追われたことがあります。途中で言えないのは仕方ないとしても、発表の前には関係機関に伝えることが当然ではないでしょうか。

## A

報道機関に知られていたために、急いで発表せざるを得ない場合（Q17参照）は、事前連絡ができなくなってしまいますから、そのためにも、秘密の保持が大事です（その結果情報共有が困難になるという面があることについては、Q18参照。）。

被疑者の逮捕前に「近く逮捕する」旨を他者に伝えることはできません。最も秘密性が強い事柄（もれてしまった場合の悪影響が最も大きい情報）だからです。

必要な関係先への連絡は、逮捕してから報道機関への公表までの短い時間（場合によっても異なるが2～3時間程度）になされますが、捜査主管部署（本部の捜査第一課又は警察署の刑事課）としては、逮捕後の被疑者の弁解がどのようになるのかという捜査の本体的な業務の上からも重要な時期であり、発表内容の調整を含めて、多忙を極めます。その中で、確実に連絡がされるようにするのは、相当大変なことだと思います。

報道発表前に連絡する対象としては、被害者・遺族があげられます。場合によっては、重要な鑑定に当たった方も対象になります。それ以外は、一般的に想定されていないので、児童相談所を対象とするには、それまで連絡等に当たってきた生活安全課等を通じて、捜査主管部署の上位者に十分認識してもらえるところまで、きちんと位置付けてもらっておく必要があるでしょう（本部の捜査第一課長経験者に聞いてみると児童相談所が重要な対象だという認識はもたれていないそうです）。刑事部門から直接連絡を受ける連携関係を作るか、生活安全部門を経由して連絡を受けるかのいずれにせよ、途中の人が不在だから連絡がないといったことがないように（注）、事前に十分協議をすることが必要です。

（注）警察という組織では担当者を明確にする原則が重視されていますが、担当者が不在の間の対応を決めておかないと、多忙を極める際に、重要な連絡先への連絡が欠けることが起きます。某県で、事件が発生した際の警察本部長への報告を捜査一課次席に指定していたところ、朝の出勤前に重大事件が発生したが、その人は朝から出張で不在であったため誰も警察本部長への報告をしなかった（警察本部長は官舎のテレビで事件の発生を知った！）という冗談みたいな本当の話があります。ご参考まで。

**Q19** 189 などの通告については、子どもの安全確保において 24 時間 365 日機動性を有する警察官が、まずは介入し、そのうえで相談機関が関与することが合理的だという意見も根強くありますが、どう考えますか。

**A** 189 は児童相談所に行動を求める人が利用するものですから、児童相談所が対応するのが当然だと思います。児童相談所の体制が極めて弱い地域で、夜間に依頼されて警察が対応しているところが一部にあるようですが、児童相談所の業務を警察が行うことを正当化できるとは思えません(建前とすれば、「個別の事案判断として警察の対応を要する可能性があるので情報が提供され、警察が対応した」ということでしょうか。)。 「犯罪や危険な事態(緊急を要すると思える場合)は 110 番をするように勧める」ことはあっていいでしょうが、それを越えることはできないでしょう。

警察は、犯罪に関わる事象の専門家であるとともに、危険な事態における個人保護の現場的・一時的な措置を講じていますが、子どもをめぐる問題の専門家ではありませんし、提供できるサービス資源をもっているわけでもありません。

警察では、犯罪に関するものは自らの専属の仕事であり、かつ成否が早期の証拠収集に依存することを強く認識しているので、迅速に行動し、他の機関にも早期の情報提供を求めます。一方で、犯罪と関わらないことは、危険な事態に至っていない限り、警察の本来の仕事ではないと位置づけています。そして、自分たちは文句も言わずに仕事を引き受けているのに、責任のある行政機関が十分にその責任を果たしていないことが問題だと認識しています。児童相談所の体制が弱いのは分かりますが、他の機関に「自分の仕事を代わって対応して」というのは、行政組織としておかしいでしょう。NPO への委託を含め、自らの予算や体制の増強を求めていくのが本来だと思います。

なお、警察には夜間・休日も大きな体制があると思われていますが、交番・パトカーや留置場で勤務している者を除くと、夜間・休日は当直(宿日直)をしている人がいるだけです(Q23 参照)。警察関係者でも誤解している人がいますが、当直は事案が起きるのに備えて待機しているだけで、勤務ではありません。事案が起きて対処したら、対処した時間の分だけ翌日以降の勤務時間を減らさなければならないのです。警察は夜間も勤務をしている人がいるから使うべきだという考えは、前提を欠いています。交番やパトカーには、夜間も勤務する人が配置されていますが、犯罪や緊急事態対応に当たる警察官として一般的な仕事をする知識はあっても、それ以上の専門的な知識をもっているわけではありません。

現状でも正規の勤務時間を超えた勤務をさせているのに、追加の仕事をさせるなら増員が必要だというのは、警察も他機関と同じです。警察官に労働基準法の適用がないような発言は、警察関係者(特に OB)も含めて止めて欲しいと強く思います。

**Q20**

警察からのDVによる心理的虐待の通告が児童相談所に多数寄せられていますが、かなりの期間が経過しての通告も多く、当事者との対応に苦慮することもあります。通告する際の基準や警察が考える留意点について教えてください（通告を受け児童相談所は状況確認のため家庭訪問を実施するが、「いつの話か」と門前払いされる場合があったり、「警察が来て解決済」などの対応を相手方からされる場合があります。）。

**A**

DVによる心理的虐待事案を認知した場合、通常、翌日に児童相談所に取り扱った対象者に関する照会をし、数日以内には通告をしているでしょう。実質的な検討時間はあまりないようで、客観的な事実があれば通告しています。もし遅いようであれば、より早期に通告をするよう改善を求めていくことは十分可能だと思います。

被訪問者との摩擦を減らす方法としては、例えば、警察と協議して、DV事案の当事者向けの児童相談所からの簡単なメッセージ（警察におけるDV事案の処理が終わっても、子どもの面前であれば、法律の規定に基づいて警察から児童相談所に通告がなされること、面前DVは子どもに悪影響を与えるので、児童相談所として注意等を行う必要があることなどを記載）を作成して、事案の処理をする警察官から渡してもらうようにすることが考えられるのではないかと思います（ただし、プロジェクトの考えであって、県警察等と調整したものではありません。）。

この質問の背景には、通告の時期というよりも、警察がDVを事件化しないでその場の注意ですませているケースでは、「児童虐待として通告をする対象を運用で絞ってもらいたい」という声があるように思われます。しかし、配偶者間で暴行等があれば、それは「配偶者間暴力」に該当し、そこに子どもがいれば、児童虐待防止法の心理的虐待に当たることとなります。「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は通告することが法律で義務付けられているのに、面前DVを児童相談所に通告しないという選択は、法的に不可能だと思います。

「通告の必要のない事案まで通告している」という見解を述べる人もいますが、「通告の必要」という要件ないし概念は、児童虐待防止法にはないはずですし、児童相談所がその事案にどういう行動をとることが適切かつ可能なのかといったことは警察を含めた他の機関では分かりません。「通告の必要性」を警察が判断すべきだという主張をしたいなら、そういう要件ないし概念が児童虐待防止法に存在していて、児童虐待に明確に該当する事実を警察が発見しても通告しなくていい（通告をしなくても何ら児童虐待防止法の通告義務に反しない）、という厚生労働省の公式な見解を得てもらうのが筋だと思います。

## Q20-2

警察は通告をすべて児童相談所にしていますが、法的には市町村も対象となっているのだから、面前DVのように緊急を要しないものは市町村に通告するように改めることはできないのでしょうか。

### A

通告をする側からすると、何を児童相談所に通告し、何を市町村に通告するかの選別をするということ自体が負担ですから、法律で割り振りが決められていない以上、すべての事案を一つの機関（専門性の高い機関）に通告するのが合理的です。児童相談所に通告された事案のうち、市町村が処理するのが適切なものがあるなら、児童相談所から市町村に送致すればいいでしょう。

政府が決めた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日）で、「面前DVに関する警察等からの通告に関し、児童相談所においてケースの重篤度や緊急度に応じて振り分けし、それに基づき児童相談所・市町村が役割分担して安全確認等を行うことを明確化する。」となっていますが、以前から行われているところもあるようです（大分県で、市町村への支援をした上で、面前DVなどは市町村で対応をしてもらっていることが朝日新聞記事2018年8月31日に記述されています。）。

かりに、ある市（町村）が十分に習熟し、体制もそれなりにあって、警察からすべての面前DV通告を受ける用意があった場合には、警察として、直接その市（町村）に通告することの実態的なマイナスはないでしょうが、何らかの例外を作ったときは、その選別基準の認定といった負担が警察に生じ得ることになります。そういった負担を小さいものとし、児童相談所と市（町村）がより適切な虐待対応が可能になるのであれば、市（町村）への直接通告が合理的なものとなり得るかもしれません。

現在の少年警察活動規則では通告先を児童相談所に限定しているのでできない（注）ようですが、実態上の問題がなくて必要性も十分明らかにできるのであれば、規則の改正を求める声に説得力が生まれるだろうと思います。

（注）少年警察活動規則は、国家公安委員会が定めた行政規則であり、警察官・警察職員はすべて従うことが義務付けられています（「児童相談所運営指針」が技術上の助言であるのとは法的に異なります。）。規則の解釈権は、規則を制定した国家公安委員会（とその補佐をする警察庁）にありますから、通告先を児童相談所に限定していないという主張を他の者が述べても、県警察としてはそうすることはできません。

**Q21**

触法通告の際に児童相談所に通告する、または、しない場合の基準はあるのでしょうか。

**A**

平成 19 年の少年法改正により、触法事案のうち、少年の行為が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は一定の重い刑罰対象となる罪（死刑、無期、短期 2 年以上の懲役・禁錮に当たる罪）に係る刑罰法令に触れるものであると思料するときは、警察から児童相談所長に送致することが義務付けられています（少年法 6 条の 6 第 1 項 1 号）。殺人、傷害致死、強盗致死、強制わいせつ等致死などと、現住建造物放火、非現住建造物放火、強盗などが該当します。「その他、家庭裁判所の審判に付することが適当である」と思料するときも、同様に送致することとされています（同項 2 号）。少年の非行の内容と要保護性の程度等から、保護処分相当の意見を付する場合は、これに該当することとなります。

送致事件以外については、児童福祉法 25 条 1 項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）に該当する場合には、この規定に基づいて通告をすることとなります。警察では、現に監護している者がいない場合はもとよりですが、保護者の監護のみでは再非行のおそれがある、保護者が無関心で完全に放任されている、保護者から虐待を受けている、といった事情のある触法少年については、「保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」として、児童相談所に通告をしています。個々の事案に応じて個別に判断されますが、保護者側に問題はなくとも、子どもがまったく親の言うことを聞かないなど、本人の性格や行状等からして、保護者の監護のみでは再非行のおそれがある、といえる場合も含まれます。

**Q22** 警察署によって対応に差があるような気がします。特に生活安全課の係長の個性による差を感じます。対応の統一を望むより、その特徴を認知しながら対処したほうがいいのでしょうか。

**A** 警察署間の差が存在するのは事実だろうと思います。担当係長クラスの個性の差（その背景としての知識と関心の差、それまでの経験の違い）も確かにあると思います。また、個人に加えて、警察署の特性としての事案の多さ（忙しさ）の程度や土地柄といったことも影響を及ぼしていると思いますし、より上位の組織管理者の考えも反映しているでしょう。

もっとも、刑事事件になり得るものとして児童相談所と関わる事案はそれほど多くないので、警察署による対応の差と認識されているものが実際にはそうではない（個々の事案において証拠状況が異なることによって対応に違いが生じているのを、児童相談所側が警察署による差だと思っている）可能性もあると思われます。

いずれにしても、警察署の担当係長や課長クラスに向けた説明を児童相談所として重ねていくことが大事です。現職の警察官が児相に出向（派遣）されていれば、その人を介することで、スムーズに話がつながることも多いでしょう。同時に、より上の警察署幹部に向けた働きかけの機会を設けることも大事だと思います。警察署では、警察署長の考えが非常に大きく影響を与えるからです。また、警察本部の少年課（ないし女性子ども安全対策課）との相互理解を深める努力も必要だと思います。

**Q23**

日中と夜間の警察の体制はどの様になっているのでしょうか。警察に連携要請をする場合、要請する時間帯はいつが良いですか（緊急事案で児童の一時保護が必要な事案であっても、児童の受け入れ準備や実行体制が早急に整わず、日中に虐待が発生したが対応が夕方から夜半になることがあります。警察からは日中と夜間の体制が異なるので連絡は早めにと言われています。）。

**A**

警察も夜間の勤務体制はずっと小さくなります。厳密に言うと、夜間には、交番や留置場には勤務員がいますが、生活安全課や刑事課の者は、事案の発生に備えて少数が待機しているだけで、事案の発生時以外に勤務しているわけではありません（警察官も、地方公務員として労働基準法の適用があり、発生した事案に対処した時間は勤務時間として翌日等の勤務時間を減らすか、超過勤務手当を支給すべきこととなります。それ以外は待機をしているだけですから、勤務をさせることはできないのです。現在の警察組織では、こういった勤務時間管理の観念がきちんとしていない組織管理者が多くいますが、今後は組織管理者の側の認識も変わっていくものと思われます。）。

夜間に待機中の生活安全課員は、警察官数が100人程度の警察署の場合1人です。日本の警察署は、警視庁を除けば、かなり大きいところでも通常は300人台ですから、3人を超えることはほとんどないこととなります（500人規模の警察署もありますが、全国で数えるほどでしょう。）。80人台以下の警察署では、日によって生活安全課員が1人もいないことがあります。このため、夜間の対応には、勤務員を帰さないようにするか、自宅に帰っている勤務員を呼び出すことが必要となります。児童相談所は、自分たちだけが体制が小さく、警察は極めて大きいという誤解をしているようですが、その点の認識を改めてもらわなければなりません。

警察が夜間対応できるというのは、交番の警察官が対応すれば可能なようなものが中心であり、専門家が対応する体制は非常に小さく、警察官に無理を強いた結果として、「対応できているように見えている」のにすぎないのです。

大規模な警察であれば、体制上の問題はないと思われるかもしれませんが、けっしてそうではありません。大規模な警察署は、事件が多いから体制が大きいのであり、小規模な警察署とは違って、複数の事案が入る場合もあり、他の係の支援を期待することもできません（他の係も事件が入ってくる可能性が高いからです。）。警視庁の警察署は、通常の警察署で300人を超える規模ですし、刑事課員は生活安全課員よりずっと多いのですが、それでも夜間に起きる配偶者暴力や児童虐待などの人身安全関連事案への対処態勢を確保することは容易でなく、警視庁の人身安全対策本部に現場支援チームが設置されていることが事案対処の大きな後ろ盾になっています。夜間の警察力は、警視庁でも、ほんの数人の支援が大きな意味を持つようなレベルなのだ、ということをご認識してください。

**Q24**

児童虐待事案で生活安全課が担当する事案と刑事課が担当する事案があります。また、途中で担当課が変わる事案もあるようですが、どの様に担当は決まるのですか。

**A**

個人保護のための措置に関しては、生活安全課です。したがって、児童虐待事案について、児童相談所に通告するのは、生活安全課の担当になります。

一方、事件捜査を行う場合、警察の中での担当は、適用される刑罰法令によって決まるのが原則で、刑法に該当する場合（刑法犯）は刑事課、刑法以外の特別法（交通関係を除く。）に違反する場合（特別法犯）は生活安全課となります（ただし、覚せい剤取締法などは、特別法ですが、組織犯罪対策として刑事課になっています。）。

刑事課が担当する刑法犯には、刑法に定める殺人、傷害、逮捕監禁、暴行、強要、保護責任者遺棄、過失致死傷、未成年者略取、強制性交等、強制わいせつ、脅迫、自殺教唆といったものが該当します。暴力行為等処罰ニ関スル法律は、刑法そのものではありませんが、実質的に刑法の一部について罪を重くしたものの（刑法の特別法）という扱いのため、刑法犯に含まれます（この法律が適用される例として、心理的虐待の一種である凶器を示して行う脅迫（示凶器脅迫）があります。）。

一方、生活安全課が担当する特別法犯としては、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ法違反、青少年保護育成条例違反、学校教育法違反などが該当します。

このほか、犯罪をした者（主体）に着目して担当が異なってくる場合があります。少年の場合は刑法犯でも生活安全課（少年係）が原則として担当します。暴力団関係者による特別法犯は、主体に着目した場合は刑事課（一部の大規模警察署では組織犯罪対策課）、刑罰法令に着目した場合は生活安全課になります（どちらも行うことがあります。）。

**Q25**

生活安全課との連携は図れるようになってきていますが、刑事課との連携は難しく感じます。連携のポイントを教えてください（生活安全課から刑事課になると、途端に情報共有が難しくなり情報遮断状態となる場合があります。）。

**A**

生活安全課の場合、他機関と連携をとって仕事をする場面が多くあります。犯罪抑止、個人保護、非行少年の健全育成、サイバー犯罪対策、環境犯罪や悪質商法事案など、いずれも自治体を含めた関係機関や事業者、民間団体等との連携を図ることが不可欠です。警察だけではうまくいかない、成果を出すことのできない仕事を多く抱えていますから、他機関との連携の大事さを分かっている者が多いといえるでしょう。

これに対し、刑事課の場合には、他機関と連携をしつつ仕事をするという場面はこれまでほとんどありませんでした。犯罪捜査では、同等な立場にある他者は存在しません。かりに児童相談所に被害者の聴取で協力を得たとしても、連携を図っている相手という意識は乏しいでしょう（警察本部の複数の捜査第一課長経験者に聞いたところ、連携相手という意識は全く持っていませんでした。）。

また、意識の問題とは別に、捜査では、情報の秘匿が強く求められるという面がありますから（**Q18**参照）、事件捜査の段階になったことによる難しさという面もあります（この点は、生活安全課が捜査をしてもいえることです。）。

刑事課との連携がどこまで可能か、生活安全課と刑事課との距離がどのようなものかは、警察署の規模や県警察の規模によっても異なります。児相に刑事部門出身者をわざわざ選んで送るくらいに児相との関係を重視している県警察であれば、刑事課との連絡もそれほど難しくはないかもしれません。一方、児相から生活安全課を介して刑事課に情報提供を働きかけることが合理的だという考えの下に、代表者による聴取（協同面接）の実施に向けた相互連絡の場面でも、その後の情報連絡の場面でも、児童相談所との関係は生活安全課が担当するというのを正規な文書で定めたところもあります。

刑事と生活安全に共通する上位者は、警察署では署長と副署長、警察本部では警察本部長しかいません（ほかに、人身安全関連事案対処の司令塔役の参事官が置かれていますが、安全の確保に失敗がないようにすることに主眼が置かれている場合が多いようです）。これらの上位者が、児童相談所の仕事に敬意を払い、その重要性を十分認識した上で、警察の都合を押し付けることなく、ともに子どものために行動するという本来の連携の重要性を認識し、行動してもらえるように、プロジェクトとしても啓発をしていきたいと考えています（2018年2月にシンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」を開催したのもその一環です。研究所のウェブサイトをご覧ください。）。

## 【コーヒーブレイク】

---

**Q** 児童相談所が主に関わる警察官は生活安全課の職員ですが、穏やかな方、子どもに理解のある方が多いかと思います。生活安全課に配属される職員はどんな特性を持った職員でしょうか。

**A** (真面目に答えようとするので、「コーヒーブレイク」として、やや無責任な発言をさせてもらいます。ご了承ください。)生活安全課は、雑多と思えるような仕事を担当していますし、刑事課よりずっと少人数です。このため、様々な仕事を、様々な方法で、警察組織の内外の様々な人達と関わりながら、取り組むことに慣れていているように思います。ですから、他機関の方にとっても、ある程度は理解しやすい人が比較的多いように思われます。

そうはいつでも警察官ですから、不正は放置できないという信念が基本にありますし、事件化と証拠収集を常に念頭においています。少年による事件だからといって、被害者にとっての正義が軽視されることは許されないという意識を強くもっています。ですから、「少年の健全育成」を理念として学んでいても、非行少年に寄り添うという感情はもちにくいといえます(非行少年の立ち直りに真剣に努力する警察官はいますが、少数です)。まして、虐待のように子どもが被害者の場合には、加害者である親について支援的な対象としてみる発想は、生活安全課員もまったくないといえるでしょう。

古野まほろ『警察官白書』(新潮新書)には、警察官全体に正義パラダイムとオールオアナッシングパラダイム(黒か白かの決めつけ)が存在すること、生活安全部門の警察官にはノン・タコツボ・マインドがある(これに対して、刑事部門の警察官には俺が一番という「ガキ大将マインド」がある(注))ことなど、警察官全体の特徴と、部門ごとの警察官の特徴が、おもしろく書かれています。もちろん個人差はあるのですが、一つの参考になるように思われます。

(注)「刑事さんも、一見強面かもしれないが、親分肌で仲良くなると親切にしてくれる。刑事さんも怖くない!偏見をもたないで!」という声が周りから上がっています。

このほか、少年補導職員が少年サポートセンターのほか警察署にも配置されていて、児童相談所等との連絡に当たっている場合もあります。少年補導職員は、児童心理や福祉に関する知識をもち、子どもに関わる力という面でも優れていますし、警察官とは異なる存在です。児童相談所の職員にとっては最も理解がしやすい相手だと思えます。

刑事課の警察官

⇔

生活安全課の警察官

⇔

少年補導職員

⇔

児童相談所職員

左ほど正義パラダイム、右ほど福祉(支援)パラダイムが高くなるという関係です。隣とは似ているのでお互いに理解しやすいのですが、離れるほど似たところがなくなり理解が困難になります。ですから、端にいる者は離れていることを自覚し、間にいる者は仲を取り持つ努力をする必要がある、と思えます。

**Q26** 警察官の方は、子ども虐待あるいは児童福祉について学ぶ機会はあるのでしょうか。

**A** 児童虐待事案に対する警察の対処に関しては、組織として新任者を含め、様々な教育を行うようになってきています。例えば、警察では、専門分野ごとに捜査員等を集めた研修を「専科」として行っていますが、人身安全専科の中で、DVなどの恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案と並んで、児童虐待に関して学ぶことになります。

これに対し、児童福祉そのものを学ぶという機会は、少年サポートセンターで勤務する者を除き、ほとんどないと思います。児相と警察の共同での訓練・研修が広がってきていますが、その中で児相との意見交換等を通じて学ぶといったものが中心となるでしょう。

なお、少年補導職員は、専門的知識及び技能を必要とする少年警察活動を行う専門家ですが、大学で心理学や社会福祉などを専攻した者が採用されているので、その面の専門知識を有しています（ある県警察では、心理学を専攻としていた者には児童福祉、児童福祉を専攻してきた者には心理学を外部で学ぶための予算をとって、双方の知識を有するようになっています。）。そういった専門家が警察官等を対象とした研修を行うことも、一部ではあるようです。また、少年サポートセンターで、少年補導職員と一緒に、児童相談所と日常的に連携をとりつつ立ち直り支援等に当たっている警察官は、仕事を通じて、児童福祉についても知識を身に付けているといえます。

**Q27**

児童虐待やDV事案への対応は警察の業務全体のどのくらいの割合になるのでしょうか。

**A**

定量的に警察の仕事をとらえることがないので、算出は難しいですが、児童虐待を含む人身安全関連事案は、警察署の生活安全課の業務の2割から3割程度ではないかと思われます。その中では、DV事案の方が多くを占めることになります。

刑事部門の捜査対象でみると、平成29年中の殺人の検挙が930件で、そのうちの児童虐待は65件、強姦性交等の検挙は1027件で、そのうちの児童虐待は43件でした（監護者性交等罪が平成29年7月から施行されており、30年中の検挙は相当増加することが見込まれます。）。性的虐待や殺人に至る児童虐待の場合の立証の困難性を踏まえると、これらの罪では、児童虐待は検挙件数中の比率（それぞれ7%と4%）以上の重さがあることがうかがえます。

少年係だけに関して言えば、通告と安全確保のための対策、特別法違反（例えば児童福祉法や青少年保護育成条例、児童買春・児童ポルノ法などの違反）事件の捜査などが、仕事の相当大的な部分を占めているでしょう。これに加え、地域課員による110番等の対応、刑事課員による暴行傷害事件等の捜査など、様々な場面で児童虐待に関わる仕事を警察はしています。

もっとも、警察は大変大きな組織で、都道府県警察の警察官は26万人、警察官以外の職員を含めると29万人が、地域や刑事、生活安全だけでなく、交通や警備を担当する部署を含めて配置され、それぞれの仕事に取り組んでいます。もし業務量の1%とすると、2900人がフルに児童虐待に取り組んでいることになりますが、そこまではっていない（業務全体の1%未満）だろうという感じがします。

業務量比率は別として、現在の警察にとって、児童虐待を含めた人身安全関連事案への対応は、課題として相当重いものに位置付けられていますし、再被害ないし被害拡大防止の責任を警察組織の幹部は強く意識しています。ただ、警察組織全体として、ほかにも大変多くの課題を抱えていることを付言しておきます。

**Q28** 率直に、警察は、児童相談所に対してどんな思いを持っているのでしょうか（対応の甘さも含めて）。

**A** 一般の警察官の多くは、よく内情を知らないで、「もっときちんとしてもらわないと困る」といった程度の認識だと思えます。

非行をめぐる問題を含めた子どもの支援に関するチームの会議に参加する警察官や職員からは、いつも児相が消極的で困るといった発言を聞いています。少し前のことですが、コーディネーターの役割は、いかに児相に出席してもらい、かつ皆が児相に対する非難一色にならないで、建設的な議論にするかだ、と言っていた人もいました。簡単に言うと、「腰の重い人たち」というイメージが多いように感じられます。

一方、捜査一課長も経験している警察署長で、児相の所長と会談をする機会を自ら設けた方（児相の理解者）は、「虐待事案の件数が増える中で、全件についての確に対応しなければならないというのは大変な仕事だ。虐待の場合、保護者に理解を得る指導と児童の保護は相反する面があり、難しさがあるだろうと思う。ただ、多忙な児相の場合には、細部まで対応できていないイメージがある。」とのことでした。また、ある警察官 OB で児相の仕事に退職後に関わった方は、「警察は結果論で非難されることの多い割の悪い仕事だと長年思ってきたが、児相はもっと割の悪い仕事だ。警察は犯人逮捕のカッコいい場面もあり、「警察 24 時」のテレビ番組でも取り上げられるが、児相はほめられる場面がなくて気の毒だ。」と述べていました。

児相のことが最も分かる出向（派遣）警察官からは、「すぐに臨場すればいいと思うのに、会議をしてから出動していて遅い」、「職員の個人の力量差が大きいのに、全部 1 人で担当しているところに問題が起きる原因があるのではないか」、「若手の専門職でやる気のある人が辞めていくのは、人材育成の仕方に問題があるのではないか」、「ベテラン職員の中に危機意識が低い人がいて、処理しやすい事件に流れ、コールドケースを放置しているのは危ない」、「みんなで協力するという雰囲気がない」、「土日に仕事をしないのが当然という考えはおかしい（警察は土日には宿日直もあるし、事件があれば土日でも出勤している）」、「会議が多くてかつ長いので、仕事の時間が減ってしまっている」、「白黒はつきりつかない仕事が多いのは大変だと思う」、「人も少なく、連絡が付かない保護者に繰り返し電話をしているのがかわいそうになる」といった発言がありました。

**Q29**

児童相談所の脆弱な組織・人員体制についてどの程度理解されているのでしょうか。大きすぎる期待値を感じる事が多々あります（警察署は全国で約1150か所、児童相談所は200か所強、警察官は約26万人、児童福祉司約3千人）。

**A**

一般的な警察官には、児相の規模がそれだけ小さいとは知られていません。夜間や土日の体制がない（又はほとんどない）ことは知らない警察官が多いただろうと思います。いつでも対応しないといけない仕事をしている（権限と責任が与えられている）組織なのだから、程度は別として、対応できるようにしているのが当然だろう、というのが一般的な警察官の感覚でしょう。また、同じ県内でも設置主体によって児相の体制や方針が大きく異なることは、おそらく想像ができないでしょう。

このため、児相出向（派遣）警察官が児相職員（児童福祉司）といっしょに警察署をまわり、全警察署員に、児相の役割や職務体制を含めて伝える機会を設けているという県警察もあります（警察も夜間の体制が限られていて、生活安全課員以外が対応することもあるので、生活安全課や刑事課だけでなく、全署員を対象にしています。）。大変有意義な取り組みだといえます。

ただ、組織の規模を含めた実情を伝えることは、誤解を避けるのに意味があることですが、だからといって、警察を含めた他の機関に仕事や負担を転嫁することが当然に受け入れられるわけではないということ指摘しておかなければなりません（**Q19**参照）。過大な期待を限定させることはいいことだと思いますが、本来児相がすべきことをしないでいいということにはならないし、警察が法的な義務である通告をしないというわけにはいきません。ある警察署では、夜間における児相の対応が不足しているので、事実上の対応を警察官が行わざるを得ない場合があるが、その間に警察の別の事案が起きると、自宅から警察官を呼び出して出勤させなければならないことになるという例をあげて、「なぜ児相の体制の弱さによって、警察官を自宅から呼び出さなければならないのか」ということに強い疑問をもったと言っていました（夜間の警察の体制が限られていることについて、**Q23**参照）。児相も他の組織に迷惑をかけないように処理する責任があることをもっと自覚して欲しいとの意見があることをお伝えしておきます。

**Q30** 警察が児童相談所に求めるものは何ですか。

**A** いつも話が出るのは、「一時保護」の身柄をちゃんと受け入れて欲しいということです。法的な権限と責任を持つのは児童相談所ですから、そこが受け入れくれないと、子どもの安全を守ることはできなくなってしまいます。ある県の少年サポートセンターの少年補導職員が、警察署から最も頼りにされるのは、一時保護の受入れをめぐる児相との交渉だったと言っていました。

ただ、一時保護所の状況を知ると、受け入れる側の大変さも分かります。児相側から、一時保護される子どもにきちんと警察から覚悟をさせて欲しいといった発言を聞いたこともあります。一時保護をめぐる実情は、もっと話し合われてもいい事柄だと思います。

もう一つは、子どもが被害を受けた放置できない事件について、被害者を勇気づけて、話すことができるようにすることです。被害児童が一時保護されているときに、児相が消極的だと、被害児の供述を早期に得ることができず、刑事事件とすることができないことになってしまいます（後になって話しても、もう十分な証拠を集めることができず、加害者をそのままにせざるを得ないこととなります。）。その子の立ち直りや将来に向けて心の重荷を取り除くために、その子どものためにこそ話すことができるように努力してほしいと思っています（その必要性については、本ハンドブックの第3をごらんください。）。

もとより、子どもに対して、継続的な支援をするのは児相の役割であり、ほかにできる組織はないのですから、継続的な支援こそが、警察を含めたすべての機関が児相に求めるものだといえます。

### 1. 従来の問題点

これまで、児童虐待、子どもの被害について、「本人が事件化を望んでいないから」、「子どもが二次被害にあうから」、「刑事手続は子どもには過酷だ」などの理由から、刑事手続に付さないことが被害児のためである、といった認識で、刑事事件化することが避けられてきた傾向がありました。また、児童虐待の場合は、将来的な親子関係の修復、事件化することでの家庭環境の変化等も考慮され、刑事事件化については、消極的なケースも多くあったと思われます。

しかし、周囲のサポートを得ながら、適正な刑事手続を経ることは、被害児童のその後の立ち直りに資することが多くあります。

ここでは、刑事手続を経ることが、児童に与えるプラスの影響について説明します。

### 2. 刑事手続を経ることでのプラスの影響

#### (1) 自分の身に起きていたことを客観的に理解することができる、被害の認識ができる。

虐待の被害児童は、自身の生活環境の中で日常的に被害を受けていることから、その状態が「虐待である」という認識ができていない、自分の身に何が起きていたのか理解できない児童が多くいます。また、児童の年齢によっては、「子どもには意味がわからないこと」、「子どものうちでよかった」などと、片付けられることもあります（特に性虐待、性的被害の場合）。刑事手続を経ることが、被害者であること、被害の意味を知るきっかけとなります。

#### (2) 被害について自分のことばで語り、それを真剣に耳を傾けてもらえる機会が得られる。

虐待の被害児童は、一方的な加害者からの虐待行為により、自身の感情や気持ちを表出することができずにいます。被害者が、自身が受けた被害、ダメージ、精神的苦痛などの意見を述べることは、被害児童の精神的ダメージを緩和し、混乱を整理することに役立ちます。また、「きちんと話せた」ことは、後述する、被害児童の自尊心の回復につながり、「真剣に自分の話を聴いてくれた」という体験は、大人社会に対する信頼感の回復にもつながります。

#### (3) 「悪いのは加害者であって、自分ではない」ということを認識できる。

児童虐待で、加害者に虐待の認識がない場合、「おまえが悪いから」など虐待を正当化することが多くみられますが、一方で、多くの被害児童は、日常的にそのようなことばを繰り返し受けることによって、「自分は悪い子だ」という刷り込みがなされることとなります。その結果、虐待を受けていることも、「自分が悪い子だから仕方がない」、「自分が怒らせてしまった」などと思っていたり、そもそも、被害者としての認識に欠けていたりすることも少なくありません。また、性的虐待の場合は、「自分も他人に言えない悪いことをしている」という共犯的感覚を植えつけられていることもあります。

また、第三者による子どもの被害（性的な被害など）の場合も、成人の犯罪被害同様、児童自身も、「私が気をつけていれば」などと、被害にあった自分自身を責めることも少なくありません。

刑事司法手続を経るなかで、加害者がその責任を追及されたり、処分を受けたりすることで、事件の責

任は加害者にあるということ、認識できる機会となり得ます。

**(4) 被害児童が、刑事司法手続に関与するなかで、「選択」が与えられる。**

児童虐待や犯罪被害など被害体験は、「避けられない」一方的、圧倒的な体験であり、トラウマ体験となって子どもの心を傷つけます。このトラウマ体験からの回復は、自分自身で主体的に「選択できる」ことが有効といわれています。

司法機関や子どものサポートを担う人が留意する必要がありますが、刑事司法手続のなかで、被害児童が、被害者として選択する機会を得ることになります。刑事司法手続に子どもが関与し、自ら事件の話をしたり、意見を表明する機会を与えられることは、被害児童の主体性を取り戻し、一方的に受けた被害の回復につながることを期待できます。

**(5) 自分自身の力で、問題を解決することができたと実感できる。自尊心の回復につながる。**

(3) で前述したように、被害は、被害者にとって一方的で、「防ぐことができなかった」ものであり、多くの被害児童が無力感を感じています。

刑事司法手続のなかで、専門家や周囲のサポートを得ながら、被害者として必要な手続きをクリアする（供述、証言、意見表明など）ことができた場合には、「自分にもできた」「困難なことに立ち向かえた」という達成感が得られ、無力感からの回復、自尊心の回復につながります。話すことができ「すっきりした」と表現されることもあります。事件化の結果を一つの区切りとして、一歩、精神的に前に進むこともできます。

**(6) 自分自身の身体や心を大切にすることができる。**

前述の「自尊心の回復」とも関連しますが、刑事司法手続のなかで、周囲から、被害児童自身の身体と心を大切に扱ってもらった体験は、その後の精神的ダメージの予後にも関わり、重要です。虐待の場合は、児童の心身が繰り返し痛めつけられていることで、被害児童自身も、自分の身体や心の状態に関心をもつことができず、自身を大切に扱うべき存在であるという意識が欠落していることもあります。そのようななか、自尊心の低下と相まって、被害児童は、複雑性 PTSD、摂食障害、アディクション（依存症）、また自傷行為などの精神的疾患や症状に、将来的に苦しむ場合も少なくありません。

刑事司法手続のなかで、被害者として扱われ、被害児童の心身のダメージが正当に認識され、「あなた自身がこのように扱われてよい存在ではないのだ」ということが公式の場で明確にされることは、被害児童の尊厳や存在価値の回復に資することになり、被害児童が、自分自身は大切な存在であるという認識をもつきっかけとなることを期待できます。そのような認識を被害児童が持てるかどうかは、上記のような、被害児童に特有の精神的な症状の発症や予後に関わります。

**(7) 加害者が刑事処分を受けることによって、自分が受けた苦痛の代償を加害者が払っている、加害者が責任をとった、という認識が得られる。**

被害者が、自身に多大な苦痛を与えた加害者に、相応の処分を受けてほしい、責任をとってほしいという処罰感情をもつことは自然であり、児童や少年も例外ではありません。たとえそれが低年齢の児童であっても、自身の被害がどのように処理されたかは、被害児童が成人した後に知ることとなります。

自分の受けた被害が、大人社会が「きちんと対処してくれなかった」、「なかったかのように扱われた」といった受け止めに被害児童がしていると、それが社会や大人に対する不信感につながり、被害児童が将来的に、周囲と良好な人間関係を築くことに困難を来す可能性があります。実際、事件化を避けるための「配慮」によって、事件化を避けられたことに対して、「きちんと対応してくれなかった」という怒りや恨みのような感情が、被害児童のその後の人格にも影響を及ぼすこともあります。少年院など矯正施設の収容者の多くが、虐待やネグレクトの被害児童であることは周知のことですが、「他人のことは信用しない」、「自分を守れるのは自分だけ」といったような大人社会に対する不信感や孤立、攻撃性が、彼らの問題行動の根底にあります。このような感情は、虐待被害への対応とも、決して無関係ではないでしょう。

事件化によって、司法機関や支援の専門家が加害者の責任を迫及したという事実によって、被害者は、周囲は被害を深刻に受け止め、動いてくれた、という認識をもつことができますし、加害者が刑事処分を受ければ、自分の受けた被害に対して、加害者は責任をとったという事実ができます。

(8) 大人や社会、周囲に対する信頼感を取り戻すことができる。

(7)に関連しますが、刑事司法手続のなかで、被害児童が、自分の話をしっかりと聴いてくれた、自分の言うことを受け入れてくれた、一緒に真剣に考えてくれて、自分の「味方」になってくれたという経験と実感が得られると、大人社会や周囲に対する信頼感を取り戻すことができます。被害を受けるということは、周囲への信頼感を根こそぎ覆す出来事であり、成人の一般的な犯罪事件の被害者にとっても、社会に対する信頼感をもう一度取り戻すことは大きな課題ですが、被害児童も例外ではありません。

### 3. 被害児童にとって「プラス」となるように留意すべきこと

上述のように、事件を刑事司法手続に付すことは、被害児童にとって、多くのメリットがあります。しかし、刑事司法手続は、被害児童に様々な負担のかかる場面もあり、被害児童の負担軽減策やサポート、二次被害防止の取組みもきちんと行ってこそそのメリットでもあります。

留意すべき点について、ここでは大きく2つあげます。

一つは、被害児童自身が、事件化を望んでいるかどうか、年齢や発達段階、心理状態などをていねいに見極め、子どもと接する必要があるということです。

実際、「本人が事件化を望んでいない」と把握される場合は、多くみられますし、虐待の場合は、加害者である親をかばう行動も少なくありません。被害児童にとっては、自身の存在を委ねている絶対的な人が加害者であり、その存在が不在になることで、「自分はこの先どうなるのか？」という強い不安があるからです。虐待による支配関係で声をあげることができなくなっている場合もありますし、加害者への恐怖心や、報復へのおそれがある場合もあります。

心身ともに傷ついた被害者は、成人の一般犯罪であっても、刑事事件にすることへの躊躇や恐怖をもちますが、被害者としては自然なことです。事件化することのメリット、デメリットを十分に説明したうえで、事件化を望むのかどうかを丁寧に聴くことが、成人被害者の支援の現場で強く求められています。事件化することができる機会は、その先、二度とないからです。児童に対しても基本的に同じで、むしろ、「虐待を受けた子どもは、容易に事件化を望まない」という共通認識のもとに、関係機関は、虐待の専門的立場として、事件化を望まない児童の心理状態をよく見極め、十分に子どもに接する必要があります。言語的

なコミュニケーションがとれる年齢であれば、十分な説明を行い、不安を取り除き、被害児童の真の心情、気持ちを丁寧に聴取することも求められるでしょう。

二つは、刑事司法手続のなかで、被害児童にとってのメリットが最大限に生かせるよう、また、被害児童の負担軽減策、二次被害防止のための取り組み、サポート体制を整えることです。

まず、被害児童にとって、安心できる人（「セーフ・パーソン」）と認識されるよう、捜査・司法機関や支援者が、被害児童と信頼関係がもてることが基本です。

次に、被害児童にわかる形で、しっかりと、必要時に十分な説明を行っていくことです。従来、とくにわが国の社会の中では、被害については、「子どもには理解できないだろう」、「子どもには知らせないほうがよい」と、ネガティブな出来事と思われることについては、話さない傾向がありました。しかし、児童の発達段階に応じて説明をするほうが、児童のその後の精神的回復に有効だといわれています。

「自分が話すことで、この先、どうなっていくのか？」の見通しが立たない不安なままであると、児童は決して話すことができません。話すことによって、被害を終わらせることができることや、今の生活より、安心したずっとよい生活が待っているというイメージを持ってもらえるかが大きなポイントとなります。

また、状況に応じて、様々なフォローアップをすることも重要です。被害児童が、被害を申告したことによって環境が変わった場合（施設入所、転居、転校など）には、特段の注意が必要ですし、「自分が話したことによって、相手の人生を変えてしまった（悪いことをした）」などという、ネガティブな解釈にならないようなフォローが必要でしょう。また、「なぜ、自分が？（このような被害を受けたのか）」という被害者が直面する根源的な問題に向き合い、心の整理を援助するケアも必要でしょう。

さらに、被害児童が、サポートを得ながら刑事司法手続に関与することは、たとえ加害者を訴追しきれなくても大切なプロセスとなりますが、加害者が処分されなかった場合（不起訴処分や無罪になった場合等）に、被害者への精神的なフォローも必要です。被害児童が幼く、刑事司法手続について理解できない年齢の場合は、自身の被害がどのように対応され、どのような結果となったのかを、将来的に知るできるように、対応と説明ができる制度も必要でしょう。

警察など捜査・司法機関や民間も含めて、被害者に対する支援の取組みは近年、着実に前進していますが、児童や少年への支援も同様に、広がりや厚みをもって展開されることが、被害児童にとってのプラスの効果に必須条件であることはいまでもありません。近年実施されている、司法面接などのように、刑事司法手続の中での工夫の研究も期待されます。

海外でも、刑事手続に関わる児童に対して、ハードなことではあるけれども、勇気づけをし、サポートをしながら、「チャレンジをする」ことができた児童に「よくやったね」(Well done!)、「I am proud of you」(君を誇りに思うよ)などと激励する光景がみられます。わが国においても、被害児童が関わることで得られるプラスの面が、もっと検討されるべきだと思われます。

**掲載用語**（あいうえお順）

【あ行】 いじめ事案、援助、押収

【か行】 鑑定、鑑定留置、危険時の立入り、起訴、起訴猶予、客観証拠、強行犯係、教養、行政警察、緊急逮捕、  
 ぐ犯調査、警告、警察官、警察官職務執行法、警察官の階級、警察署、警察職員、警察庁の通達、  
 警察庁の事務連絡、警察の責務、警察本部、刑事部、嫌疑不十分、検挙、現行犯逮捕、検察審査会、検視、  
 検視官、検証（→実況見分）、検面調書、公安委員会、公訴の提起（→起訴）、広報責任者、  
 公務所等照会（→捜査関係事項照会）、合理的な疑い（→無罪）、勾留、告訴、告発、個人の保護、  
 子供女性安全対策班

【さ行】 裁判員裁判、差押え、再被害防止措置（→個人の保護）、参考人取調べ、事件化、死体解剖、実況見分、  
 指定司法警察員、司法、司法警察、司法警察職員、指紋・掌紋、釈放、少年警察、少年警察活動規則、  
 少年サポートセンター、少年事件選別主任者、少年補導員、少年補導職員、触法調査、所属、処分保留、  
 親告罪、人身安全関連事案、人身安全関連事案の対処、親族間犯罪に関する特例、スクールサポーター、  
 生活安全部、接見、捜査関係事項照会、搜索、捜査指揮、捜査主任官

【た行】 逮捕、逮捕広報、立入り、端緒、地域警察、通告、通常逮捕、DNA 型鑑定、匿名通報ダイヤル、取調べ

【な行】 任意捜査の原則、任意提出、認知

【は行】 犯罪捜査規範、犯罪の制止、被害少年、被害届、被疑者、被疑者取調べ、不起訴、不起訴記録、福祉犯、  
 不良行為少年、変死体、保護、保釈、補導

【ま行】 無罪、酩酊者規制法、面前 DV

【や行】 余罪

【ら行】 ラポール、立件、略式起訴・略式命令、留置施設、留置担当官、領置、令状、録音・録画

（ご注意）

この用語集は、警察の組織と行動を理解するために、110 の言葉について短く説明したものです。正確性を重んじて厳密に説明しようとする、かえって分かりにくくなるので、中心となる意味・用例を説明し、例外的な場合の説明は省略しています（「○○等」という表現もできるだけ使わないようにしています。）。稀な場合や例外となる場合を含めた正確な意味を知りたいときは、法令の規定及びそれぞれの専門書をご覧ください。

なお、組織の実態や運用については、都道府県警察ごとの違いもかなりあります。あくまで概要を知るためのもので、「うちは違う・・・」ということも含めて、コミュニケーションをとっていただくことを期待しています。

## いじめ事案（いじめじあん）

---

「いじめ」は、児童・生徒に対し、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係のある者によって行われる心身の苦痛を感じさせる行為です。物理的暴力だけでなく、インターネットを介するなど心理的な影響を与えるものも含まれます（いじめ防止対策推進法2条参照）。警察は、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大な事案は迅速に捜査に着手し、被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める事案の場合には被害の届出をすぐに受けて捜査をすることとしています。その他の場合には、犯罪に該当するものでも、教育的な考慮等を踏まえ、学校の対応を尊重することを基本としています（学校の対応を支援するという立場で、加害少年に注意や説諭をすることもあります。）。児童虐待が「人身安全関連事案」と位置づけられているのに対し、いじめ事案やそれ以外の学校内事案は、一般的にそう位置付けられていないという違いがあります。

## 援助（えんじょ）

---

警察相互の援助（警察法）、被害者への援助（ストーカー規制法等）、事業者への援助（不正アクセス禁止法等）、他機関への援助（民事執行法等）に関して法律で定められています（もとより、法律の規定がなくとも援助することは可能です。）。他機関に対する援助は、あくまでも警察の任務と権限に基づいて行うものであり、他機関の職務執行の一部を警察が代わって行うものではありません。同行して警戒し、犯罪がまさに行われるような状態が生じた場合には警告し、犯罪の制止の要件に該当する場合には実力をもって制止し、他機関の職員に暴行等が加えられた場合には現行犯逮捕をすることが、想定されるものといえます（保護者に限らず、同居者の行為であっても同様です。）。

なお、児童相談所等の職員が行う立入調査が拒まれた場合に児童福祉法の立入調査拒否罪を適用することについては、告発を受けて捜査をすることが基本ですが、拒否を行った者（保護者）の特定、法に基づく立入調査がなされようとしていたことの行為者側の認識、明確な立入調査拒否行為の存在、正当な拒否理由の不存在が立証される（合理的な疑いを超えるまで明らかにする）ことが必要になります。

## 押収（おうしゅう）

---

証拠となり得る物を警察その他の捜査機関が刑事訴訟法に基づいて取得することを意味します。相手方の任意の提出を受けた場合には領置、相手方が提出しない場合に強制的に取得するのを差押えといいます。押収をした捜査機関は相手方に押収品目録交付書を交付することが義務付けられています。

## 鑑定（かんてい）

---

特別の知識経験を有する者に依頼（嘱託）して、捜査上必要な事柄に関する意見判断をしてもらい、鑑定書として提出してもらうことを意味します。鑑定のために物の破壊等を要する場合には裁判官の鑑定処分許可状を得て行われます。死因の鑑定に際して死体を解剖するのが典型です。警察組織内にある科学捜査研究所等の専門家の判断を得る場合も、鑑定に当たります。人の DNA が含まれている資料から、型情報を明らかにする DNA 型鑑定がこれに当たります。

鑑定の手法が確立していて一定以上の専門家であれば判断に差異が生ずるとは思われなような場合がありますが、異なる見解が示されるおそれがある場合には、当初の鑑定に加えて、2 人目の鑑定も嘱託することもあります。

## 鑑定留置（かんていりゅうち）

---

被疑者の精神的状況（心神喪失等）について争われるおそれがあるような場合には起訴前に、精神医学上の鑑定が行われますが、そのために一定期間被疑者を留置する必要がある場合に、裁判官の留置状により、病院等に留置することを意味します。期間は、法律上のきまりはなく、通常 2 月間程度で、勾留が 20 日以内に厳格に限定されているのは大きく異なります。

## 危険時の立入り（きけんじのたちいり）

---

警察官職務執行法 6 条 1 項に基づいて、警察官が強制力を用いて立ち入ることを意味します。抵抗を物理的に排除することができる直接強制であり、児童福祉法の立入りのような間接強制とは異なります。立入りが可能なのは、「危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対する危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已（や）むを得ないと認めるとき」に該当しなければなりません（財産に対する危害は重大な損害が起きるものに限られます。）。人の生命や身体に危険が及んでいて、事態が切迫している（放置すると危害が実際に及んでしまう）ことが、単なる推測ではなく、客観的な根拠をもってそう判断できなければなりません。暴行を加えられていて助けを求める叫び声がするような場合が典型です。一方、被害者が衰弱していて声も上げることができないような事態では、外からは分からないので、この規定を用いて立ち入ることはできません。危害予防のために行われるもので、犯罪捜査のために認められた権限ではありませんが、適法に立ち入った警察官が犯罪を現認した（直接見た）場合に現行犯逮捕することは可能です。

## 起訴（きそ）

---

検察官が、人と犯罪行為を特定して、裁判所に有罪判決を求める訴えを提起することを意味します。法的には「公訴の提起」という表現が用いられます。被告人の氏名、公訴事実及び罪名を記載した起訴状を裁判所に提出することで行われます。日本では、十分な証拠があつて、有罪を獲得できる見通しがある場合に限って行われるため、起訴された事件のほとんどが有罪となっています。通常の公判手続によって審理されるのを求める場合を求公判、略式手続（公判をしないで略式命令で処理すること）を求める場合を略式起訴（求略式）と呼ぶことがあります。

## 起訴猶予（きそゆうよ）

---

検察官が警察その他の捜査機関から送致・送付された事件について、被疑者の犯行を立証できるだけの証拠があると認めつつ、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としない」（刑事訴訟法 248 条）と判断して、起訴しないとすることを意味します。

## 客観証拠（きゃっかんしょうこ）

---

指紋、現場に残された物、記録されたデータのように、犯罪の存在と犯罪行為者を特定する上で有益となる証拠であつて、可変的でないものを意味します。人の供述が記憶・想起の各段階で変容するおそれがあるのに対し、客観的で不変的であるため、立証に当たって、価値が損なわれないという利点があります。児童虐待事案では、体の傷等を除けば客観証拠に乏しいことが、立証の難しさにつながるといえます。

## 強行犯係（きょうこうはんかかり）

---

警察署において、凶悪犯と粗暴犯（暴行、傷害等）を担当する係のことです。刑法犯（刑法に規定する罪のほか、暴力行為等処罰法違反も該当します。）のうち他の係（知能犯、窃盗犯、組織犯罪）に属しないものも、この係が担当するのが通例です。児童虐待に当たる事件は、児童福祉法などの特別法違反に当たるものを除くと、この係が担当することになります。

## 教養（きょうよう）

---

警察では、組織内の研修教育を教養と呼んでいます（警察法でも「警察教養」という用語が用いられています。）。警察学校ないし国の警察教育施設（管区警察学校及び警察大学校）で行われるものが主になります。

## 行政警察（ぎょうせいけいさつ）

---

犯罪捜査以外の警察の活動を意味します。犯罪捜査を「司法警察」と呼び、それと異なる警察の活動（危険を防ぐものなど）を「行政警察」と呼んで区別し、他方の目的で権限を行使する（例えば、行政警察上の権限を捜査のために使う）ことが許されないとか、片方の規律は他の場合に及ばない（例えば、危険時の立入りは行政警察だから裁判官の令状を要しない、職務質問は行政警察だから供述拒否権の告知を要しない）といった用いられ方をします。なお、風俗営業の許可や銃砲刀剣類の所持許可などとそれに付随する事務のような、犯罪とは関係のない「行政」的な警察の活動という意味で用いられることもあります（警察では、「行政」というのは、警察の本来の仕事とは異なる（ある意味で下のランクの）仕事と思われる傾向があります。）。

## 緊急逮捕（きんきゅうたいほ）

---

重い刑（死刑、無期・長期3年以上の懲役）に当たる罪を犯したと疑われる場合で、逮捕状を裁判官に請求する時間がないときに、逮捕状なしに被疑者を逮捕すること（まず被疑者を逮捕して、その後直ちに裁判官の令状の発付を求めるもの）です。逮捕するにはあらかじめ逮捕状を得ていなければならないという原則の例外であり、罪を犯したと疑うに足りる十分な理由があることと、急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができないことが要件になっています。

## ぐ犯調査（ぐはんちょうさ）

---

ぐ犯少年に係る事件の調査で、権限の根拠規定はなく、警察の責務を達成するための活動（相手方の承諾を得た活動）として行われます。14歳以上の少年で、家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるときは、ぐ犯少年事件送致書を作成し、身上調査表その他の関係書類を添付して、送致します。14歳以上18歳未満で保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず児童福祉法による措置にゆだねるのが適当であると認められるときは、児童通告書により、児童相談所に通告することとなります。14歳未満で保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときも、同様です。送致・通告される少年は、毎年全国で概ね1000人程度です。

## 警告（けいこく）

---

犯罪など違法な行為をしないように、あるいは危険な事態を解消するように、警察官が指導することを意味します。違法性や危険性があることを知らせることに重点がある場合もあれば、止めないと法的な措置を講ずることを伝えることに重点がある場合もあります。相手に行動を求めるものであって、義務付けではないので、法律の根拠規定がなくとも行うことができます（法律の規定に基づく警告と区別するために、「指導警告」と呼ぶこともあります。）。警察官職務執行法では、危険な事態がある場合における警告（その事態を解消し、あるいは避難するように求めるもの）と、犯罪がまさに行われようとしている場合における警告を定めています。

児童虐待事案でも、刑事事件として立件しない場合を含めて、保護者への指導警告が広く行われています。

## 警察官（けいさつかん）

---

警察組織に勤務する者で、法的な権限行使が認められた者です。刑事訴訟法、警察官職務執行法、道路交通法などで与えられた権限を行使します。都道府県警察の警察官の合計は、約 26 万人です。採用時に警察学校で研修（初任科教養）を受けるほか、階級が昇任するたびに、管区警察学校又は警察大学校で研修を受けます。給与については、公安職の俸給表の適用を受けます。都道府県ごとに採用され、ごく一部の者を除き、一貫して同じ都道府県警察で勤務します。

## 警察官職務執行法（けいさつかんしよくむしっこうほう）

---

警察官にとって最も基本となる権限を定めた法律で、警職法（けいしよくほう）と呼ばれています。何らかの犯罪を犯した（又は犯そうとしている）と疑うに足りる相当な理由のある者（不審者）に対する質問（職務質問）、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者の保護（→保護）、危険な事態における避難等の措置、犯罪の予防・制止（→警告、→犯罪の制止）、危険な事態等における立入り（→立入り、→危険時の立入り）と、武器の使用について定めています。

## 警察官の階級（けいさつかんのかいきゅう）

---

警察官には階級があり、下位から、巡査、巡査部長、警部補、警部、警視、警視正、警視長、警視監、警視総監に区分されます（「巡査長」は階級ではなく、巡査の階級にある者の一部に与えられる呼称です。）。警部までは昇任試験に合格することで昇格します（その後は選考によることが通例です。）。

巡査と巡査部長が実動員、警部補はある担当（係）の幹部であると同時に実働にも当たる者、警部以上が専ら管理・指揮に当たる者というのが基本です（警部は、いわゆる管理職手当の支給対象ではありませんが、組織の管理者、責任者としての意識をもっています。指定司法警察員として令状請求が可能なのが警部以上であることも、それ以下の階級にある者との大きな違いといえます。）。なお、警視正以上は、都道府県警察に勤務していても、国家公務員になります。

## 警察署（けいさつしょ）

---

警察の実働の中心的組織で、全国に約 1160 あります。都道府県の条例に基づいて名称と管轄区域が定められ、区域内のすべての警察事象に対処する責任を有しています。自治体や関係行政機関と対応するのは、基本的に警察署の仕事になります。警察署に所属する警察官は数十人から数百人と大きな幅があり、署長のランクにも違いがあります（多くは警視ですが、一部の大規模警察署では警視正です。）が、警察署相互における上下関係はありません。署長は、法令で与えられた自らの権限（道路使用許可など）を行使するほか、各種事象への対応や事件の捜査について、署員を指揮監督します。警察署としての対外的な意思表示や捜査上の重要な処分は、署長の事前の判断を受けて行われます。

警察署の内部組織は、規模や都道府県警察の方針によって異なります。規模が大きい警察署（警察官の多い都道府県警察の場合は大半の警察署）には、警視の階級の副署長が置かれています（その他の署は次長）。副署長（次長）は、組織の内部管理に当たるほか、対外広報も行います。警察署長の代決を含めて、副署長に決裁が集中するので、ボトルネックになっている問題が指摘されています。

警察署は、警務、会計、地域、生活安全、刑事、交通、警備を担当する部署に分かれ、それぞれに警部（会計は同級の職員）の課長が置かれているのが通例です。規模の大きな警察署では、部門ごとに多数の管理者が置かれます。都道府県によって、警視の課長と複数の警部の課長代理を置くところと、複数の課（例えば、生活安全課、少年課、生活安全捜査課）に分けてそれぞれに警部級の課長を置き、その上に生活安全（管理）官といった名称の警視級の管理者を置くところがあります。

## 警察職員（けいさつしょくいん）

---

警察に勤務する職員全体をさす場合と、警察官以外の職員だけをさす場合とがあります（後者の場合、「一般職員」、「職員」ということもあります。）。警察官を含めた警察に勤務する職員全体に共通するものとして、警察共済組合の組合員になること、職員団体の結成が禁止されること、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則の適用を受けることなどがあります。警察官以外の職員は、権限行使に当たることとはなく、会計、情報管理、鑑定その他の支援的な業務や専門的・技術的な業務に当たります。定員について国の基準はなく、都道府県ごとの判断で、種別や定数等が定められます。警察官は増えていますが、警察官以外の職員は長期的に減少しています（都道府県警察の職員について昭和 63 年度と平成 29 年度を比べると、警察官は 4 万人余り（約 2 割）増えていますが、その他の職員は 1600 人近く（約 5%）減少しています。

## 警察庁の通達（けいさつちょうのつうたつ）

---

国の機関である警察庁が都道府県警察に対して、職務運営の方針、法令の解釈・運用方針等について示達するものです。警察庁は、都道府県警察に対して、警察庁の所掌事務に関して指揮監督権があり（警察法16条2項）、これに基づくものです（警察庁の所掌事務は警察法5条4項に列記されていますが、ほとんどの場合、「警察行政に関する調整」として通達が発せられています。）。児童相談所運営指針などが地方自治法に基づく技術的助言であるのとは異なり、命ずるものとしての性格を有すると理解されています。警察庁の通達には、長官通達、次長通達、局長通達、課長通達があります（通達の番号に甲、乙、丙、丁が付されます。）。長官通達は極めて異例な事態にしか出されないもので、実質的に次長通達が最も上位ですが、警察全体に関わる重要な課題に限って発出されます。制度的な基本的なもの、長期的に継続する重要なものは局長通達、それ以外のは課長通達の対象です。複数の局・課に関係する場合には連名で発出されます。有効な警察庁の通達については、犯罪捜査の支障を防ぐ必要があるなどのために公表できないものを除き、警察庁のウェブサイトに掲示されています。

## 警察庁の事務連絡（けいさつちょうのじむれんらく）

---

警察庁の課・室から、都道府県警察に示すもので、通達以外のものです。通達の細目的なもののほか、一時的な性格のもの、試行的な性格のもの、参考とすることを求めるのにとどまるものの場合など、命ずるものとしての性格を有しないものに用いられます。通達とは異なり、都道府県警察の対応する課にのみ伝えられ、公表されません。同様のものを「執務資料」として配布する場合があります。

## 警察の責務（けいさつのせきむ）

---

警察法によって警察という組織に課された任務（警察が責任をもって果たすべき仕事）のことです。警察は個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、捜査等の公共安全・秩序の維持に当たることが警察法2条1項に規定されており、個人の保護と公共安全・秩序の維持の二つが警察の責務だとされています。警察の活動は、責務の範囲に限られる（2条2項）一方で、責務に該当する限り、警察として責任を負います。警察が強制をするには個別の法律の根拠規定が必要ですが、強制に至らない活動（任意の範囲内の活動）については、警察の責務を達成するために必要であれば、一定の限度（強制にわたるものでないこと、相手方の不利益を上回る責務達成上の必要性があること、社会的に相当と認められる範囲内であること）で、個別の法律の規定がなくとも可能であるとされています。警察では、このような活動を「警察法2条1項に基づく活動」と呼んでいます。日本では警察の権限を定める法律の規定が少ないので、警告や指導のほか、現場での様々な活動が法律に規定されていない活動（警察法2条1項に基づく活動）として行われています。

## 警察本部（けいさつほんぶ）

---

警察は、都道府県ごとの組織であり、それぞれに警察本部が置かれています（都警察の場合は警視庁という名称ですが、法的性格は他の道府県警察本部と同じです。）。警察本部長（警視庁の場合は警視総監）の下に、警務、生活安全、刑事、交通、警備の各部が置かれています（規模が大きい都道府県では、警務部から総務部、生活安全部から地域部が分かれています。）。警察本部は、予算を含めた管理業務、警察署の指導と、特別な事件の捜査等に当たっています。

## 刑事部（けいじぶ）

---

警察本部の内部組織の一つです。犯罪捜査を主たる任務とし、刑法犯の捜査と関連業務（死体の死因・身元調査）、犯罪捜査の共通基盤（鑑識等）を担当するとともに、組織犯罪対策（暴力団対策、薬物銃器事件捜査、外国人捜査）も担当しています。規模が大きいだけでなく、捜査といういわば警察の表看板を担当する部署として、警察組織の中で最も本流意識をもっている部門といえます。犯罪捜査は、犯罪の予防のような業務とは異なり、一般行政との違いが大きく、また、対等な他者と共同して取り組むものではないので、他の行政機関等との協力意識が高くないのが特徴です（近年はこの点に一部変化も生まれていますが、多くの場合十分とはいえないでしょう。）。児童虐待事案のうち、特別法犯を除くものについては、警察署の刑事課等の強行犯係が捜査を担当しますが、その捜査の指導を行うのは警察本部の刑事部の捜査第一課になります。

## 嫌疑不十分（けんぎふじゅうぶん）

---

検察官が警察その他の捜査機関から送致・送付された事件について、被疑者の犯行であることを十分に立証できる（合理的な疑いがないところまで立証できる）だけの証拠がないとして、起訴しないとする処分を行うことを意味します。刑事裁判で求められる立証の程度が極めて高いことから、通常の行政処分を行うことができる程度の資料があっても嫌疑不十分とされる場合もあります。このため、嫌疑不十分で不起訴処分とされた事件について、行政処分を行うことは、当然にあり得ることといえます（例えば交通事故の場合に、刑事手続上は嫌疑不十分となったものを、運転免許上の処分の対象とすることが行われています。）。

## 検挙（けんきょ）

---

警察が被疑者を特定して、刑事訴訟法に基づく処分（逮捕又は送致）をすることを意味します。被疑者を逮捕したときは逮捕の時点、逮捕しないときは必要な捜査を終えて（その者の犯行であることを明らかにするのに必要な証拠の収集をし、書類を整えて）事件を検察官に送致（告訴・告発事件の場合は送付）した時点で「検挙した」ことになります。

## 現行犯逮捕（げんこうはんたいほ）

---

現行犯人を逮捕することです。現に罪を行っている者や現に罪を行い終わったばかりの者が現行犯人に当たります（そのほかに準現行犯もありますが内容は省略します。）。何人も逮捕することができますが、逮捕したら直ちに警察に身柄を引き渡さなければなりません。拘留若しくは科料の刑しか科されない罪の場合又は罰金が30万円を超えない罪の場合には、犯人の住居若しくは氏名が明らかでないか、又は逃亡のおそれがある場合でなければ、現行犯逮捕できないこととされています。軽犯罪法違反や道路交通法違反のうちの比較的軽微な罪が該当します。

## 検察審査会（けんさつしんさかい）

---

民意によって、検察官の不起訴処分の当否を審査する機関です。告訴若しくは告発をした者又は犯罪の被害者（被害者が死亡した場合には配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）の申立てがあったときは、審査をしなければならないことになっています。くじで選ばれた一般人で構成され、不起訴相当、不起訴不当、起訴相当のいずれかの議決をします。不起訴不当、起訴相当の場合、検察官は改めて捜査し、起訴不起訴を再度判断することになります。起訴相当の議決をしたのに不起訴となった場合には、改めて審査を行い、11人の審査員のうち8人以上が起訴をして裁判にかけるべきだとの判断をしたときは、起訴議決が行われ、裁判所が検察官の職務を行う弁護士を指定し、その弁護士が起訴して公判に当たることになります。

## 検視（けんし）

---

犯罪による死亡の疑いがあり得る死体（変死体）について、犯罪に起因するものかどうかを明らかにするための活動を意味します。刑事訴訟法に規定があり、住居等に立ち入ったり、変死体の外部的な検査をしたり、持ち物や着衣、現場の状況等を調べることができますが、死体の解剖をすることはできません。なお、検察官の権限と規定されていますが、実際には、司法警察員である警察官によって行われます（代行検視）。

## 検視官（けんしかん）

---

適正な死体取扱いを行い、犯罪死の見逃しを防止するための専門的な知識技能を有する幹部級の警察官のことです。刑事調査官と呼ぶこともあります。刑事部門における一定以上の捜査経験を有する警視又は警部の階級にある警察官で、警察大学の法医専門研究科を終了した者から任命されています。以前は少数しかいませんでしたが、近年数が増えたこともあり、大半の死体を直接見るようになりました（以前10%台だった臨場率は、現在は8割近くに達しています。）。

## 検証（けんしょう）

---

→実況見分

## 検面調書（けんめんちょうしょ）

---

検察官が取調べを行って、供述を録取した書面を意味します。検察官面前調書、PS と呼ぶこともあります（これに対して、警察官の作成した調書（警察官調書）を員面調書、KS と呼ぶこともあります。）。被疑者の供述を録取した書面は、検察官の調書も警察官の調書も、任意性に疑いがなければ裁判の証拠となります。一方、被疑者以外の者（参考人）の供述を録取した書面については、被告人の同意がなければ、通常は裁判の証拠とすることができず、公判の証人尋問によるべきものとされています。検面調書の場合には、その供述者が死亡したり、病気になったりして公判で供述できないときや公判でした供述と比べて前の供述を信用すべき特別の状況のあるときには、証拠として認められると規定されています（刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号）。警察官やその他の者の調書の場合には、より厳しい要件であり、例外的に認められることは期待できません。検面調書にこのような証拠上の特別の扱いがあることが、児童虐待などの被害者の協同面接（代表者による聴取）の聴取者を検察官にするという運用につながっています。もっとも、被告人の同意がない限り、被害者が公判で証人になって供述をしなければならないことには変わりはありませんし、近年の刑事司法制度改革の影響で、公判時の供述を中心とする方向がある中で、争いがあれば、実質的に検面調書が証拠に用いられなくなっていく傾向があることに留意しておく必要があります。

## 公安委員会（こうあんいいんかい）

---

都道府県の公安委員会（都道府県公安委員会）は、都道府県警察を管理するための組織です。委員は、会社経営者や医師、弁護士等で、非常勤です。毎週 1 回定例の委員会を開き、警察本部長等から報告を聞き、市民の代表として、警察の運営について指導する役割もっています。警察の職務執行について苦情のある市民は、都道府県公安委員会に苦情の申出をすることができます。国の公安委員会（国家公安委員会）は、警察庁を管理するほか、警察本部長等の都道府県警察の警視正以上の警察官を任命し、国家公安委員会規則を制定しています。

## 公訴の提起（こうそのていき）

---

→起訴

## 広報責任者（こうほうせきにんしゃ）

---

警察では、警察署の副署長（警察本部の場合は課の次長（次席））が実質的な広報責任者になっています（署長・課長を「広報責任者」とし、副署長・次長を「広報担当者」と呼んでいる県もありますが、実態に大きな違いはありません。）。広報責任者が報道機関への報道発表（情報提供）を行います（捜査本部事件など、特別の事件で、捜査本部長（刑事部長等）や本部の課長等が記者会見を行って、広報することもあります。）。広報責任者又はその上位者を除き、報道機関の取材に応じないとする運用がなされています。

## 公務所等照会（こうむしょとうしょうかい）

---

→捜査関係事項照会

## 合理的な疑い

---

→無罪

## 勾留（こうりゅう）

---

被疑者又は被告人を裁判官（裁判所）の判断に基づいて、刑事手続のために継続的に身体的自由を奪うことを意味します（なお、拘留（こうりゅう）は、刑罰の一種で、1日以上30日未満の期間、刑事施設に留置することで、異なります。）。起訴前の勾留は、逮捕に引き続き行われるもので、検察官の請求により、裁判官が勾留状を発して行います。期間は10日間ですが、検察官の請求により、裁判官が10日以内の延長を認めることができます（合計で上限20日間になります。）。勾留の要件は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があることと、証拠の隠滅・逃亡を防止する必要があることです。起訴後の勾留は裁判所の判断で行われるもので、要件は起訴前と同じですが、期間が2月間となっています（特に必要性が認められれば、その後も1月ずつ更新することが認められています。）。勾留場所は、裁判所が決定しますが、ほとんどの場合、起訴前は警察の留置施設、起訴後は刑事施設（拘置所）が用いられます。

## 告訴（こくそ）

---

告訴権のある者（通常は被害者）が警察その他の捜査機関に犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をすることを意味します。告訴状を提出する方式によることが一般的ですが、法的には警察に来て告訴することを明確に述べるという方式によることも可能です（この場合は警察で告訴調書を作成します。電話で告訴をすることはできません。）。被害者の法定代理人（親権者）も、被害者とは独立して告訴することができます。被害者が死亡した場合には、配偶者、直系親族及び兄弟姉妹も告訴できますが、被害者が生前に告訴しないという意思を明らかにしていたときはできません。

告訴された事件については、警察その他の捜査機関から検察官に「送付」することとされています。一般の事件の「送致」と違い、「速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」と刑事訴訟法に規定されている（242条）ので、警察が捜査をした結果犯罪にならない、あるいは十分な証拠がないと判断される場合でも、必ず検察官に事件を送らなければならないこととなります。また、検察官は、告訴された事件については、起訴・不起訴の処分をした場合に告訴人に通知しなければならず、不起訴の場合に告訴人から請求があれば、速やかにその理由を告げなければならないことになっています。告訴人は、不起訴の場合、検察審査会に申立てができます。

## 告発（こくはつ）

---

犯罪の被害者でない者が、警察その他の捜査機関に、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をすることを意味します。警察が送付すること、検察官が起訴・不起訴を通知すること、請求があれば不起訴理由を告知すること、告発人が検察審査会に申立てができることなど、告訴の場合と同じです。

告発は誰でも行うことができます。公務員の場合は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と刑事訴訟法に規定されています（239条2項）。職務上犯罪があることを発見した公務員は告発する義務があることとなりますが、「公務員の職務上相当と認められる裁量まで認めないものではない。」と解されています。言い方を変えると、行政遂行上の観点から告発をしない方がいいという判断をすることができるということですが、自分の都合（問題とされる事態を隠したい）で告発をしないのは、この規定に違反する行為となります。

## 個人の保護（こじんのほご）

---

警察の責務の一つです。様々な危害から個人を守ることを意味します。警察が行うべきことを行わなかった間に被害が生じた場合には、警察に対して強い批判・非難が加えられます（権限不行使を理由に国家賠償請求が認められるのはごく一部に限られますが、国民による批判・非難は広く行われます。）。個人の保護全般に関しては、生活安全部門（警察本部の生活安全部、警察署の生活安全課）が担当していますが、そのための活動は地域部門（交番等）や刑事部門なども行います。

個人の保護は、近年これまで以上に重視されるようになってきていますが、そのために認められた警察の権限規定は、極めて限られています。警察官職務執行法に基づく犯罪の制止も、犯罪がまさに行われようとしていてかつ急速を要するときにしか行うことはできません（しかもさらに要件が加えられています。）。予防のための命令権限は、ストーカー規制法など、極めて限定された場合だけにしか認められていません。このため、犯罪捜査権限を個人保護のために行使することが行われています。

なお、再被害の防止措置も、個人の保護に含まれます。児童虐待事案を事件化しない場合における指導警告や、非加害親への近況確認などもその一環といえます。

## 子供女性安全対策班（こどもじょせいあんぜんたいさくはん）

---

子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆と認められる声かけやつきまといなどに関して、行為者を特定し、検挙・指導・警告等の措置を講ずることにより、先制的な予防に当たることを任務とする組織で、平成 21 年度に設けられました。JWAT（Juvenile and Woman Aegis Team）という呼称が用いられています。

## 裁判員裁判（さいばんいんさいばん）

---

一般人からくじで選ばれた裁判員 6 人と裁判官 3 人とで裁判を行うことを意味します。裁判員裁判には、死刑又は無期懲役に当たる罪のほか、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件が原則として対象となります。殺人、放火、強盗致死傷、傷害致死、保護責任者遺棄致死、強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷、覚せい剤の密輸入といった罪が該当します。

## 差押え（さしおさえ）

---

警察その他の捜査機関が、証拠となり得る物を、裁判官の許可状に基づいて強制的に取得することを意味します。行政機関の保有する文書等で、提供することができない場合には、この差押えが行われます。差し押さえるべき物は、許可状に記載されている物です。公務所内の差押えに際しては、「その長又はこれに代わるべき者に通知してその処分立ち合わせなければならない」と規定されています（刑事訴訟法114条1項）。差し押えされた物を記載した押収品目録の交付を受けることになります。なお、公務上の秘密の申立てがあった場合には、監督官庁の承諾がないと差押えできないとする規定があります（103条）が、国の重大な利益を害する場合を除いて監督官庁は承諾を拒むことができないとされているので、明らかに「国の重大な利益を害する」ことがない場合は、責任者の申立てがあっても、差押えをすることができるものとされています。関係者のプライバシー保護や地方自治体の業務推進上の見地から秘密とされていても、公務上の秘密として拒むことはできないことになります。

## 参考人取調べ（さんこうにんとりしらべ）

---

捜査に当たる者が、被疑者以外の者から、捜査に必要な事柄に関して、質問をして供述を得、必要に応じて供述調書を作成することをいいます。被疑者の取調べと区分する意味で、「事情聴取」という言葉を用いることもあります。調書を作成する際には、供述をした者に閲覧をしてもらい、読み聞かせて、内容に間違いがないかを確認し、供述をした者が増減変更を申立てしたらその供述を調書に記載し、間違いがないと確認できたときは、署名押印することを求めるようになっています。署名押印のある供述調書は、被告人が同意すれば、裁判の証拠に用いられます（同意のない場合の扱いについて→検察官面前調書。）。

## 事件化（じけんか）

---

ある事案を警察が犯罪であると位置づけ、刑事訴訟法の規定に基づく処分（逮捕、送致）をすることを意味します。立件という言葉と同じような意味ですが、常に犯罪と位置づけられるとは限らないような事案について、警察が積極的に被害届の提出等を促し、刑事訴訟法の規定に基づく公式な処分をすることで、刑事罰の対象となる悪質な行為であることを関係者に認識させ、それを通じて事態を改善する（次の事案を防ぐ、秩序を回復する）という面に着目したものとと言えます。

## 死体解剖（したいかいぼう）

---

死体を切り開いて、詳細を調べ、死因等を明らかにすることで、医師によって行われます。犯罪による死体については、刑事訴訟法に基づいて、裁判官の許可状を得て、いわゆる司法解剖が行われます。犯罪によるものかどうか分からない変死体については、検視を終えた後で、死因を明らかにするために特に必要があるときに、死因・身元調査法（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律）に基づく解剖が行われます。このほかに、東京 23 区などの一部の都市では監察医が置かれており、死体解剖保存法に基づいて、死因を明らかにするための解剖（行政解剖）が行われています。また、同法に基づき、公衆衛生の観点及び医学教育研究の観点から、遺族の承諾を得て、解剖（承諾解剖）が行われています。

## 実況見分（じっきょうけんぶん）

---

警察が犯罪の現場その他の場所や物について、状況を記録化することを意味します。実況見分調書という書面にすることで、証拠に用いることができるようにするもので、管理権限を有する者がいない場合又は関係者の承諾を得られた場合に、広く行われています。実況見分調書には、写真や図面も添付されます。関係者の承諾が得られない場合には、実況見分ではなく、裁判官の令状を得た上で、強制処分としての検証として行われます。なお、身体状況を記録化する方法として実況見分を用いることもできますが、女子の身体について、顔や手足のように通常露出している部分以外を対象とするときは、身体検査令状の発付を受けた上で、身体検査として行われることとなります。

## 指定司法警察員（していしほうけいさついん）

---

逮捕状の請求を行うことができる者として指定された司法警察員を意味します。警部以上の階級の警察官に限られます。刑事訴訟法上、逮捕状の請求を行うことができる者について、都道府県公安委員会から指定された警部以上の警察官に限られていることに対応したのですが、逮捕状以外の令状（捜索差押許可状等）の請求も、指定司法警察員に限る運用になっています。

## 司法（しほう）

---

裁判所の行う活動や裁判所に向けて行われる活動をさすものとして用いられている言葉です。警察では、刑事訴訟法に基づく捜査活動を他の活動（行政）と異なるものであることを強調する際に、この言葉を用いています。例えば、司法解剖といえば、刑事訴訟法に基づく捜査としてなされる解剖（鑑定処分許可状に基づいて行われる解剖）を意味します。

## 司法警察（しほうけいさつ）

---

警察では、警察が刑事訴訟法に基づく活動を行う場合について、他の活動（行政警察）と区分するものとして、この言葉が用いられています。警察の中では、伝統的に、捜査（司法）こそ自らの本来の仕事、という意識があります。

## 司法警察職員（しほうけいさつしよくいん）

---

刑事訴訟法で、犯罪捜査に当たる者の総称として用いられている言葉です（検察官、検察事務官と司法警察職員が犯罪捜査の主体です。）。警察官のほか、地域的事項的に限られた犯罪を対象として権限を行使する特別司法警察職員（海上保安官、麻薬取締官など）がいます。司法警察職員は司法警察員と司法巡査に分けられていて、告訴の受理、送致などの重要なことは、司法警察員だけに権限が認められています。警察の場合は、原則として、巡査部長以上が司法警察員、巡査の階級にある者が司法巡査に当たります（巡査の階級にあるが例外として司法警察員に指定されている者もいます。）。捜査書類には、通常の官職に加えて、「司法警察員」又は「司法巡査」であることが記載されることとなります。

なお、触法少年の調査は、刑事訴訟法ではなく、少年法に基づく警察官の権限であって司法警察職員として行われるものではありませんから、関連書類には、通常の官職のみが記載され、「司法警察員」「司法巡査」といった記載がされることはありません。

## 指紋・掌紋（しもん・しょうもん）

---

指先又は手のひらの皮膚にある隆線によってできる模様を意味します。通常、掌紋を含めた意味で「指紋」という言葉が用いられます。一卵性双生児を含めて同一のものは存在せず、人の特定に極めて大きな力を持ちます。逮捕した被疑者については、強制的に採取できることが刑事訴訟法に規定されています。身柄不拘束被疑者については、必要があると認めた場合に、その承諾を得て、採取しています。現場に残された遺留指紋は、人の分泌物が隆線に沿って付着したものを、粉末を付けることなどで検出して採取します。被疑者指紋と遺留指紋はデータとして保存され、自動識別システムによって合致候補が選定されますが、最終的な合致の判断は鑑識課の職員によって行われ、指紋鑑定書が作成されます。なお、事件捜査の過程で現場の指紋と照合するために関係者の指紋が採取されますが、その指紋は保存されるわけではありません。

## 釈放（しゃくほう）

---

拘束状態から解消され、自由になることを意味します。逮捕された被疑者について、警察が留置しないで直ちに釈放する場合、検察官に身柄付送致をしないで48時間以内に釈放する場合、検察官が勾留請求をしないで釈放する場合、裁判官によって勾留請求が認められなかった場合、勾留期間内に検察官が起訴しなかった場合があります。なお、起訴された後は、裁判所が勾留しないとの判断をした場合又は勾留が延長されなかった場合のほか、保釈が認められる場合があります。

## 少年警察（しょうねんけいさつ）

---

警察の少年部門（警察署の場合は少年担当係とその上司である生活安全課長）が担当する業務の意味です。非行少年に係る事件・事案の処理（犯罪少年に係る事件の捜査、触法少年に係る事件の調査及びぐ犯少年に係る事件の調査）、少年非行を防ぐための諸活動（街頭補導、少年相談を含む。）、被害少年の保護、少年の福祉を害する犯罪の取締り、少年を被害者とする犯罪の防止が該当します。街頭補導を地域警察官が行うなど、少年部門以外に属する警察官等が行う場合もあります。

## 少年警察活動規則（しょうねんけいさつかつどうきそく）

---

少年警察活動について定める国家公安委員会規則（行政規則）で、平成14年に制定されました。総則（少年警察活動の基本、関係機関等との連携など）、一般的活動（街頭補導、少年相談等）、少年の非行防止のための活動、少年の保護のための活動について定めています。なお、触法調査やぐ犯調査についてはこの規則で定められていますが、少年による犯罪の捜査に関しては、犯罪捜査規範で定められています。

## 少年サポートセンター（しょうねんさぽーとせんたー）

---

少年相談、街頭補導、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動等を行うことを任務とする警察本部少年課に置かれる内部組織です。少年警察活動規則の上では、専門性の高い少年補導職員を中心に構成されるものとされていますが、都道府県警察ごとで実情は大きく異なります。

## 少年事件選別主任者（しょうねんじけんせんべつしゅにんしゃ）

---

警察が少年事件の処理に当たり、個々の非行少年についての的確な措置の選別及び処遇意見の選定を行うために、少年部門の幹部（通常は生活安全課長）をあらかじめ指定し、警察署長が決定をする場合にその意見を聴くこととする、という制度です。事件の処理自体をすべて少年部門が行うわけではないことから、他の部門が行う場合でも、選別の決定が少年の特性を十分に踏まえたものとなるようにするためのものです。また、警察署長は、「少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うに当たっても、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ配慮すべき事項等について、少年事件選別主任者の意見を聴く」とされています。なお、少年警察活動規則には規定はなく、警察庁の「少年警察活動上の留意事項について」という次長通達を受けて、各都道府県警察で制度を定めています。

## 少年補導員（しょうねんほうどういん）

---

ボランティアとして、地域における街頭補導や環境浄化などの非行防止活動に当たっている方々です。全国で約 5 万 1 千人が警察本部長等からの委嘱を受けて、この活動に従事しています。

## 少年補導職員（しょうねんほうどうしょくいん）

---

専門的な知識技能によって、少年の非行防止や立ち直り支援、さらには被害少年への支援に当たる、警察官以外の警察職員です。全国で約 890 人いますが、減少傾向にあることがうかがえます。都道府県警察によって極めて大きな差異があり、人数も、警察官の定数や非行少年の数とはまったく関係がありません。臨床心理士等を含む多数の少年補導職員がいて活発に活動しているところもありますが、補助的な位置付けにされているところ、非常勤職員のみのところ、実質的に少年補導職員がいないところもあります。

## 触法調査（しょくほうちょうさ）

---

触法少年（14 歳未満で刑罰法規に触れる行為をした少年）に係る事件の調査で、少年法に基づいて行われます（以前は規定がありませんでしたが、平成 19 年の改正法で設けられました。）。逮捕はできませんが、それ以外は捜査と同様の手段を講ずることができ、捜査指揮と同様の調査指揮を受けて行われます。重大な罪に係る刑罰法規に触れる場合及び家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料される場合には、調査を遂げて、触法少年事件送致書を作成し、身上調査表その他の関係書類を添付して、児童相談所長に送致します（証拠物は送付せずに保管し、児童相談所長が家庭裁判所に送致した段階で、警察から家庭裁判所に送付することになります。）。送致しない場合であって、その少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書により、児童相談所に通告しますが、その際、調査概要結果通知書を作成し、児童相談所に調査の概要及び結果を通知します。なお、送致も通告もしない場合も、警察における補導の措置をとったものとして、少年事件処理簿等を作成することとなっています。

## 所属（しょぞく）

---

警察署と本部の課及び隊（機動隊等の執行隊）のことで、警察署長、課長及び隊長を所属長といいます。少年サポートセンターは所属ではなく、少年課の中の組織です。予算の執行と人事管理（評価）は、所属単位で行われます。各所属は、警察の運営指針や重点目標等で示された課題を実現することに向けて努力します。表彰は所属を対象に行われます。警察署は全体が一つの所属であり、その中の各課は、署長や副署長の指揮統率の下で、所属全体としての成果に貢献することが求められます（同時に、本部の自らに対応する部門が設定した課題の実現に向けて努力することも求められます。）。

## 処分保留（しょぶんほりゅう）

---

検察官が起訴・不起訴等の処分をしないでいる状態を意味します。勾留期間の満了時に起訴をしないで釈放する際に、処分保留で釈放したが引き続き捜査をするといった説明が行われます。その後に起訴、不起訴の処分が行われますが、いつまでに処分をしなければならないという決まりはありません。有罪性を立証できる証拠を引き続き収集しようと努める場合のほか、起訴するだけの必要性があるかどうかを、事後の状況を見極めて判断するために処分保留とする場合もあります。少年事件で家庭裁判所が試験観察をしてその後に審判をするのと類似した運用として、児童虐待事案において、処分保留とした上で、被疑者が児童相談所の指導等を受けるかどうかをみることも、一部の検察実務で行われています。

## 親告罪（しんこくざい）

---

告訴がないと検察官が起訴できない犯罪のことを意味します。被害者の意思を尊重し、被害者が処罰を求めない限り、刑事手続にのせないとする制度です。刑法の「器物損壊等」（他人の物を壊したり、他人の飼っている動物にけがを負わせたりすること）や「名誉毀損」の罪が典型です。同居していない親族（配偶者や親子・祖父母孫の関係の場合を除く。）の間で起きた窃盗事件なども告訴がないと起訴できないことになっています。親告罪の場合、被害を知ってから6月を超えると告訴することはできなくなります。なお、以前は、性犯罪やストーカー規制法の定める罪も親告罪とされていましたが、被害者の意思を前提とすることがかえって被害者に負担を強いる結果となり得ることを踏まえて、法改正が行われ、現在では親告罪から除かれています。

## 人身安全関連事案（じんしんあんぜんかんれんじあん）

---

人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案を意味します。恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案（ストーカー事案や配偶者間暴力事案）、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案が対象になります。警察が事案を認知した段階では切迫した危険性があるといえる状況がなくとも、その後に急展開することもあり得るので、事態に応じて安全確保のための手法をとるべきものとされています。

## 人身安全関連事案の対処（じんしんあんぜんかんれんじあんのたいしよ）

---

平成 25 年 12 月 6 日付の警察庁生活安全局長・刑事局長通達「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（通達）」に基づく取組みを意味します。人身安全関連事案について、警察本部における一元的対処体制の確立（警察署への指導・助言・支援を一元的に行うものとして、警察本部に生活安全部門と刑事部門とを総合した編成の体制を確立することなど）とともに、被害者の保護（被害者等を安全な場所に速やかに避難させることなど）、行為者への措置（被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること）等に当たることとされています。

この通達は、同年 10 月の三鷹事件（男が女子高校生の自宅に侵入し、帰宅したところを殺害した事件で、同日の午前中につきまとい等に関する相談を警察署で受けていたが、相談を受理した段階では男が被害女性の生命を脅かすほどの攻撃行動を起こす危険が切迫しているとの判断に至らず、被害の発生を防止するための組織的対応が十分でなかったことが問題とされました。）を踏まえて出されたもので、都道府県警察では、当初は恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に限って体制を設けていましたが、その後、児童虐待等のその他の人身安全関連事案を対象に含めるところが増えてきています。

## 親族間の犯罪に関する特例（しんぞくかんのはんざいにかんするとくれい）

---

配偶者、直系血族（親子、祖父母・孫）及び同居の親族の間での財産犯（窃盗、詐欺、横領）については、刑を免除することが刑法に定められています（刑法 244 条）。刑罰を科されない（もし起訴されて有罪と認定されても「刑の免除」という判決となる）ということです。それ以外の親族（同居していない兄弟姉妹、伯叔父母・甥姪の間柄）の場合は、告訴がないと起訴されない親告罪となっています。親族相盗例と呼ぶこともあります。身体犯についてはこのような特例規定はありません。

## スクールサポーター

---

警察と学校との橋渡し役として、都道府県警察が雇用している非常勤職員で、多くは退職した元警察官です。学校との情報連絡、学校における少年の問題行動等への対応、児童の安全確保に関する助言等を行っています。大多数の都道府県警察で制度化されており、全国で約 860 人います。警察署に配置されているところのほか、少年サポートセンターに配置されているところもあります。なお、自治体から学校の支援に派遣されている人も「スクールサポーター」という名称が用いられているところもあり、混同しないように注意する必要があります。

## 生活安全部（せいかつあんぜんぶ）

---

警察本部の内部組織の一つです。個人の保護を主たる任務とし、犯罪の予防、特別法犯の捜査、非行少年対策、サイバー犯罪対策を担当しています（このほか、規模の大きくない県警察では、地域警察もこの部に属します。）。銃所持許可、風俗営業の許可などいわゆる許認可業務（行政的業務）も担当します。平成6年の警察法改正（警察庁生活安全局の設置）に対応して設けられた組織で、規模は小さいですが、犯罪の抑止や女性・子どもの安全確保といった近年の警察にとっての重要課題の多くを担当しており、犯罪捜査だけでなく、他機関等への働きかけなども含めた総合的な対策を担当する部署としての地位を確立してきています。

## 接見（せっけん）

---

身柄が拘束されている被疑者又は被告人と面会して話をするを意味します。逃亡や罪証隠滅を防止する観点から、専用の部屋（面会室）で行われます。弁護士（弁護士を選任できる者の依頼に基づいて弁護士となろうとする弁護士を含む。）の場合には、どの時点でも、立会人なくして接見することが認められており、日時を指定できるのは法的に限定されています。これに対し、弁護士以外の者の場合には、逮捕後の留置期間内には認められず、勾留期間になれば制度上は認められますが、時間的に制約され、警察官が立ち会うことになっています。勾留に際して接見禁止決定が付いている場合には、弁護士以外の者は接見することはできません。児童相談所が子どものその後のために親権者に説明をする等の必要がある場合には、接見禁止を解除する決定を裁判官（起訴後は裁判所）にしてもらわなければなりません。接見禁止の解除の申立てに当たっては、法律の規定はありませんが、検察官に説明して承諾を得ておくことができれば、認められるのが通例です。書類の授受についても、同様になります。

## 捜査関係事項照会（そうさかんけいじこうしょうかい）

---

警察その他の捜査機関が、公務所又は公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることを意味します。照会を受けた公務所等は報告義務を負うことになります。通信の秘密のような特別の場合を除けば、秘密保持義務規定があったとしても、この規定に基づく照会に応ずることの妨げにはならないと解されています（職業安定法の秘密保持義務の場合について、昭和43年5月7日付の内閣法制意見で政府の公式見解として明らかにされています。）。個人情報保護法制上も、法令に基づく第三者提供に該当します。このため、通信の秘密のようなものを除けば、一般的に秘匿性の高いと考えられている情報（例えば銀行取引情報、外国人入国時の指紋情報など）を含めて、この規定に基づいて、公的機関及び事業者から警察に回答されています。回答義務を強制する手段はありませんが、搜索差押えによるほか、参考人としての取調べ出頭を求め、それも拒否された場合は、証人尋問の対象となり得ます。

## 搜索（そうさく）

---

警察その他の捜査機関が、証拠となり得る物を、裁判官の許可状に基づいて強制力を用いて捜す（さがす）ことを意味します（被疑者を捜す場合も搜索に含まれますが、内容的に大きく異なるので、以下では物を捜す場合だけを説明します。）。通常は、搜索と差押えが一連のものであるので、裁判官の「搜索差押許可状」（ガサ状という通称があります。）を受けて、行われます。公務所内の搜索に際しては、「その長又はこれに代わるべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない」と規定されています（刑事訴訟法114条1項）。搜索開始後終了までの間、許可を得ない者の出入りが禁じられます。なお、搜索が行われたが、差し押さえられる物がなかった場合には、搜索を受けたが側が請求すれば、その証明書の交付を受けることができることになっています。

## 捜査指揮（そうさしき）

---

捜査上の重要な行為に関して、組織上の責任者が判断することを意味します。警察本部長（又はその代理である捜査担当部長）の指揮を受けるべき事件を本部長指揮事件、その他の事件を警察署長指揮事件と呼んでいます。どのような事柄について指揮を受けなければならないかは警察本部長が定めていますが、強制捜査をする場合と非逮捕事件で送致する場合には、指揮を受けることになります。

## 捜査主任官（そうさしゅにんかん）

---

その事件の捜査について、全体を掌握し、捜査方針を立て、責任をもって捜査遂行に当たる者を意味します。警部級の警察官が充てられるのが通例です。

## 逮捕（たいほ）

---

刑事訴訟法に基づいて、被疑者の身体を強制的に拘束する処分です。48時間以内の短期間の拘束にとどまります。裁判官の発する逮捕状により逮捕する通常逮捕のほか、現行犯逮捕と緊急逮捕があります。逮捕された被疑者は、司法警察員に引致され、そこで犯罪事実の要旨と弁護人選任権があることが告げられ、弁解の機会が与えられます。司法警察員は拘束を継続する必要性の有無を判断し、必要がないと判断すれば釈放し、そうでなければ拘束を継続します。逮捕後の拘束は、48時間を超えてはならないと定められていますが、現在の実務では、それよりも短時間のうちに検察官に送致するのが通例となっています。

## 逮捕広報（たいほこうほう）

---

被疑者を逮捕したことについて、警察から報道機関に公式に情報提供がなされることを意味します。個人情報保護法制の上からすれば、公的機関以外への情報提供であり、「特別の理由」が必要なはずですが、その事件が社会的関心の対象であるかどうかにかかわらず、半ば慣習的・一般的に行われています（報道機関側の主張を受けて、どのような事件であれ人が逮捕された以上その公表に公的な意義があるとみなされる、という運用が行われているといえます。）。捜査上の必要がある場合のほか、被害者への悪影響を防ぐ必要がある場合などで、行われなくてもあります。

## 立入り（たちいり）

---

危険時の立入りのほか、公開の場所への立入り（警察官職務執行法6条2項に基づいて公開の場所の管理者に立入りを認めるよう要求すること）、行政上の監督権限に基づく立入り（風俗営業の事業所等への立入りで、事業者側の関係者が拒むと処罰の対象とされているもの）が法律に規定されています。それ以外でも、場所・施設の管理者の承諾が得られた場合には、立ち入ることができます。事実確認のための立入りは、承諾に基づくものとして行われています。なお、犯罪捜査のための立入りについては、人または物を発見するために令状に基づく捜索として行われる場合のほか、相手方の承諾を得て行われますが、人の住居等に立ち入って物を捜す行為は令状を得て行う（承諾による捜索は行ってはならない）こととされています（犯罪捜査規範108条）。

## 端緒（たんちよ）

---

警察が犯罪の捜査を開始する事由を意味します。被害届が最も一般的なものです。告訴・告発、変死体の検視については刑事訴訟法に規定されています。警察官職務執行法に基づく質問（職務質問）とその際の所持品検査、警察官の現認（警察官が犯罪行為をその場で見ること）、他の事件の捜査過程で得られた資料（供述、証拠物）からの判断などの場合があります。

## 地域警察（ちいきけいさつ）

---

交番・駐在所を拠点とし、あるいはパトカーを用いて行われる制服警察官による活動です（警察本部には、110番を受けて伝達・指令を行う通信指令室と、自動車警ら隊等があります。）。駐在所を除き交代制で勤務し、パトロールに当たるとともに、110番通報への対応をはじめ、事件・事故への初期対応をすることを主な任務としています。質問、保護など警察官職務執行法の権限は、主に地域警察の警察官によって行使されています。警察署では最も多数の警察官が地域警察に従事しています。

## 通告（つうこく）

---

一般的には、責任のある機関に対して、事件があることを伝えることを意味します（送致が、事件について責任を持つ機関から、別の機関にその事件の処理を移すことであるのと異なります。）。

警察による通告は、次のように取り扱うこととされています。要保護児童の通告は、警察署長の判断を受けて、定められた様式の児童通告書によって行われますが、児童の安全を確保するため急を要する場合には、電話又は口頭によって通告し、事後に児童通告書を送付することになります。虐待に関しては、「児童虐待を受けたと思われる児童」が対象であり、直接確認されなくても、身体に虐待を受けたことによるあざや傷が認められるなど、児童の外傷や言動その他の事情から合理的に判断して児童虐待の存在が疑われるときは、「時期を失することなく」確実に通告を行うよう、指導されています。現場に臨場して調べた状況のみでは通告の対象になるとはいえないと判断された場合でも、他機関による過去の取扱状況等について照会し、得られた情報を基にして、通告の要否を総合的に判断することとなっています。なお、通告先について法律上は複数の機関が定められていますが、警察ではすべて児童相談所に通告する扱いとなっています。法令上通告機関の選択に関する定めがない以上、通告をする側からすれば、一律の扱いをする（専門性の高い機関に通告する）のが合理的といえます。

## 通常逮捕（つうじょうたいほ）

---

裁判官から逮捕状を得た上で、警察その他の捜査機関が被疑者を逮捕することを意味します。法律上、その被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があることと、逮捕の必要性があること（「明らかに逮捕の必要性がない」とはいえないこと）が要件とされています。罪証隠滅のおそれ又は逃走のおそれのいずれかが一応あるといえないと、逮捕の必要性はないこととなります。軽微事件（拘留若しくは科料の刑しか科されない罪の場合又は罰金が30万円を超えない罪。軽犯罪法違反や道路交通法違反のうちの比較的軽微な罪が該当します。）については、被疑者が定まった住所を有しない場合か、又は正当な理由なく任意の出頭の求めに応じない場合でなければ、通常逮捕できないこととされています。

警察では、逮捕に関する権限の運用として、犯罪構成要件の充足が十分であるか、逮捕の必要性があるか（被疑者の年齢、境遇、犯罪の軽重及び態様、その他諸般の事情に照らして、逮捕する必要があるといえるか）、これらに対する疎明資料がどの程度存在しているのか、収集した証拠の証明力が十分にあるといえるか、などを十分に検討して、慎重適正にしなければならないものとしています（犯罪捜査規範118条）。

## DNA 型鑑定（でいーえぬえいかたかんでい）

---

ヒトの身体組織の細胞内の核にある DNA（デオキシリボ核酸）のうち、特定の部位（座位）におけるある塩基配列の繰り返し回数を「型」と表記し、その型の組合せによって個人識別を行う方法です（DNA を基に人を識別する方式には様々なものがありますが、現在の捜査に用いられているのは、STR と呼ばれる比較的短い配列の繰り返しを調べるもので、世界共通になっています。）。DNA 情報そのものは身体に関する有意なデータを含む究極の個人情報と言われるものですが、DNA 型情報は、身体的特徴や遺伝情報などを含まない無意味な繰り返しの部分であり、性別が分かるほかは、個人を識別する以外の有意なデータは含まれていません。現場に遺留された資料から得られた DNA 型と被疑者の DNA 型がデータベースに登録され、両者が一致すれば行為者が判明することになります。被疑者の DNA 型は、口腔内細胞を採取して鑑定するのが通例ですが、強制の場合は血液を採取して行います。15 座位の組合せで、日本人に最も高い頻度のものでも、同じ者は 4 兆人以上に 1 人となり、完全に特定されることになります。ただし、一卵性双生児は同じ DNA をもっていますから、区分することはできません。

## 匿名通報ダイヤル（とくめいつうほうだいやる）

---

潜在化しやすい犯罪の検挙と被害者の早期保護のために、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による事案情報の通報を電話又はインターネットで受けて、警察に提供するものです。子どもに関わるものとしては、児童虐待事案と福祉犯が対象となっています（そのほかの対象としては、人身取引事案、暴力団が関与する犯罪、薬物事犯、振り込め詐欺などです。）。事案の解決に役立った場合には、最高 10 万円の情報料が支払われます（犯人や被害者本人、警察職員、少年の福祉等について社会的な責任を有する者（業務の過程で情報を知ったとき）などは除かれます。）。匿名通報があった場合、警察では、付近住民への聞き込み、警察が保有する各種情報の照会等を含めて、速やかに必要な調査を実施することになっています。

## 取調べ（とりしらべ）

---

被疑者の取調べの意味で用いられるのが通常ですが、法律上は参考人を対象とするものも含めて、事実を解明するために、人に質問を發して供述を求め、供述調書を作成することを「取調べ」と呼んでいます（被疑者について刑事訴訟法 198 条、参考人について 223 条。なお、197 条では、強制以外の捜査活動全般の意味で「取調」の語を用いています。）。

### 参考：教本「取調べ（基礎編）」について

取調べの相手方から正確な情報を可能な限り多く入手するとともに、虚偽供述を防ぐ基本的な手法として、平成 24 年に警察庁でまとめられたものです。警察庁のウェブサイトに公開されています。取調べと関連する心理学の知見を踏まえ、取調べの各過程を準備段階、導入段階、聴取段階、確認段階に分けて基本的な手法を説明しています。導入段階でのラポールの形成、聴取段階での質問方法の工夫（相手方の自由供述から焦点化）、想起の促進（記憶を喚起させるための手法の活用）、積極的な聴取姿勢（促し、要約、聞き直し）といったことが挙げられています。なお、ここで述べられている手法は、黙秘・否認する被疑者から自白を得ることに主眼を置いた手法ではないとされていることに留意する必要があります。

## 任意捜査の原則（にんいそうさのげんそく）

---

できるだけ強制権限を行使しないで（特に逮捕権を行使しないで）、捜査を遂行するという原則のことで、実際に大多数の事件で、被疑者を逮捕することなく、書類を検察官に送致することで捜査が完了しています。日本ではこの原則は当たり前のこととされていますが、外国では異なります（アメリカでは警察は令状なしで被疑者をすべて逮捕しており、逮捕以外で捜査が終わることはありません。このため、検挙に当たる英語はなく、日本の統計書の英訳では、検挙を、逮捕という意味の arrest と表記しています。）。捜査機関側の意識と努力の結果でもありますが、被疑者側の協力が得られていることも、実質的な理由といえます。

## 任意提出（にんいていしゅつ）

---

物の所有者、所持者や保管者が、捜査機関の求めに応じて、物を提出することを意味します。任提とも言います。提出を受けた捜査機関は、その物を領置し、捜査に必要な間、保管します（その間は、提出者が求めても返還されません。）。所有者が提出する際に、返還されなくてもいい場合には、所有権を放棄する旨を任意提出書に記載するか、別に所有権放棄書を提出することになります。

## 認知（にんち）

---

被害届の提出を受けることなどの端緒によって、警察が犯罪の発生があったことを一応確認することを意味します。刑事訴訟法の「犯罪があると思料するとき」（189条2項）に当たります。被害者側の説明を基に一応の確認ができたとして扱われるのが通常ですが、あくまで一応の確認ですから、その後に犯罪は成立しない（あるいは犯罪の成否は不明である）という判断に変わることもあり得ます。

## 犯罪捜査規範（はんざいそうさきはん）

---

警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法、手続等について定めた国家公安委員会の規則です。「犯捜規」と略称することもあります。法令ではなく、警察官の守るべき行政規則ですが、重要なものとして、警察官実務六法や電子政府の総合窓口の法令データベース（e-Gov 法令検索）に登録されています。

## 犯罪の制止（はんざいのせいし）

---

犯罪がまさに行われようとする場合にそれを強制的にやめさせる（実力で阻止する）ことです。警察官職務執行法5条に規定されており、その犯罪行為によって人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受けるおそれがある、急を要することが、要件となっています。この「犯罪」は、刑罰法規に該当する違法行為であれば足り、責任能力を欠いた者の行為も当たります。なお、現に犯罪が行われていて、それが継続している場合には、警察官職務執行法の要件を満たしていなくても制止が可能だと解されています。

## 被害少年（ひがいしょうねん）

---

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により、被害を受けた少年を意味します。平成8年に警察庁組織令が改正され、被害少年の保護が少年警察の仕事として位置付けられました。警察では適切な助言を行う等必要な支援を実施するものとされています（精神的な打撃を緩和するため特に必要な場合には、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施や関係者への助言などの継続的な支援も行われます。）。福祉犯の被害少年については、福祉犯の捜査と一般的な支援のほか、その少年が再び被害に会うことを防止するために保護者その他の関係者に配慮を求め、あるいは関係行政機関に連絡するなど、同種の犯罪の発生を防ぐために必要な措置をとることとされています（少年警察活動規則36条、37条参照）。

## 被害届（ひがいとどけ）

---

犯罪の被害者が被害を受けたことについて警察に届け出ることを意味します。被害者のいる犯罪について、警察が犯罪の発生を知る最も一般的なものです。法律に規定はありませんが、実質的に警察の捜査を求める行為として、通常、被害届を受けた警察は捜査を開始する（逆に、被害者のいる犯罪で被害届がないと、本人が捜査されることを望まないものとして、捜査を開始しない。被害届が撤回されると捜査を打ち切る。）ことになるので、実務上極めて大きな影響があります。被害者本人以外では、法定代理人が提出する場合があります（それ以外の親族の申告の場合、「被害届」として扱うかどうかは、都道府県警察で違いがあるようです。）。

被害届は口頭でなされるのが通常なので、警察では、定められた様式の被害届の用紙に被害者に記入を求め、あるいは届出人の依頼を受けて警察官が代書することになっています。用紙には、「次のとおり〇〇（罪名）被害がありましたらからお届けします。」として、被害者（住居、職業、氏名、年齢）、被害の年月日時、被害の模様、被害金品（品名・数量・時価・特徴・所有者）、犯人（住居、氏名又は通称、人相、着衣、特徴等）、遺留品その他参考となるべき事項の各欄に、届出人が分かっていることを記入し、署名押印するようになっています。被害者でない者が届け出た場合には、届出人と被害者との関係及びその者が届け出た理由についても記入するようになっています。110番などで警察に通報された事件でも、被害者の届出意思を確認し、被害届を作成することになります。なお、被害届が提出される前にその者の参考人供述調書が作成された場合には、被害届の作成を省略できるとされています（犯罪捜査規範61条2項）が、実際の扱いは都道府県警察によって異なっているようです。

## 被疑者（ひぎしゃ）

---

捜査機関から犯罪をしたと疑われている人を意味します。単なる疑いではなく、その人がその犯罪をしたことが具体的な根拠に基づいて疑われる段階になっていることを指します。被疑者の逮捕は、「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」がなければなりません。起訴後は「被告人」となります（なお、「被告」というのは民事訴訟が提起された相手方の意味で、刑事訴訟の用語にはありません）。

## 被疑者取調べ（ひぎしゃとりしらべ）

---

捜査をする者が被疑者に質問をし、供述を得て、供述調書を作成することを意味します。供述拒否権（自己の意思に反して供述をする必要がないこと）を告げることが法的に義務付けられています。被疑者供述調書を作成する際には、被疑者に閲覧させ、読み聞かせて、内容に間違いがないかを確認し、被疑者が増減変更を申立てしたらその供述を調書に記載し、間違いがないと確認できたときは、署名押印することを求めるようになっています。署名押印のある被疑者の供述調書は、裁判で証拠とすることができますが、任意にされたものでない疑いがあるときは証拠にすることはできません。取調室での取調べでは、取調べ状況報告書が作成されます。このほか、裁判員裁判対象事件では録音録画が行われます。

被疑者の取調べは、真実の発見を目標として行われます。単に聴き取る段階で終了するのではなく、内容を確認し、矛盾点等があればその点を追及することが必要になりますし、供述を拒否し、あるいは虚偽の供述をしている場合には、真実を話すよう説得することも行われます。

## 不起訴（ふきそ）

---

検察官が警察その他の捜査機関から送致・送付された事件について、公訴の提起を行わないとする処分を意味します。起訴猶予、嫌疑不十分、嫌疑なし（告訴・告発された事件などで被疑者の犯行であると疑うに足る証拠が存在しない。）、心神喪失（精神上の障害により是非善悪を判断できないなどのために責任能力が認められない。）などの場合があります。

## 不起訴記録（ふきそきろく）

---

起訴されなかった事件において、検察庁が保有する記録のことです。警察から送致された書類のほか、検察庁で収集・作成された書類も含まれます。訴訟に関する書類に該当するため、公判の開廷前には原則として非公開と定めた刑事訴訟法 47 条の対象となり、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合」を除き、開示されないものとされています。この規定の運用として、法務省では、被害者とその関係者（法定代理人、被害者が死亡した場合等における配偶者・直系親族・兄弟姉妹）に限って、実況見分調書や写真撮影報告書等の客観的証拠の閲覧を認めています。被害者参加事件に関しては原則として閲覧を認め、それ以外の事件では民事訴訟等において損害賠償等の権利を行使する目的の範囲でかつ必要性が高い場合に限って認める扱いになっています。

## 福祉犯（ふくしはん）

---

少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪を意味します。児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為、有害支配）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）、青少年保護条例違反（淫行の禁止違反）が該当します。親による子に対する児童ポルノ事案は、福祉犯に当たると同時に、性的虐待にも該当します。

## 不良行為少年（ふりょうこういしょうねん）

---

非行少年には該当しないが、喫煙、深夜はいかい、飲酒、不健全娯楽、怠学、粗暴行為など、自己又は他人の特性を害する行為（不良行為）をしている少年を意味します。街頭補導の主たる対象で、早期に注意や助言をして非行に走ることや被害に遭うことを防ぐことが目的となっています。本人に注意や助言をするだけでは十分ではないと判断された場合には、少年補導票を作成の上で、保護者に連絡することになっています。不良行為少年の補導は、10年間で3分の1に減少しています。

## 変死体（へんしたい）

---

変死者（不自然死であり、犯罪による疑いのある死体）と変死の疑いのある死体（不自然死である疑いのある死体、犯罪によるものかどうか不明なもの）をいい、刑事訴訟法の検視の対象となります。これに対し、犯罪による死亡であることが分かっている死体については、すぐに捜査が行われ、同法の鑑定処分許可状に基づく解剖で死因の鑑定等が行われます。また、犯罪によらないで死亡したと思われる死体については、死因・身元調査法に基づいて調査等が行われます。

## 保護（ほご）

---

警察官職務執行法3条に基づく強制的な保護（警職法の保護）（注）と、法律の規定によらない事実上の措置（任意の活動）としての一般的な保護とがあります。いずれも、保護者や治療等を行う機関に引き渡すことを予定してなされる一時的なものです。

警職法の保護は、精神錯乱者と泥酔者を対象とする1号保護と、迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要する者を対象とする2号保護に分かれます。1号保護は、正常な精神状態でないために、自己又は他人の生命・身体・財産に危害を及ぼすおそれがあるときに保護するものであって、必要があれば、抵抗を排除し、物理的な拘束を行うこともできます。本人のためであると同時に、周囲の人の安全のための措置だといえます。2号保護は、本人が明確に拒んだ場合は保護できませんが、それ以外であれば警察署等に連れてくることができます（強制ではありませんが、相手の承諾があってはじめて行うことのできる任意活動とも異なります。）。警職法の保護と、児童相談所からの一時保護の委託を受けて行う保護については、保護取扱い要綱が定められています。

一方、家出少年など、警職法の保護の要件に当たらない場合で、個人の保護の観点から、放置できない者については、警察の責務達成に必要な任意の活動として、一般的な保護が行われます。説得をして警察署に同行を求め、家族に連絡するといった措置をとることになります。（被害少年の保護→被害少年）

（注）このほか、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（酩酊者規制法）に基づく保護もあります。

→酩酊者規制法

## 保釈（ほしゃく）

---

起訴された勾留中の被告人について、証拠隠滅又は逃走を防ぐ手段として、保証金を納めることと引き換えに、釈放することを意味します。もし、裁判中に逃亡したり、証拠を隠滅したりした場合には、その保証金は取り上げられることとなります。重大な犯罪の場合などを除き、保釈の請求があった場合には原則としてそれを認めるという規定が置かれています。

## 補導（ほどう）

---

言葉としては「正しい方向にたすけ、導く」という意味ですが、警察では、非行少年等様々な問題を抱えた少年に対して、警察（又はその委嘱を受けた者）が法的な措置又は事実上の措置をとることを意味します。犯罪少年の捜査も広い意味では補導に含まれますが、警察の統計では、触法少年、ぐ犯少年又は不良行為少年に措置をとった場合を補導人員とし、捜査して検挙した場合と区分しています（合わせると検挙・補導人員となります。）。少年警察活動規則では、一般的活動として、街頭補導と継続補導について、規定を置いています。

## 無罪（むざい）

---

検察官の起訴で示された犯罪事実について、合理的な疑いをさしはさむ余地のない立証がなされたとはいえないときに、裁判所は無罪を言い渡すこととなります（別の事実が存在する疑いを入れる余地がない、あるいは抽象的な可能性としてはあり得るとしても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと判断されれば、有罪とする認定ができますが、そうでなければ無罪になります。）。

日本では、無罪となるのは大変まれであり、無罪となったときには検察・警察の敗北といった評価がなされることが一般的です。本来からすれば、逮捕や起訴されたからといって、当然に有罪となるわけではなく、公判の結果を事前に予測することはできないはずなのですが、日本では、無罪が捜査側の敗北という評価がなされるので、それを回避しなければならないというのが常に強く意識されています。検察官は公判でいかなる反論があってもそれを乗り越えて有罪にできるだけ証拠があると判断しないと起訴しないし、捜査機関はそれだけの十分な証拠を収集することが求められます。このため、本人も認めていて社会的にはその事実が当然にあったとみなすことができるときでも、本人の述べていない様々な反論を想定してそれらにすべて応えるだけの証拠を収集してはじめて捜査を遂げたことになるというのが実務になっています。

## 酩酊者規制法（めいていしゃきせいほう）

---

酩酊法、酔っ払い規制法ともいいます。正式名称は、「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」です。昭和36年に議員提案で制定された法律で、酩酊者（アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある状態にある者）が公共の場所又は乗物で粗野又は乱暴な言動をしている場合における保護、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合の処罰と警察官による制止について定めています。この法律又は泥酔者として警察官職務執行法に基づいて保護した者がアルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者であるときは、警察官が保健所長に通報することが定められています。

このほか、酩酊者が住居内で同居の親族に暴行をしようとする等、当該親族等の生命、身体又は財産に危害を加えようとしている場合に、警察官職務執行法6条1項に基づく警察官の立入りができることを定めています。確認的な規定ですが、家庭内の事案においても、危険な事態では警察が法律に基づいて介入することができることを明確にしたものとして、意味があるといえます。

## 面前 DV（めんぜんていーびい）

---

18歳未満の子どもの前で、保護者が配偶者に対する暴力を行うことを意味します。平成16年の児童虐待防止法改正によって、心理的虐待に該当することが明記され、通告の対象となりました（法律の規定は、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」であり、子どもの面前での行為に限るとの文言はありません。面前でない場合には、「その行為の結果が子どもに与える影響によっては心理的虐待に該当することもある」と考えられます。）。このような行為を児童虐待の対象と位置づけるのが法律の定めである以上、そのおそれがあると分かれば、警察を含めた関係機関は、当然に通告をするべきものです（子どもの面前での配偶者への暴力については、常に該当するので通告は法律上の義務であり、通告をしないという選択肢はありません。）。その結果、近年では、面前DVの警察による通告は3万件に達し（平成29年）、警察からの全通告件数の半分近くになっています。児童相談所の体制上の限界から、48時間以内の目視による安全確認が困難であるといった指摘もありますが、それは通告を受けた機関がどのように対応するのが合理的かという問題であって、法律に則った通告を問題視するべきものではない、といえます。

なお、警察の統計の「面前DV」には、配偶者以外の家族に対する暴力も含まれています。子どもからみた祖父母や兄弟姉妹に対する暴力も、子どもに心理的な不安を与えるという意味で配偶者間の暴力と共通性があるので、統計においてそれを含める合理性があるといえます。ただし、配偶者間の暴力は規定上心理的虐待に当たるのに対して、他の者に対する暴力は法に直接の規定はなく、心理的虐待に当たるといえるかどうか個別の判断を要するという違いがあることに留意する必要があります。

## 余罪（よざい）

---

逮捕事件以外の事件を意味します。より軽い罪に当たるものについては、改めて逮捕することなく、余罪としての処理が行われるのが通例です（同種事件について余罪として処理される場合も多くあります。）。

## ラポール

---

警察では、警察の取調べの場面で、取調べの相手方が想起に集中することができ、かつ、思い出したことなど何でも話せる関係を形成することが重要であることが知られるようになってきています。ラポールは、その関係を意味する心理学上の用語として、警察では理解され、用いられています。取調べの導入段階で、取調官と相手方とのラポールの形成を主目的として、挨拶と初期の会話、取調べにおけるルール等の説明をすることが取調べ教本（→取調べ）で指摘されています。

## 立件（りっけん）

---

ある行為を刑事訴訟法に基づく処分（送致）の対象とすることを意味します。「検挙」が特定の者の犯行であることを明らかにしたことに重点がある言い方なのに対して、「立件」は、その行為が犯罪であると位置づけたこと（「犯罪」として処理されること）に重点がある言い方だといえます。

## 略式起訴・略式命令（りゃくしききそ・りゃくしきめいれい）

---

検察官が略式手続での事件の処理を裁判所に求め（略式起訴）、裁判所がこれを認めて被告人に100万円以下の罰金又は科料の刑を科すこと（略式命令）を意味します。被疑者に異議のないことが前提であり、事前にその旨を確認することが必要です。極めて多くの事件が略式命令で処理されています。

## 留置施設（りゅうちしせつ）

---

警察が逮捕した被疑者を留置するための施設です。留置場ともいいます。警察署に置かれているほか、警察本部にも置かれている場合があります。事件の捜査をしている警察署の留置施設に留置されるのが普通ですが、複数の被疑者を逮捕していてその間の通謀を防止するために分散する必要がある場合や、女子や少年でそのための施設を用いる必要がある場合などは、他の警察署や本部の留置施設に留置されることになります。逮捕後の間だけでなく、起訴前の勾留も警察署の留置施設で行われるのが通例です。

## 留置担当官（りゅうちたんとうかん）

---

留置施設に係る留置業務に従事する警察官を意味します。警察が留置業務における扱いを捜査に利用する（優遇したり、不利益を与えたりして供述を得ようとする）ことを防ぐ観点から、捜査と留置は組織上分離され、留置担当官は被留置者の犯罪捜査に従事してはならないことが法律上も規定されています。

## 領置（りょうち）

---

犯罪現場等に残されている物（遺留物）又は所持者等から任意に提出を受けた物を、警察等の捜査機関が、刑事訴訟法に基づいて、捜査のために占有を取得する処分を意味します。強制的取得ではありませんが、返還を求められても捜査に必要な期間は拒むことができるのであって、単なる預かりとは異なり、押収に当たります。

## 令状（れいじょう）

---

捜査機関の強制処分を可能とする裁判官の判断を示した書面を意味します。逮捕状、勾留状、搜索差押許可状などがあります。現行犯逮捕などの場合を除き、捜査における強制処分に裁判官の発付する令状がなければならぬとするのは、憲法の要請に基づくものです。なお、逮捕状や搜索差押許可状は裁判官が許可するものであって、捜査機関は令状があってもしないことが可能ですが、勾留状や鑑定留置状は裁判官が命ずるもので、執行することが義務付けられます。

## 録音・録画（ろくおん・ろくが）

---

捜査機関が取調べの状況を録音し、かつ録画することを意味します。刑事訴訟法の改正により、逮捕勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件で取り調べる場合には、被疑者が拒否した場合や暴力団に関する事件の場合を除き、全過程の録音録画が義務付けられています（警察では、このほか、知的障害等を有する被疑者を対象とした録音録画が行われています。）。検察庁では、裁判員裁判対象事件に加え、独自捜査事件（警察等から送致されたものでない事件で検察官が逮捕したもの）、知的障害者に係る事件及び精神障害者に係る事件で逮捕勾留している場合は録音録画をし、さらに、試行として、上記の4類型以外の事件でも公判での立証の観点から被疑者の取調べを多数録音録画し、さらに必要な場合は被害者・参考人の取調べについても録音録画しています。



---

タイトル 児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック  
発行日 2019年1月29日  
著作・発行 京都産業大学 社会安全・警察学研究所  
所 長 田村正博  
住 所 〒603-8076  
京都市北区上賀茂山本町37 京都産業大学上賀茂総合研究館  
H P [https://www.kyoto-su.ac.jp/collaboration/kikou\\_syakai.html](https://www.kyoto-su.ac.jp/collaboration/kikou_syakai.html)  
問合せ先 [icj-ksu@cc.kyoto-su.ac.jp](mailto:icj-ksu@cc.kyoto-su.ac.jp)  
編 集 所員 須賀博志  
印刷・製本 株式会社 田中プリント

本ハンドブックは、国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター（JST/RISTEX）の研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」における、研究開発プロジェクト「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」による研究成果です。

---

© 京都産業大学 社会安全・警察学研究所

※無断での転載転用はお断りいたします。

